

第 12 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 4 日)

平成 19 年 3 月 8 日 (木曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛	16番	川 田 真 悟
			18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (1名)	17番	山 田 弘 治		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (1名)	10番	高 木 照 雄		
		午後 4 時より早退		

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一良	事務副局長	谷村 忠則
説明のため出席 した者の職氏名 (30名)	町 長	庵 途 典章	助 役	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	小 林 隆 俊	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	岸 井 春 乗
	出 納 室 長	小 笹 和 則	税 務 課 長	大 橋 正 毅
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	達 見 一 夫
	福 祉 課 長	内 山 導 男	スポーツ振興課長	井 村 均
	農林振興課長	大 久 保 八 郎	建 設 課 長	野 村 正 明
	住宅管理課長	田 村 章 憲	地籍調査課長	清 水 好 一
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農業共済課長	城 内 哲 久
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター所長	森 脇 正 洋	教 育 委 員 会 長 総 務 課 長	山 口 清
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	坪 内 頼 男	消 防 長	加 藤 隆 久
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
	南光支所長	森 崎 文 和	三日月支所長	飯 田 敏 晴
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (2 名)	水 道 課 長	西 田 建 一	三日月支所長	飯 田 敏 晴
		午後から出席		午後から出席
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 一般質問
- 日程第 2 . 議案第 4 号 にしはりま環境事務組合理約の一部変更について
- 日程第 3 . 議案第 5 号 播磨高原広域事務組合理約の変更について
- 日程第 4 . 日程第 5 ないし日程第 16 について
- 日程第 5 . 議案第 42 号 平成 18 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出について
- 日程第 6 . 議案第 43 号 平成 18 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 7 . 議案第 44 号 平成 18 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 8 . 議案第 45 号 平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 9 . 議案第 46 号 平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 10 . 議案第 47 号 平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
- 日程第 11 . 議案第 48 号 平成 18 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 12 . 議案第 49 号 平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 13 . 議案第 50 号 平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 14 . 議案第 51 号 平成 18 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 15 . 議案第 52 号 平成 18 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 16 . 議案第 53 号 平成 18 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について
-

午前 10 時 00 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

連日、大変遅くまで、ご苦労さんでございます。大変お疲れのようでございますけれども、ひとつ、今日と明日、頑張っていたきたいなと思います。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日、2 名の方の傍聴がございます。傍聴中におかれましては、守らなければならない事項を遵守いただきますようお願いを申し上げます。

それから、欠席届が出ております。山田議員の方から兄さんの手術の立ち会いのためという事で、昨日、一般質問早くしていただいたという事で、本日欠席であります。

三日月の支所長の飯田さんより病院で検査の為という事で、欠席届が出ております。

それから水道課長が、配水管敷設のトラブルにつき、対策の為に、本日休ませていただきたいといただいております。

3 名、欠席ということでございます。西田課長については、午前中という事で、1 時から出席ということでもあります。支所長も午前中で午後は出ますという事でもあります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 . 一般質問

議長（西岡 正君） 日程第 1 は、昨日に引き続き一般質問を行います。通告に基づき、順次、議長より指名いたします。

11 番、山本幹雄君の質問を許可いたします。

〔 11 番 山本幹雄君 登壇 〕

11 番（山本幹雄君） 11 番の山本です。毎日、長い長い議会、大変ご苦労さんであります。

こんなに大変な議会は、もしかしたら、姫路市議会よりも大変かもしれません。議員の歳費は3分の1程でありますけども、ハード差では、それ以上のような感じです。皆さん連日大変なので、早めに終わらせたいと思います。当局の方の応援もよろしくお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。さて、昨日、一昨日から同僚議員が同じような質問をされていますので、私は、今日、何聞いていいか、ちょっと良く分からんなど思いながら、それでも、佐用町の行く末心配なので、町長に以下の3点程について伺いたいと思います。

まず1点目は、佐用町総合計画とそれに伴う財政について伺いたいと思います。

町長は、この度、佐用町総合基本計画を策定し、議案第 15 号で本定例会最終日に採決しようとしています。文章としては、大変良くできていると感じますが、町長は、この基本計画を元に、何をやろうとしているのか、私には、見えて来ません。佐用町には、どうしても、これが必要なもので、どうしても、これがやりたいんだという思いが感じられないという事です。町予算は、基本計画を元に策定されるべきであるはずで、基本計画を元に 19 年度予算で何をやろうとしているのかが、少しも見えて来ないという事です。高度情報通信網をやるというのは見えて来ます。しかし、それを元に、もう一步踏み込んだ事については見えて来ません。また、前日も同僚議員が佐用町で何を売りに出していくのかというような問いを質問されていましたが、何か明確な答えはなかったように思います。私は、佐用町の宝物は何かを常に考えます。よく見ると宝物は沢山あります。ないものをどうするというのはなく、今ある佐用町の宝物を対外的に売り出せば良いのではないかと思います。船井幸雄の著書、「まちはやみがえる」でまちの活性化は今あるものを有効に利用せよとあります。今ある町並みを壊すのではなく、それをもとに活性化せよとあります。今、佐用町にある宝物は何か、それをうまく繋ぎ合わせて、佐用町に年間 100 万人の方が来町しているという事ではありますが、200 万人もの来町者も可能ではないかと思ひます。沢山の宝物を繋ぎ合わせ、先日も質問されていましたが、それをうまくアピールする事が、肝心かと思ひます。そういった事が基本計画に盛り込まれていなかったように思ひます。19 年度予算に基本構想をどのように盛り込んで行こうというのかを伺いたい。また、その為には、町財政についても、考慮しながら取り組んでいかなければなりませんので、町財政についても少し伺いたいと思ひます。

まず、経常収支比率について伺います。18 年度経常収支比率は最終的なところで、何パーセントぐらいを考えているのか、19 年度では、どのくらいにする考えか、また町長の任期以降になり答えにくいかもしれませんが、できれば、それ以降、27 年度ぐらいまでの計画があるようであれば伺いたい。

そして、2点目は、入札監視委員制度についてであります。入札については、町長もよく知っておられるように、全国で3人もの知事が辞職しなければならないような事態が起きました。県民は、問題が表面化するまで、まさか知事が、そのような事をしているとは、露ほども考えていなかったと思います。しかし、実際には、問題があったという事があります。私は、庵途町長が、問題を起しているとは考えておりません。しかし、社会的に、これ程問題になれば、庵途町長も自ら疑問を抱かれないようにしておくべきではないかと思います。実は、旧上月町時代にも、一度入札監視委員会について、当時の中川町長に一般質問した事があります。中川町長は、問題を起しているとは考えておりませんが、自ら町民に疑問を抱かれないよう心がけておくべきではないか。東京のある町や青森のある町では、入札監視委員制度を作っておりますよと。しかし、中川町長は、今のままだも充分問題なくやれているという事で、入札制度の導入は考えられませんでした。当時と違い、今は、入札に関する問題で、知事まで辞職する時代である事を、町民の方々は、充分理解しております。また、当時より町民の方の目は、数段厳しいものになっております。そこで、入札監視委員制度の導入について取り入れる考えはあるのかどうかを伺う。

最後に天下り防止条例について伺います。世間では、先程の入札問題や天下り問題などを含め、行政に対する批判の目が大変厳しくなっております。そこで、佐用町では、そのような天下り問題はないかと思いますが、あるかどうかを伺います。もし、あるとすれば、町長は、今後天下りについて、どのように考えられているのかを伺いたいと思います。

答弁の程よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君） それでは、町長答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆さん、改めて、おはようございます。連日、お疲れ様です。

後3人の方に一般質問をお答えさせていただきます。その後、また今日は、補正予算と1日また、色々とお世話になりますけど、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、山本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず佐用町総合計画と財政についてというご質問でございます。

まず総合計画は、まちづくりの進め方や方向性を示すものでありますから、まず理念とか姿勢というものが柱でありまして、具体的な個々の計画ではありませんし、私達の町民の生活にかかる全ての分野を捉えての計画であり、町全体のレベルアップを目指す事を目標としておりますから、どうしても相場的なものになって、具体性が見えないというふうに言われてしまうというふうに思います。しかし、これは、総合計画の性格上そういう計画であるという事をご認識をいただいて、ご理解いただきたいと思います。そういう中で、この新佐用町の総合計画では、重視すべきまちづくりの考え方を、合併協議会で策定された新町まちづくり計画を継承して、基本理念として、「一人ひとりを大切にすまち」「自然と共に生きるまち」「協働で未来をひらくまち」。また基本姿勢として、「人々がふれあい輝く自立と協働のまちづくり」「時代に対応した行財政基盤の確立したまちづくり」から未来像を「ひとまち自然がきらめく共生の郷佐用」としております。

これは本町の次の担い手である人材を育成しながら、全ての町民が安心して仲良く助け合いながら、生きがいを持って暮らせるまちづくりを推進しようとするものであります。

このまちづくりを推進するため、6つの分野でそれぞれ主要施策を定め、基本計画を策定しております。今後は、更に実施計画の策定を行い施策の推進を図ってまいります。

次に、経常収支比率についてのご質問でございますが、経常的経費の削減と地方債発行につきましては、合併特例債や過疎債等の地方交付税算入がある有利なものを優先的に考え、後年度負担、将来の負担比率の抑制、経常収支比率の改善を図ることが、第一と考え予算編成をいたしました。経常収支比率につきましては、平成 18 年度の見込が 94.1 パーセント程度で、その後、公債費等の増、地方税の減などにより、平成 26 年度までには、やはり、どうしても 90 パーセント台を推移するものと見込んでおります。

財政運営の健全化に向けて、行政のスリム化・効率化を一層徹底しつつ、事務事業の仕分け、見直しを行い、危機的な財政状況にあることを職員全員が認識し、歳出全般にわたる徹底した見直しを行うことが必要であろうと思います。

次に、入札監視委員制度の設立に対してどのように考えているかとの問いでございます。入札問題については、ずっと以前から色々と議論をされて来た問題であります。今、議員お話のように、最近特に、県のトップである知事などが関与した談合問題など、大きな事件も起きて、全国的に公共事業の入札における談合問題が国民、住民の大きな関心の的となっております。岡本議員からの先般、入札制度の改革なり透明性の向上などについてのご質問にお答えをしましたとおり、本町におきましても、既に一般競争入札を導入をいたしております。また、合併後、機構改革の中で、より透明性を高めるために入札事務を財政課で行うという事で、そういう今、入札の事務執行を行っており、透明性また競争性を高める取り組みをしてきたところであります。現在、国においても入札制度の適正化連絡会議において、一般競争入札の導入を柱とした、自治法改正などの方針が出されているという事が報道をされております。議員お話の第三者機関による、監視体制という事も言われているというふうに聞いております。今後、町といたしましても、更に国からの方針また県の指導、そして町としてどうあるべきかという事を考え、研究をしていかなければならないというふうに考えております。今現在において、入札や契約内容の透明性や公平性の確保を図るうえで、町の監査委員さんによる監視体制などの強化なども対策の 1 つとして考えられるのではないかとこのふうにも思っております。

今後とも、適正な入札執行を行う為に、必要な改革は進めて参りたいというふうに思っております。

次に、天下り防止条例条例という事についてのご質問でございます。

現在の町職員の退職後の状況を見ていただければ議員もお分かりであろうと思っておりますけれども、国や県のように外郭団体というものは、町にも余りありませんし、また、世間で言われておりますような、町と関係の深い民間会社、また団体等へ高い地位を利用できるような天下りの実例はございません。そういう中で、町の今の状況から見ればですね、町としての、天下り防止条例のような条例を制定する必要性はないのではないかとこのふうに思っております。ただ、町職員として長い行政経験を積んだ、優秀な人材が、沢山あるわけです。これからの町行政の運営の中で、優秀な人材については、再雇用というような形で、臨時的な、また登用を行っていく事も、1 つの町の活性化の仕事を進めて行く上で必要なことではないかなというふうにも思っております。

以上、山本議員からのご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） ほな、あのちょっと質問がね、質問とあれと逆になって、一問一答制にしときゃ良かったのにと、今、ちょっと反省して逆から行きます。

さっき何か、天下りは、町長ない言うて答えられて、町と深い関係の団体はない言うて聞いているんですけども、僕、ちょっとこの前の中でも、例えば、指定管理者制度について、もしかしたら、天下り先になる得るのではないかいう事を、ちょっと言わせてもろたと思います。で、指定管理者制度というのは、例えば、利益が得られる団体もあれば、そうでもない団体、それでも利益が生むことができないような指定管理者制度に対しては、町が、ドンドンお金を入れていかなあかん。となれば、その管理者となれば、ハッキリ言うて、お金も充分保障されていくのかなという懸念もいたします。それと、関係の深くない団体と言われながらも、例えば、さっきの中にもあるんだけど、指定管理者いう部分にあるんだけど、例えばプールとかスピカホールとか、そうじゃないんかも分からんけど、シルバー人材センターとか、そういった町と関係持った団体というのはあると思うんですよ。ねっ、町長はないって言うたけど。

〔町長「少ないって言ったんですよ」と呼ぶ〕

11 番（山本幹雄君） 少ないって言うた。僕、ないって聞こえたと思うんです。

そういう関係先、僕、旧上月町の町民だけに、佐用の事は良く知らないんですけども、そういった事を含めた上で、元々の職員の天下りはないんかという事を、もう一遍ちょっと議長、伺います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 天下りというのがですね、世間一般で言われておりますのは、かなり、そういう退職を、多額の退職金とか、多額の報酬とか、そういうものが得られるような、そういう職場、そういう所に、こう、その官庁との関係を持って行くのが、天下りという、そういう私は、解釈をしております。で、町としてもですね、今、言われた、プールとか、そういう所は、町が直営しているので、何も天下り先でもありませんし、後、指定管理者制度によって、今の町が整備し、また団体で運営している、例えば道の駅のようなですね、有限会社とか、会社組織でやってる所もあります。そういう所につきましてはね、そういう経験者が入ってと言っても、ほとんど、その報酬とか、そういうものについては、臨時雇用的な報酬しか支払えない状況ですし、そういう待遇です。それからシルバー人材センターとか、今、お話ししました。これ等においても、やはり、行政経験なり、色んな面で、管理経験というものが必要という中で、そういう人材を登用しておりますけども、それも、月の報酬から見れば、臨時的な職員の報酬とあまり変わらないような形でやってるわけです。ですから、まあ、今、山本議員がイメージされているね、その天下りというものが、町職員であった者が、色んな町の関係している、そういう仕事に就いていると天下りと言われるのであれば、それは天下りという人は、かなり使っている、そういう職場はありますし、そういう職場にも、また逆に、その仕事をしていただかないと、なかなか正職員を配置するというのは、非常にまた、これも経費も沢山掛かる事ですから、難しい状態にあるわけです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山本君「いやいや、待ってくださいよ」と呼ぶ〕

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） まあ、確かに、町長が言われるように、天下り言うたら、ものすごくようさん、給料が貰えて、国の方の天下り言うたら、確かにそうなんかなと思うんですよ。けど、この佐用町において、こないに沢山もらえる所というのは、元からある訳じゃないんだから、当然、臨時かも分かりませんが、町民から見たら、何や役場辞めたと思うたら、早速あんな所へ行っとなかいうふうに思われると、それは明らかに天下りやと。町民は言うと思います。それは、町長が、いや、そんなん、元々、そういう能力がある人間やで使うたんや。それはよう分かるんです。そりゃ、今まで、行政長い事やってきたんだから、よう分かるけど、ただ、それは、今の町民感情がいかげなものかという部分だと思うんですよ。僕はね。それを天下りじゃない、いや、天下りや言うて、ほな、これ水掛け論になると思うけども、けど、そこら辺は、やっぱり、今後自粛していかなあかんのんじゃないかなと思いますけど、もう一遍ちょっと伺います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵途典章君） そういう事で、やはり一番問題は、その待遇とかね、そういうものが、こういう地域社会の世間の常識から見て、そういうふうに思われなような形には、待遇面では、ちゃんと配慮していかなくちゃいけないと思いますけども、やっぱり人材については、特に、これからはですね、大量に、職員も退職をしていきます。佐用町のような所の中で、全員が、そういう、色んな所に働けるような、また勤めていただくような場所はありません。しかし、どうしてもですね、やはり、そういう経験を持った人をお願いをしていかなくちゃいけない仕事も、状況もあるわけです。ですから、それは、優秀な人材、またその経験を活かせる所であれば、こちらから、また町としてお願いをしていかなくちゃいけない部分っていうのは、当然あるという事、全く、それをしないという事は、これは町にとっても、非常に大きな逆にマイナスだというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） まあ、色々あると思うんですけどね、ただ、やっぱり、今、佐用町の中では、結構、退職金沢山もらえる方だと思いますし、定年退職しっかりした中でもらえ、退職金もるた中で、スッとそっちに行く、ねっ、それはやっぱり、そうじゃなくして、これだけ佐用郡、佐用町、雇用確保が難しい状況になっております。例えば、臨時であっても、そういう所でも勤めたいと思われる方、沢山おると思います。そういう事の雇用対策という部分も考えるという事であるならば、職員が辞めて、はい早速、退職金沢山もらった後、そっちに行きましょうというのは、私は、いかげなものかと。町民は、ああいいですよとは、なかなか言ってもらえないのではないかなというふうに思います。それは、それ以上言っても水掛け論になりますんで、ちょっと1点目の質問の中で、もうちょっとさしてもろて、佐用町の起債制限比率と公債比率は何パーセントぐらいですかね。そっちの方、ちょっと伺います。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 17年度決算で申し上げますと、起債制限比率は、8.8。これも、普通会計ベースでの決算統計上によるものでございますので、全会計ではございません。ですから、まだ18年度につきましてはですね、この決算をうたないと、確実な数字は出て参らないという事になっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山本君「2つ聞いたでしょ」と呼ぶ〕

財政課長（小河正文君） それから公債比率、これも実質公債比率で申し上げますけれど、これが17年度、もう決算うった段階で14.9となっております。

〔山本君「18年度は分らんいう事ですね」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） まあね、公債負担率15パーポイントという事が、ええ事と言われと途中で、14やでええんだろうし、起債制限比率が8.8にもなって高いんかなというような気はいたします。で、この前からね、佐用町の財政厳しい、厳しいという事であります。ここでいやらしいけど、もう一遍聞きますけど、佐用町の一般と特別の会計何ぼだったか、ちょっと伺えますか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長「今年度」と呼ぶ〕

〔山本君「ああ、19年度、ごめん。19年度の予算、見たら分かるんやで、ちょっとハッキリ、町長の口から伺いたいと思います」と呼ぶ〕

〔町長「僕の口から」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） 提案説明で申し上げましたけども、再度言います。
127億が一般会計。特別会計が10億2,900

〔山本君「10億、103億」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 失礼しました、102億9,432万となっております。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） じゃあ、ちょっと伺います。相生市の一般会計なんぼか知ってますか。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私は、詳しく聞いてません。まだ、見てません。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 僕も新聞で見ただけです。121 億です。121 億。佐用と、あっち市なんですけど、そんでもうちょっと聞こうかな。上郡町一般 89 億、神河町 79 億、市川町 47 億。佐用町金持ちですね。ねっ、市より多いんですよ。この前ね、ある団体の審議会の答申やなんじゃ言うて、この前、ちょっと数日前もろたんが、その時に出とったんが、経常収支比率が何か、90 何ぼ、あの時何言うて、何か紙もろたね、あれ、何パーセントって書いとったかね。小林課長。

議長（西岡 正君） 分かりますか。

11 番（山本幹雄君） 何か、書いておった、僕、忘れたんやけど、ちょっと教えてもらいたいなと。数日前、ちょっとあるとこでもろた紙ね。

議長（西岡 正君） 分かりますか。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 財政課長。

財政課長（小河正文君） 多分、議員おっしゃるんは、行革プランの中で、出させてもらった分ではないかなと。それは 17 年度で 97.9 パーセントという、

〔山本君「えっ、もう一遍」と呼ぶ〕

財政課長（小河正文君） 97.9 パーセント。

〔山本君「97.9 パーセントね」と呼ぶ〕

財政課長（小河正文君）　　という数値で提出させていただいております。

〔山本君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君）　　これ 97.9 パーセントいうのを、この前ある団体で、これで佐用町貧乏なんや、貧乏なんやって言いまわっておいて、今日聞いてみたら、94.1 パーセント、ありゃ、ありゃ、3.約4パーセント近く下がったうがな言うて、4パーセント言うて、120億の4パーセント言うたら大きいで、ねえ町長。120億の4パーセント言うたら、何ぼになります。それは大きいで。そんなにな、何億の金で、ポンポン、ポンポンね、これ数日前の紙やで、ねっ、小林さん、そんなに4パーセントも、ポンポン、ポンポン変えられたら、それはかなわんわ。そんなもんで、金があるじゃないじゃ言われたら、それは、ちょっと違うんじゃないかなと、僕は、思うのね。で、やっぱりね、先程、ちょっと言わせてもろたように、佐用町いうのは、結構金があるはずなんです。ねっ、あるわね、相生市より多いんじゃないもん。上郡町よりも40億以上多い。ねっ、こんだけあるのにね、厳しい、厳しい言うて、で、僕ね、これ何で、こんな事言うかというね、この前ね、課統合されて、2課の統合を決められましたね。で、2課統合言うて、ごつつう頑張るとんかな思うて見てみたら、よう考えて見たら、今年定年退職とか依願退職、そりゃ、依願の方は、進んでやられるんで、頑張っておられる、悪いなと思ったりもするんですけども、3名減るのに、2課の減だったら、あんまり、よう考えたら無理して、へんのかなというふうになるしね、それで、一般質問の初日にも、何回も出てきますけども、ある議員が言うたように、北海道のメロンで有名な町ではね、問題になったと。佐用町、そないにならんのか言うたらね、これ実は、佐用町厳しいんですよ。で、佐用町、何が厳しいか言うたらね、多分、今、90何パーセント非常に悪い。ねっ、98がどうの、94がどうの、どっちが本間やよう分からんのかかなと思ったりもするけども、悪い、悪い。そやけどね、悪いんは、今が悪いん違うや。今は、ええんです。何でか、これ合併でね、算定特例10年間27年まで認めてもろとんですよ。だからね、僕が悪い言うのは、今年が悪い、来年が苦しい、再来年が厳しい言いよん違うんや。一番問題なんは、27年後以降が問題なんや。それで、それまでの間に、佐用町何せなあかんか。基金しっかり積み立てとかなあかんのですよ。27年度以降、町長も知ってるように、算定替えされるわけですよ。そっから激減される。そこで、僕は、先程言うたような形で、27年度からね、算定替えして厳しくなる。人口規模で言うたらね、1万8,000。これ基本計画の中で、27年、その時が、1万8,000何か知らんコーホート法かなんかで、その時に、経済が何かを加味した段階では、2万ぐらいや。多分、実際は、1万8,000でしょうね。1万8,000いう事は、今の上郡町並みの財政になるいう事や。持っていかなあかん言う事や。ほな、上郡町並みに、持っていけるか、行けえへんのんだったら、今、貯金しとかなあかんのですよ。そうでしょ。それで、27年度の時に、今しっかり貯金して、お金を貯めて、その為には、経常収支がね、90パーセントさっきなる言うたはったね、26年度で、90パーセント代を維持してある。そんなもんで、どないして貯金するんですかって。ちゃいます。それで、一遍伺おう。はい、町長、首傾げとんだったら。

議長（西岡　正君）　　はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　まあ、経常比率というのがですね、一般会計の、その財政の中に占める経常経費が高いという事です。それは、また、それと同時に、その預金、基金をね、ドンドン積んでいけるかと言うと、その結局、基金というのは、それだけ余裕が財政があればですね、基金を積みますけども、国の財政にですね、交付金、そういうもので、大部分を賄っている状況の中で、これはそれだけの基金が積めるのであれば、その交付金が逆に、ドンドン、それだけ、同じようにはいただけません。それも、減って行くという形にもなっていくわけで、そのバランスと言うのはね、そんなに、じゃあ20年度、10年後以降にですね、備えて、例えば、今基金があるのを30億、40億、50億というふうにな、積んで行けるかって言うたら、それはできないという事です。ですから、まあ通常の基金運用というのは、本来、この財政運営をしていく上で、ある程度、余裕を持って、また緊急の場合に対応できる柔軟に対応できる、そういう財源として、基金を適正なものを常に保持して行くという、こういうものではないかなというふうに思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君）　　あのね、僕、良く地方議会人の話するんじゃないけど、2月号にね、国の基本方針2006ではね、地方公務員の定数を5年後に5.7パーセントカットせいと謳われておるんやね。で、基本方針2006でね、その目標とする類似団体の現在の職員定数の5.7パーセントを減をターゲットとして、厳しくすると。さっき言ったように、ちなみにね、人口規模、コーホート法では、さっき言った1万8,400で、政策人口を加味すれば、2万あるけど、この政策人口加味というのは怪しいもんやで、多分1万8,400、真さに上郡町、で、真さに上郡町の職員定数いうのを、更に5.7パーセントカットした数字まで持って行けへんと、厳しいんやでと。ただ、そこで先程言わせてもるたように、しっかり27年まで貯金できるんであるなら、それはかまわんと思います。私、厳しいかも分からんけど、けど、今、町長言われるように、貯金なんかできませんって、そんな事せんと、交付税下げますという話であるならばね、ほな27年度以降どないするんですか。87億まで、更にそれより人件費の5パーセントカットされた分まで、佐用町一般会計ベース下げれます。ちょっと伺いますわ。

議長（西岡 正君）　　はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君）　　まあ、その上郡町とね、今、比較して、例えば今の財政が、上郡町が80億。これは旧町で考えていただければ、佐用町に、旧佐用町においても、大体一番大きい時に80億ぐらいの予算がありました。ですから、これは合併した後ね、当然、これは4町が集まったら、中での財政ですから、その財政、今の予算額が127億という予算が組めたという事は、そりゃ金持ちと言われるかもしれませんけども、これは、それだけの必要なお金という事で、入ってくるお金もある中でですね、そこから見ても、実際に収支から見て、バランスから見て非常に厳しいという事は、当然な訳です。それを今後、10年後ですね、特例期間の中で、収支バランスを取っていかなきゃいけないと、これは、暫定、段階的にやっぱし、そういう状況に改革をしていかなければならないという事で、今、取り組んでいるところです。ですから、10年間の算定替えによって、特例替えによって交付税等にも、そういう措置が取られるわけですけども、まあ、その10年間というのが、1つの与えられた期間という事の中で、これを今、行革プランと策定しておりますけ

ども、収支のバランスを取って行こうという事で、これは皆さんの理解がないとできないんです。町民の皆さんにも、そういう状況を良く分かっていたきながら、この経費、色んな行政運営についても、かなり、やっぱし、改革をしていかないと、これは達成できないというふうに思います。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） まあ 127 億、多いか、私は多いなと。多い事は悪い事じゃないんです。多い事は、非常にいいんです。非常に多い事はええんです。ただ、127 億あって、お金が尚且つ厳しい、あれっ、何で 127 億あって近隣の市より、町村より遥かに大きい数字で、何で厳しいんや。あれ。町民に聞いたら誰も思います。そりゃそうやなんて、誰も思います。どんな使い方しとんやと。町民は思います。何に使うとんって。ほな、近隣に、例えば、上郡町に比べて、何が悪いんや。ねっ、相生市に比べて何が悪い。何が悪い思います。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、もう皆さんもね、合併後の色々なものを引き継いで、現在の佐用町があるわけですから、施設も沢山あります。また、色んな事業も広い範囲の中でやっております。そういう中で、非常に 127 億という中で、今回入ってくる収入が 110 億余りですよね。だから 10 億余りの基金を取り崩さざるを得ないという事なんですけども、じゃあ、どの事業、また予算を審議いただきますけども、これをほなら全て止めるとかいらぬとかというような、そういう無駄な事はやってないと思うわけです。それだけの、色んな事をやりながら、今回の、こういう予算になってくる、必要なものとして考えています。ただ、そりゃ、職員についてね、人が、人件費が多いと、この点については、そりゃ何回もお話してますように、今、佐用町においては、それだけの合併後の、やはり行政運営を円滑に進めて行く上でも、支所等の機能も、ちゃんと保持していかなくゃいけないし、色んな沢山を引き継いだ施設も運営をしていかなくゃいけないという中で、これは、そういうものを、これから削減をしていくのには、そういう施設の統合とか廃止とかいう事を、当然考えて行かなければできない事です。ただ、当面、激減的に、それを一遍にやれるわけじゃないんで、現段階においては、そういうものを引き継いだ中での予算を、色々厳しい中で組んでるという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 僕、あんまりね、人件費の事とか、あんまり言いたあないんですよね。あんまり言いたあないんだけどね、経常収支比率がね、収支比率が 60 パーセントぐらいでね、自由に使えるお金が沢山あってね、そこ減らしたらええがな言えるような状態が、10 年後に来ると言うんであるなら、それでええんかなと思うんですよね。しかし、

佐用町は、減らすお金が実際、あんまりないわけですね。類似団体に比べて、大きな財政であるに係わらず自由に使えるお金があんまりない。安心して 10 年後迎えられるんかどうか、そこら辺、何削減しなければいけないのかなという事になると思うんですね。でね、これ、この前も言うたけど、議会で 54 人おったんを 22 にしてゴツツイ頑張った。これ本間にここに、この前も言うたけど、おる皆で、ものすごい頑張って来たわけですね。で、議長も 4 人おったのを 1 人にしてね、副議長も 4 人おったんを 1 人にしてね、各委員長もおったんを 4 分の 1 に減らしてね、それから広域行政もなくしてね、議会費ごっつい頑張ったんや。それ、町民の民さんに使ってもらおう思うて、向こうにおる人間、皆そうや思うて頑張った。ただ、多分、そういう意味で、議員の歳費とか言うんだったら、多分、65 パーセントぐらいはカットしようと思うけど、課長、それぐらいにならへんかな。ざっと計算したら。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔山本君「大体いでええで、ポツとなるかならんか。ザットでええで、65 パーだろうと思うたんやで、ザットでなるかならんかだええから、時間食うとったってしゃあない、もう 19 分しかあれへんのんです」と呼ぶ〕

総務課長（小林隆俊君） ええっとですね、金額で申し上げますと、54 人で、報酬だけですけども、報酬だけの関係でしたら、2 億 1,800 万程が 8,700 万程になるという事で、1 億 1,000 万程は、減額になっておりますね。

11 番（山本幹雄君） まあ、それだけ減額して議会頑張っとなんだけど、何か、ある団体を作って、まだ減らせて言うて来た人があるんですよ。この中でね、ええっ、こんだけ議会頑張って減らして人減らしとんのに、まだ減らせいうて、直接よう言わんから、ある団体使うたんだろうと思う。書いた文章は、ここにおる人間が書いたんや。まあ、それは、それでええと思うんや。厳しいなというのは、現実議員もよう分かつんや。ただ、議会も頑張って、こんだけして、それでなお且つ厳しい、それは議会も本間に反省せなあかんけど、町長も反省してもらわなあかん部分かも分からんし、10 年後に対する議会に対して、今の議員は責任持たなあかん。そうでしょ。例えば、僕ら 4 年毎の再起です。選挙します。もしかしたら 10 年後言うたら、あと 1 回、2 回選挙して、これまづいな、もう次出んところ言うて辞めれるかも分からん。町長も次出んところ言うて辞めれるかも分からん。が、10 年後は、間違いなく来るんです。その 10 年後に、ここにおる人間、逃げれるかも分からんけど、佐用町に逃げれんわけです。そうでしょ。そんなもん、今の話聞いて、経常収支が 90 パーセントで、ほな 127 落ちて 90 パーセントもあって、ほんでね、実質問題、さっき言うた、上郡よりも、今の 90、87 億よりも、まあ、財政なんていうのは、その時の借金や色々で、こうこころ変わるし、上月町でも、旧上月町でも 30 億ぐらいから、50 億ぐらいな時もあったもんで、一概には言えんと思うんだけど、ただどっちにしても、目安として、そこら辺ぐらい、もしかして、87 億より、更に 80 億ぐらい持って行かなあかんのやでとなった時に、本間に、そんなん、できるんか、議員も反省し、議会も反省するけど、行政の方も反省してもろて、今まで以上に厳しいチェックというのは、していかなあかんのんかな。なあ、なあ、で済ますわけにいかんのんかな。あんまり、こんな事言いよったらね、腹に持つという職員もあるから、それは、それであかんのやで、そやけど、僕は、持とうが持つまいが、そんな事、全然気にしてえへんものや。ただ、問題なんはな、この 10 年後、佐用町に対する責任を町長だけやない。昨日や一昨日から出てい

るように、北海道のね、そのメロンで有名な町はね、あんなもん議員何しとんねんって、この前テレビで言いよった。家のお袋が朝起きて来たらね、昨日か一昨日だったと思う。本間に、メロンのあの町えらい事議員言われて、お前もシッカリせいよ言うて、議員何しとんや、お前一緒やろ言われとった言うて。そうやなあ、言うて、10年後考えたら算定特例もないし、皆どうすんのやろう言うて、俺ら、町民に合併せい、合併せい言うて、言うて来た、この責任、どこで取んのや言うて、取りようないがない言うて、偉い事やな言うて、だけど、僕らは、さっき言うたようにね、議員も頑張ったし、町長も4人を1人にしたし、相当の覚悟しとんやろな。で、議会でね話聞いた時に、この前言うたように、96人も196人まで職員する言うて、ごっつい職員も、ごっつう気合入っとんな、根性入っとんな。議会も、この根性曲げたらあかん言う部分があったと思う。ところが、合併協で話が進んだ時に、あれあれ、どっかの、何かどこの、何か気合が何か抜けてもたんかなという気が、答弁に、ずっと変わって来た。なんじゃ、これは。それで、町長に、あんまり時間ないであれやけど、僕早う終わろう思うとったけど、全然、何か、早く終わらんようになってもた。議会は、覚悟決めた。町長は覚悟、10年後に対する覚悟、どれぐらいな覚悟があったんか、ちょっとお伺いしたい。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、10年後にどう責任持てるかって言ったらね、誰も、なかなか、10年後の事は、分からない部分も沢山あります。ただ、今やらなきゃいけない事、また10年後の想定してですね、1つ1つ今取り組んでいかなきゃいけないという事で、これは、お互いに議会の皆さんは、議会として色々ご意見いただき、チェックいただいてね、ただ、私の方は、それに対して行政の執行としてですね、今の状況を分析して、厳しさというものを、キチット認識しながら、また職員の中心になってですね、職員に、その事を、やっぱし皆が、共通、同じ意識を持って、この現在の行政を責任持って進めれるように、私はやってるというふうに思ってます。ですから、まあ、そういう町長としての覚悟というのは、当然与えられた町民の付託に対して、精一杯頑張るという事だけです。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） 議会も、根性見せた言うて覚悟決め、町長も覚悟決め、議会の歳費何て、安いわね。だから議会54人おったん、32人減らして、入れれるようにして、聞いたら、その程度かなって、考えてみたら、その程度で、そりゃ、その程度の金を、お金に町民に使うてもろてもしれとうしね、これぐらいを、歳費、僕らはカットして、町民に使うてもらおう言うて、皆さんに喜んでもらおう言うて、サービスが高く、これだなるんや言うてね、負担が軽くなるんや言うて、なる言うてなかった。もっと色々カットしてくれて、これでサービスが高くや思うとったんやけど、そのもっとの部分がね、どの程度の覚悟があるんかな。分かるかね。町長も頑張った、議員も頑張って、減らした金がしれとると。そやけど、僕ら、もっと大きい部分のもので減るだろうなと思うとったん。そのもっとの部分の覚悟が、全然、見えてなかった。だから、合併協で進んだ時にね、議員の類似団体、近くの団体、一杯いて、上郡がどがいとか、どうなんか、類似団体の人数。大体、もう1個の所に対しては、九州の何かしらん町言うて、聞いた事ないな言うて、あれ、どこの町でしたかね、小林さん。何か言うたね、九州のどっかの町言うて。僕、聞いた事な

いな思うような町を何か言いよったな思うんですよね。どこの町だったかな。

議長（西岡 正君） はい、分かりますか。

総務課長（小林隆俊君） どの時点で、どうなのか、そういう記憶はございません。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） 思い出してもらわなか困るんやけどな。合併協の責任持って事務局おった人やからね、人口規模がどうのこうのって言うた時にね、職員の定数が、僕には言わなんだけども、職員の定数は、類似団体、九州の何か言う町言う、確か、上月で合併協開いた時やった思うんですよ。偉い、違うんかな。偉い町、聞いた事ないな言うて。じゃあ、それ九州じゃなくてもええ、どこでもええけど、類似団体、職員定数の時に言うたか、ちょっと教えてほな。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

11 番（山本幹雄君） もう、ええは。ごめんええわ。ええわ。僕ね、あんまりね、本間は言いたあないんや。ほんでな、職員おるんなら必要なら必要でええと思うんや。で、例えばね、今回、例えば職員の時間が、ちょっと延びたね。色々時間ある変更の中で、それは、それでええと思う。で、この前、ちょっと僕言うた、矢祭町ではね、365 日休みなし。朝 7 時 30 分から 6 時 45 分まで年間無休で開庁しとう。これな、例えば、職員をね、そういうふうにな、うまい事使ってもろたら、僕ね、何で厳しい事言うかいうたら、要は僕が言いよんやないで、町民が、それで了承してくれるかどうかやと。議員として町民に了承してもらおうと、これが議員やと思います。僕ら、町民から付託受けとんですよ。やらしいけどね、町長が投票してもらた票数よりね、ここにおける議員全部の票数ね、もっと多いんですよ。という事はね、それだけ、ここにおける議員全部はね、町民から付託受けとん。そうでしょ。町長、ここにおける議員全員の票足したって足れへんで、町長。それだけ、僕らは、ここで責任持たなあかん。責任持たなあかんと言う事はね、町民に返事せなあかん。人数ようさんおるがな言うて、よう言われるんや。何しよんや言うて。減らせよって言うて、そやけど、そなんん言うけど、法的に問題あるし、そなんん簡単にできへんのや言うて。ねっ、なら考えんかいつて、ねっ、ほなどう考えるんやって、さっき言うたように、例えば、365 日、ちょっと無理して時間ずらして出てみるとか、方法はあると思います。で、そうしたら、町民の方はね、多いかな思うたけど、ああいうふうにしてやってくれて、わしら仕事終わってからでも役場行けるようになったがいか、そういうふうになったら、了承はしてくれる。僕ら、町民が了承してくれたらええわけです。町民が了承してくれん事が一番問題なんや。で、そういう人員の使い方いうのもあると思う。それが、それもしないわ、経常収支は高いは、減らす事もできへんは、貯金は、そなんんできまへんて言われるわ、貯金もできなんだら、10 年後、お前、減らすもんあれへんし、10 年後言うて、もう 10 年無いんや。19 年で、27 年で合併特例の算定特例が終わるわけやから、ほな、その時に、さっきの話に戻るけど、僕も今から 7 年後、もう 1 期はしてないかも分からんけど、そないな無責任な話もできんわけ。でしょ。だけど、そこで町民が、あの時、まあ皆よう頑張ったな。例えば、さっき言うたように、時間もずらしながら、皆、頑張ったがな

と、そういう意味で、町民も恩恵受けたがなと、何か、そういう部分があればええんだけど、だから、そういうふうに、職員の改革とかね、あとまあ、何人かな、山梨県の身延町とか何か、ちょっと読み方よう分からんけどだったら、住民税の1パーセントの使い道を、町民からアイデア求めて実施するとかね、あるんです。そういうので、募集しようわけ。そういうのをやったら、町民が、そうかなとかいう納得する。そういう部分を、何か、矢祭町の例出したけど、そういう部分で、何か、職員の時間の使い方とか、そんなんは、どうですかね。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） まあ、最初に、そのね、町民から付託を受けている。私は、選挙というものは、何人に受けたんじゃなくて、やはり、その就任した以上は、全部の町民に対して責任を持たなきゃ、に対して付託を受けてるという思いでやっていかなきゃいけないと思っております。自分に投票していただいた人、してなかった人なんていうような区別はつける事はできないというふうに思います。また、町としてもですね、当然、そういう事で、職員も町民のために、どれだけ、やっぱし、自分達の力を、町民のために、役に立てれるかと、それは、職員の責務です。そういう中で、職員も色々それぞれの仕事で頑張ってくれております。また、合併してね、町としても、今度の合併の、まちづくり基金等今度積立てて、それによって、各、今地域の協議会においてですね、色んな地域づくり協議会で、考えていただいたものに、優先的に、それを使って、地域づくりをやっていこうと、これは合併した事によって、これだけの21億余りの基金ができるわけです。そういう基金というものも、充分活用しながら、少しでも合併して良かったと言えるような形で、まちづくりに取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） まあね、厳しい財政という事で、やっていかなあかんというのは、事実や思いますし、議会もそれなりに、今まで以上に、ちょっと言葉は厳しいかも分らんけど、禪も決めながら行かなあかんのかなと思ったりしております。

でも、先程も、ちょっと言わしてもろたように、ちょっと数日間の間で、収支比率の違いが4パーセントも出る。4パーセント言うたら、金額にして、5億近い金額や。そういう二枚舌を常に使い分けるような事がないようにしてもらいたい。それから、町民に対してハッキリ言うて、裏切りやと思います。色んな意味でね。だから、そういう事は止めて、きちっと、10年後に責任持てるような議会も、そういう対応をしていかなあかんと思えますし、やって行きたいと思えます。60分一杯使ったら、あいつ長い言われるんで、こら辺で、終わりたいと思えますけども、今後、よろしく願いいたします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） あの、ちょっと、間違った事言ってですね、何か、二枚舌を使ってというような事を言われましたので、そこだけはね、ハッキリと、数字的に説明をしてお

かないとね、大きな問題になりますので、ちょっと担当の方から説明をさせておきます。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） まず、経常収支比率の考え方でございますけれども、これにつきましてはですね、交付税とか、税とか自由に使えると言いますか、国庫の補助金の裏の補助金とか、そういうものではなくして、自由に使える金の、そのパーセントという事です。それに対する経常的な施設の管理費とか人件費とか、そういうものの経常的な扶助費とかですね、そういうものを、それで4パーセント減るといのはですね、人件費が、ここでも2億ぐらい減るわけです。そういう一般財源が、自由に使える金が減ってくるという事で、97が94になると、そしてまた、来年、そういう人件費とか、そういう経常的なものが減ることによって、収支比率が変わってくるという事です。決して、二枚舌使うて4パーセントという、127億に4パーセント掛けていただいたら困るんです。その約半分程度が一般財源です。それに対する4パーセントが減るとい考え方ですので、そういう考え方をお願いいたしたいというふうに思います。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

11番（山本幹雄君） まあ、止めとこかなと思ったんですけども、何か、私に言え、言え言うとうような気がしますので、今日、ねっ、課長が、94.1パーセント、この前、ある団体、97.9パーセントと、えっ、98.9やったかな、ちょっと今、頭にピンと血が昇りましたので、で、そのある団体から出て来た、先程言ったように、ここの課長が書いた文章ですけどね、その文章には、これほんの数日前ですよ。そういうふうに出ておる。それが4パーセントぐらいなズレが出ておると。ねっ経常収支がどうかいうて、この前、僕、一生懸命、これぐらいの本読んで来たんや。ああ、そうか、お金が残りどうなんやな言うて、内訳がどうなん、人件費どうの云々、ああ、そうなんか、そうなんか言うて、読んで来たんや。それは、だから、それ説明してくれたらありがたいで、けど、それは分かる。ただ、言うとなが、こっちで言うた事と、数日後にこっちで言うた事に4パーセントの差があるという事は、いかなもんやという事。で、それだったら、こっちで使う時にはこっち、都合のええ話。こっちで使う時には、こっちで都合のええ話、それは二枚舌だろうという事なんや。それは、いかんだろうって、どっちで行くんなら、どっちかでせいよと、こっちの団体で、経費が悪い、経費が悪い、こんだけ悪いんじゃで、あかんのや、あかんのや言うて、こっちの段階では高いところを言う、こっちの段階では低い数字になる。それはいかなもんかと僕は思うという事を言わしてもらったわけです。終わります。

議長（西岡 正君） はい、これで、山本幹雄君の発言は終わりました。
続いて、21番、鍋島裕文君の質問を許可いたします。

〔21番 鍋島裕文君 登壇〕

21番（鍋島裕文君） 失礼します。
議席番号21番、日本共産党の鍋島です。
私は、まず入札制度の改革を求めて、質問をいたします。

合併後の工事入札の実態について、私は、この間2度に亘って一般質問を行い、その問題点を指摘し、町長に改善を求めて参りました。確かに、部分的には改善は行われましたが、残念ながら根本的な問題は、依然として、温存されたままである事を指摘せざるを得ないのが実態であります。例えば、平成18年度の開札結果の状況を見てみますと、建設課関係では、昨年5月10日から本年1月16日までに、63件の入札が実施され、この内、落札率95パーセント以上が31件もあり、1回目の入札で落札せず、再入札が実施された24件の中で、23件が「一位不動の法則」どおりでありました。また、農林振興課関係では、昨年7月13日から本年1月23日までの29件中、落札率95パーセント以上が19件で、再入札が行われた12件全てが「一位不動の法則」どおりであります。予定価格1,000万円以上の入札で見ると、両方で18件ありますが、95パーセント以上が10件、再入札12件の全てが「一位不動」でありました。そこで、第1点目の質問として、合併後1年間に実施された入札の6割近くが、落札率95パーセント以上で、ほとんどが「一位不動の法則」どおりである実態について、町長は、どう考えておられるのか、真剣な改革が必要であると思っておりますが、どうか。

その改革は入札の透明性、公正性を高める事が必要であります。

第1点目の質問として、実態として同一会社である業者の同一入札への指名は止めるべきではないかと思っております。登記上は別法人であっても、同居家族が複数の業者代表であるとか、人夫や土木機械の使用が同一である場合等は、同一入札への指名は止めるべきです。

第2点目は、入札の透明性を高める上からも、県基準など客観的な基準で、町が設定した、全業者の等級格付け表を公開すべきと思っておりますがどうでしょうか。

第3点目として、全国的な談合と不正行為の排除の徹底を図る取り組みについて国交省は予定価格2億円以上を一般競争とし、全国知事会は、同1,000万円以上の工事を一般競争にする指針をまとめました。本町もこの1,000万円以上での一般競争入札を考えるべきではないでしょうか。

次に、保育行政について伺います。

本町も来年度から福祉課に少子化支援係の配置が決められていますが、少子化対策上も保育行政の充実は重要であると思っております。そこで保育行政の諸問題について質問いたします。

第(1)点目は、保育料の問題であります。保育料は、その年じゃなく前の年の課税額によって決められています。当然の事として、前年の課税額が上がれば、本年の保育料は引き上げられます。これも所得が上がっての引き上げであれば、納得がいく訳であります。所得が変わらないのに、国や町の都合によって課税額が上がり、保育料が引き上げられるとすれば、保護者が納得がいかないわけでありまして、今、そういう事が起ころうとしています。そこで伺います。

その、18年度の月額平均の世帯当たりの保育料はいくらか。また月額最高と最低は、それぞれいくらか。

その、18年度に行われた定率減税の半減は、19年度保育料に負担増の影響となります。すなわち町の徴収金基準額表を改定しない限り、所得が変わらなくても保育料が上がります。そこで、仮に18年度実績で19年度保育料の月額平均を計算すれば、いくらになるか。

そのとして、定率減税の影響をなくそうとすれば、単純じゃなくて、正確ですね、正確に計算して階層区分の区切りとなる税額を8分の9倍すれば、影響はでません。実施すべきではないでしょうか。

第(2)点目の質問として、入園を容易にすべきであります。具体例を上げて改善を求めたいと思っております。

姫路から引っ越して来た母親が1月の就職を求める求職中に上月保育園に入園を申し込んだが、有職状態ではないとの理由で、4月以降の入園申し込み扱いにされたという事が起こり、母親は、子どもを連れて求職活動をせざるを得なくなりました。

そこで、その として、母親の求職中も入園許可要件と考えるが、何故このような事が起こったのか。その原因と今後の対策について伺います。

その 、同じような事例が他の保育園でも起こっていないのか。町内全保育園を調査していただきたいと思います。

第(3)点目として、時間延長保育の問題について質問いたします。

その 、町内 12 保育園中延長保育を実施していない4 保育園の未実施の理由を伺います。

その 、保護者から強い要望が出されている幕山保育園の現園児数と延長保育がないため、上月保育園に通園している幕山地区居住の園児数は、それぞれ何人か。

その 、合併時に延長保育を実施していたかどうかでなく、保育行政充実の立場から、現況に合わせた基準を作り保護者の声に応えるべきではないでしょうか。

最後に、鶏糞汚水流出問題の早期解決を求めて質問いたします。

昨年9月の村上農場からの鶏糞汚水が大日山川に流出し、魚の大量死があった事件から今年2月に再度鶏糞汚水が流出する事件が、事態は深刻と言わざるを得ません。そこで前議会に引き続き、当局に早期解決を求めて質問いたします。

第(1)点目として、現状で、もし高原性鳥インフルエンザが発生した場合、どのような事態になると思われるのか、見解を伺います。

第(2)点目として、今回の事件発生後の業者指導の強化と、その徹底をどのようにされるのか。

その 、羽数制限をどうするのか。また、村上農場の届出羽数は何羽か。

その 、堆積鶏糞の場外搬出はどうするのか。

その 、公害防止のための施設の改善についてはどうか。

その 、業者が約束を履行しない場合はどうされるのか。

以上、町長の答弁をよろしく願いして、この場での質問といたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、鍋島議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、入札契約の諸問題という事で、3項目のご質問で、まず入札の6割近くが落札率95パーセント以上でほとんどが「一位不動」であるとの実態、この点について改革すべきではないかという事でございます。確かに、18年度1年間、未だに1年経ってませんが、2月まで実施した状況からですと、約入札件数の約56パーセントが予定価格の95パーセント以上で落札という事となっております。しかし、一方ではですね、非常に低い入札失格者のあるような、最低価格まで行くような入札もありました。また、1件と、今言われましたけども、一位で落札、1回目で、一番安かった業者が2回目で落札がしなかった例は、確か2回ぐらいあったというふうに記憶をしております。町といたしましても、財政的に非常に厳しい状況の中で、少しでも事業費を抑制し、適正に工事を行っていただくために、事業現場と設計価格などを充分考慮して、予定価格を設定するように努めております。その予定価格をもって、それに対して、それぞれの業者が事業費を見積もって入札をしているというわけでありますから、一概に95パーセント以上が、全て問題だ

というふうには思っておりません。

次に、「入札の透明・公正性を高める施策」という事ではありますが、それぞれ、関係の中で、会社を設立されている中で、法人として登記している限り、やはり、法的にも個々の別の企業として、これは取り扱わなければならないというふうに思います。また、町内業者の格付けにつきましては、19年度からはランク付けを公表する予定にしておりますので、その経営者が親族でも別々の法人として業者登録されておれば別企業としてランク付けをし、ランクにあった事業での指名は問題がないというふうに考えます。また、一般競争入札の導入指針として、「全国知事会の指針を実行すべきではないか」とのことです。岡本議員からも、先程山本議員からのご質問にもお答えをさせていただきましたように、全国総務省を中心に、国を中心にですね、入札の適正化連絡協議会が持たれて、そこで、そういう議論がされております。そういう内容については、概ね1,000万円以上の工事費につきまして、一般競争入札を導入する事を柱としてですね、その指針が出されるというふうに聞いておりますけれども、まだ、その詳細な通知とか、指示は受けておりません。今後ですね、また、そういう当然、これまでも一般競争入札という事に対して、佐用町としても取り組んで参っております。そういう経験と今後、県また国から、そういう指針が出れば、それに対して、佐用町としての方針を検討していきたいというふうに思っております。

次に、保育行政についてという事でございますが、まず、18年度の月額平均保育料はいくらかというご質問でございますが、現在の園児数516名に対する保育料では、3歳未満児106名の平均月額が1万5,794円、3歳児113名の平均が1万6,358円、4歳児以上の297名の平均が1万4,252円というふうになっております。この内、最高月額と最低はいくらかとでございますが、最低は保育料の徴収基準額表のA階層で無料の家庭があります。また、最高月額は未満児の最高月額となります4万8,000円の家庭があります。また、平均的な3歳児を対象とした場合の最高額は3万1,600円、4歳以上児では2万7,500円となっています。18年度所得税の定率減税の半減による影響額は、平均的な3歳児113名の内、影響を受けるのは階層の境界域に近い22名となり、その影響額は、平均で1万7,166円となります。これは現行の保育料と比べて1人月額808円の増、年間では1人当たり9,696円の増となります。この試算で、3歳児113名で合計額が約109万5,000円の増、全園児で516名では450万円の増となりますが、少子化対策が大きく叫ばれる中で、国においても基準徴収額の税額を引き上げ、その影響を緩和する方針が出され、現在、その案が示され今月中には、国の19年度予算決定に合わせて実施されることとなっております。その内容は、国の基準でいえば最高基準となる階層において、現行の所得税額40万8,000円以上が、新基準では45万9,000円と5万1,000円引き上げられる予定で、国において確定され次第、各市町でも見直しが行われますので、本町でも、それに準じた見直しをかける予定であります。このため、定率減税分の影響を無くすために、階層区分の税額を8分の9倍するといった見直しでなく、基準となる区分ごとの税額を引き上げることで、ほぼ同様の効果が生じるものと予測されます。

次に、入園決定についてのお尋ねでございますが、求職中の保護者の入園申し込みの取り扱いについては、当然、保育に欠ける状態として、入園を受け付けております。今回、今、議員ご指摘の問題につきまして、上月保育園の事例は、たまたま新年度の園児受付期間と同一期間であり、また保護者とのコミュニケーション不足から緊急度を掌握できなかった事が原因となったものと思われまます。この件につきましては、2月末に直接保護者が福祉課窓口に来られて3月1日から保育を開始しているという事でございます。保育園児の途中受け入れは、ほとんどの保育園で定員割れを起しておりますので、受け入れは可能ですが、乳幼児など未満児の在籍数や障害児の受け入れ状況により、保育士の配置数が

変わってきますので、その都度、協議をさせていただき、できる限り受け入れ体制に努めております。現在、町内の全保育園でご指摘のような事例は、他にはないというふうに考えております。

次に、時間延長保育に関する件でございます。現在、町内 12 の保育園中、8 箇所の、8 つの保育園で時間延長の保育を行っており、石井、長谷、江川、幕山の 4 園では、時間延長をしておません。これは、合併前の旧 4 町での現行を引き継いだ形となっておりますが、実施していない園の園児数はいずれも 25 人以下の小規模の園でございます。理想的な形としては、全ての園で、0 歳児の受入や時間延長をしておの保育が望まれますが、経費的な課題もあり、現在時間延長できる園と、そうでない園と分けて、保護者に選択をさせていただく方法をとっております。8 時間以上の時間延長を実施する場合には、職員の早出、遅出勤務が必ず必要となり、複数の保育士の配置が必要となります。このため、現状では、園児数が 30 名以上の保育園が 1 つの基準となるというふうに考えております。ご質問の幕山保育園の園児数は、現在 17 名で 4 月からの新年度では、19 名を受け入れる予定でございます。現在、大船、幕山地域から上月保育園への通園園児数は 6 名であり、この内 2 名は、0 歳児として受け入れております。幕山保育園では 0 歳児の受入を行っていないため、上月保育園での保育を選ばれたものと理解をしております。幕山地域には新しい町営住宅もできておまして、乳幼児を持たれている若い保護者もございまして、今後、園児数の増加が見込めれば、時間延長等については、園とも検討をさせていただきたいなというふうに思います。

次に、鶏糞汚水流出の問題であります。まず、高原病性鳥インフルエンザが発生した場合ですが、今年、鳥インフルエンザが宮崎県また隣の岡山県の高梁市で発生の確認がされ、当町においても危機感を持ち、県の指導の下に、佐用町高原性鳥インフルエンザ対策本部設置要綱を設け、緊急時の対応について協議をしましてまいりました。もし発生した場合は、半径 10 キロは移動制限区域となりますので、町全域の養鶏施設は、制限区域になると思います。また、発生した施設の防疫対策・住民啓発・相談など、大変な事態が生じると思います。過去には、旧佐用町で、関連の企業が京都市で発生した中で、この養鶏場の対策で苦慮した事例がございます。現在、県の防疫課とも協力して、緊急的な消毒実施指導、巡回などを行ってきております。次に、そういう事態発生後の業者指導等についてありますが、1 点目の飼育羽数の制限については、事業を営もうとするものが、特定施設等の設置届け、又家畜等飼育施設の設置届けが提出され、事業に対して適性で、適法で適正な管理運営がなされる事が認められれば、飼育羽数はないわけですが、村上農場からの家畜等飼育施設の設置届けは、昭和 47 年 9 月に当時、播州養鶏有限会社で、飼育予定 5 万羽として提出をされておりますが、経済状況や社会の構造の変革による事業拡大で、最盛期には 20 万羽になっております。

2 点目の堆積鶏糞につきましては、昨年の流出事故の後、協議をして、農場の鶏糞堆積場で乾燥させ、村上農場から他の農場への搬出と、産業廃棄物業者への搬出依頼をして、村上農場の責任で処理をされておりますが、まだ十分な処理はできておりません。

3 点目の公害防止につなげる現施設の改善につきましては、昨年の流出事故後、関係機関と対策会議を開催して、村上農場に対し、行政指導を実施し、改善計画を提出させましたが、不十分であったため、再提出をさせたところであります。しかしながら、再度流出事故が起きたため、県と連絡を密にし、より強い行政指導を行っているところであります。改善を指示している内容は、施設全般であります。各鶏舎の鶏糞の処理、鶏舎及び敷地内の排水施設改善、施設周辺の清掃美化、沈殿槽の建設、適正な管理ができる体制と体制に見合う減羽、農場の防疫計画、災害等緊急時の職員体制の整備などがあります。

4 点目ですが、村上農場からは、責任ある改善計画の提出を求めており、提出された計

画を県とともに点検をし、現場において計画どおり実施されているかどうかを、今後、確認をしていきたいというふうに、考えております。仮に、業者の故意や怠慢で履行されない場合は、更に指導を強めていかなければなりませんし、関係法令及び条例に基づいて対応をしていかなければならないと考えております。

以上、鍋島議員からのご質問に対しまして、この場での答弁とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） では、入札問題の再質問からさせていただきます。

まず、この1年間の入札の実態についてであります。何回入札しても落札する業者は同じという、いわゆる「一位不動の法則」まあ、私の調べた36件中、建設課と農林振興課の中では、全体60件の中で36回行われ、1件が「一不動の法則」ではなかったと、非常に希少でありました。町長は2件あったと言われてますけども、まああんまり変わらんとおもいますが、非常に希少なね、まれな実態であります。それで、まあ、問題は、これは岡本議員の時にも、先程の山本議員の時にも答弁されましたけども、入札の予定価格内で落札しているのだから、適正に入札は行われているというような主旨の発言を、この間、町長はされて来ています。私は、だったら、問題となっている、この知事汚職問題、これも、どこの自治体でも汚職事件が起こってますけども、これも全て予定価格内の落札であります。それから見れば、予定価格内での落札が適正の基準ではない事は、明白、事実が証明しているというふうに思います。問題は、やっぱりその町の実態はどうかという点で、私は、質問しております。町長に伺いますが、過去の話じゃなくて、この新町になって、この1年間ね、まあ、何回入札しても、最低値を入れる業者はいつも同じ。そりゃ、たまたま1回だとか、2回あったというような事は評判になりますけども、ほとんどが、最低、最安値の業者は決まっている。この実態については、異常であるというふうに考えられないのかどうかと。これは、再三聞きよんですけれども、私は、これは中学生に聞いても、自由な競争をやって、で、それで、何回入札、50回、60回入札があつてね、やっても、一番安い値を入れる業者はいつも決まっている。これについては、例え、子どもであってもね、それはおかしいなというふうに思うというふうに思うんですが、本町の場合は、残念ながら2回は違うかったと言われますけども、ほとんどが、そういう実態ですね。これは、やっぱり、おかしいと認識すべきじゃないかというふうに思うわけですが、その点での、町長の再答弁をお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） その前にですね、再ほどの、適正かどうか、予定価格内。私は、知事なり県のトップがですね、こう、介入してされた。その價格的には、私は、その予定価格内であればね、入札制度としては、適正、適法だと言わざるを得んと思うんです。ただ、そこに官製談合の中で、裏で収賄事件があったりですね、その便宜を図ったり、そういう事があるから、これが問題になっているのであるというふうに、そこは分けて考えなきゃいけないと思います。ですから、私は、まあ、そういう点について、責任を持ってやらせていただけてますけども、これは、もう最終的には信じていただけるかどうか、信頼があるかどうかだけのお話になって来るわけです。どういう制度作っても、そういうふうな問題というのはですね、その人の資質に最終的には係わってくるというふう事になり

ます。それから、その確かに1回目、どうしても予定価格に合わない、達しないという場合には2回目を認めています。その中で、大部分が、そういう同じ、最低業者が、次の最低という、これは、意味では1回目で落札できず、再入札した時に、同じように、1回目の業者の方がね、やっぱり頑張ったというふうに捉えなきゃいけないと思うんですけども、しかし、それが、ほとんどで、そうであるという事については、これは、正常ではないというふうには、私も、認識はしております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） まあ、時間もないんですけど、結局、先程の予定価格内の問題もね、適正であるかどうか、談合汚職何でやるかという事はね、やっぱり、それは、利益が絡むためですね、つまり高値で落札するとか、そういった事が絡むから、そういった談合汚職事件の背景があるというふうに思います。やっぱり、それはね、その入札のやっぱり実態として、表れるというふうに思いますね、高値落札の問題やそれから「一位不動の法則」の問題、そういう事で、全国的に、95 パーセント以上と、それから「一位不動の法則」というのが、そういった問題の1つの目安だというふうに、私は、形式化されているというふうに考えております。町長は、今、おかしいというふうに思うという事は言われました。だったら、是非ね、やっぱり改革を強めていただきたいというふうに思います。

そこで、2番目からの透明、公正性を高めるための質問であります。まず、伺いますが、合併後17年度の10月1日に合併して、17年度中の指名競争入札のあり方というのは、これは、各旧町毎に実施すると、つまり、旧町の仕事は、旧町の業者が請け負うという形で、これは説明がありましたし、現実には、そうなっております。ですから、そういった点では、業者はね、公平に指名する、そういう問題については、この17年度中についてはね、何らトラブルや摩擦もなく、旧町どおりですから、その公平という点ではね、やはり問題はなかったんじゃないかと。一面ではスムーズに行ったんじゃないかというふうに、私は、聞いております。問題は、この18年度になって、それを解除して指名を行うという事が、この間、行われました。それが、果たして公正公平に行われているのかどうか、この点が、やっぱり大事だというふうに思います。それで、伺いますが、この18年度の指名のあり方についてね、町長は、この間、この公平に指名するという点では、どういう方針で、18年度やって来られたのか、この点を伺います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、広くなりましたし、そういう広い町域の中ですね、町が行って行く色々な事業、どうしても、均等に各地域に仕事が、事業があるというわけではありません。そういう中で、旧町毎にですね、の、まあ区域で、従来の区域を、そこに存在する企業だけで行って行くという事はね、これは逆に不公平になって来るわけです。特に、災害等なんかが発生すればですね、非常にまあ、偏った形で、工事が、事業が出てきます。ただまあ、そのやはりまだまだ合併して1年半ですから、指名につきましては、これまでの継続的な事業も地域の地域性というのも、充分ありますから、そういう事も、ある程度の配慮は、当然、引き続いてやっておりますけども、やはり、町内の業者の方々に、当然、登録をしていただいております。そういう、その業者の規模、いわゆる県の業者規模でのランク付け等をしてですね、それに見合った工事を公平に、その入札機会、参加機会を与

えているという事を基本にやってきておりますのでね、一部、その1件、1件においては、当然色々とアンバランスが出て来るのは当然なんですけども、1年を通して、皆さんが、入札参加の機会を公平になるようにですね、入札指名委員会等でも、色々と協議をしてやってくれております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 公平に指名するというのは、大変大事だというふうに思います。

それで、伺いたいんですが、この公平公正な指名を阻害する要因としてね、一般的に言っても、色んなケースがあります。1つは、町長選挙で応援した業者と、そうでない業者を分けるとかね。そういった事も、他所の自治体では問題になった事もあります。先程、山本議員の答弁の中で、町長になれば、全町民を代表するという事でありますから、そういう事はやっておられるというふうに思うんですけども、他所の自治体で行われている、選挙功労的なね、そういう指名という問題については、町長は、どう考えておられるのか伺います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） それは、もう既に、こう1年半、こうやって来てですね、実態を見ていただければ、私は、分かると思います。私は、誰が、どの業者の方に応援していただいたとか、誰が反対されたとかというような事は、全然細かく分かりませんし、また、町長いう立場で、今言う業界全体の中で、佐用町の業者の皆さん方の育成という事については、公平に取り扱っていかうという事で、指名、工事については発注をしておりますので、それは皆さん方に、そういうふうに見ていただけるかどうか、それは、それこそ信頼関係の話になるんですけども、私は、公正にやってみます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） まあ、誤解があったら、いけないんですが、そうだからと言って聞いている事じゃない事は、お含みください。私は、この間、開札結果表を300万以上をです、300万以上分について、総入札件数38件を調べてみました。

旧町別に言えば、佐用19、上月11、南光3、三日月5件、まあそういった割合でありました。それで、指名件数はどうなっているかという事で、ずっと業者別に調べてみました。その中でね、これ、そうであると言ってるんじゃないですよ。このデータ的に見て、あらっと思ったのが出てきてます。確かに、最高は、佐用町が、旧佐用町の入札率一番多いですから、上位は佐用町の業者が占めるという格好にはなっているみたいです。最高が13件で、光土木、飛鳥土木それから3位が船曳土木。4位が11件で尾上組。ミノ建設。坂野建設。兵岡建設。ずーっと佐用が続いて、ポコッとここにね、11件で南光町のユーテック、これが11件で、こう出て来ています。その後、10件として、菅井、安岡建設。9

件、深口、丸福という形でね、件数が出て来ておるんですけども、例えば、これは、これなりの事情があるというふうに思うんですけども、そういった点からして、ずっと佐用の中で、ポコッと出て来るような、こういうデータですね、こういうもんについては、町長はどのように考えられるのか、その点を伺いたいんですけども。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） まあ、工事の業種もですね、例えば、舗装というのは、舗装の実際、機械を機器を持ってやってる業者という事で、件数的にも、今回、割合、最近は、大きな土木工事というよりは、補修的な舗装工事なんかが、かなりあります。そういう事で、同時に、また 18 年度は、災害がかなりありまして、それも、佐用の石井方面、奥の方がですね、かなりありました。そういう中でね、その地域の中で、やっぱり、業者の方に、色々とお願ひしなきゃいけないという事で指名もあったと思いますけども、ですから、全体見てですね、多い少ないは、先程言いましたように、短期間で見ればあるかもしれませんが、指名委員会についても、そういう全体で、バランスを取って、指名をしているというふうに、私は、感じておるんですけども。はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） まあ、言うまでもないんですけども、業者にとって指名というのはね、町長言われたように、仕事の機会が与えられるかどうかというね、これ死活問題であります。そういった点では、公平さを規す。施工能力に問題がなければね、公平性を規すというのは、当然の事だというふうに思います。それで、一応、私は調べたデータなんですけども、このユーテック問題、なぜ、こうなっておるのかという点について、町長は、調べていただけませんか。今じゃなくて結構ですから、その辺り検討する、お願ひしたいんですけど、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、入札指名については、指名委員会に、一応、私は、全責任を持って委任をしておりますので、委員長である助役の方から状況について、お答えさせます。

議長（西岡 正君） はい、助役、答弁。

助役（高見俊男君） ただ今、鍋島議員からの工事業者名とかね、ありましたけども、私は、指名委員会の委員長をしております。で、回数の方につきましてはね、当然、大きな工事、特に 18 年度または 17 年度は、災害を含めてね、50 万とか小さな少額の件もございました。その正少額の件につきましては、当然ね、これはある意味、指名回数は色々なランクでは、多くなると思います。しかし、全体として、今、手元に持っておられる資料、それから、たまたまですけども、私、今日、この、私も持っております。この町内の状況見ますと、舗装等を除きますと、A ランクあるいは B ランク、C ランク、それぞれ今、出されました名称以外にですね、例えば B ランクでありますと B ランクの方がほとんどで

すね、8回から9回と、それからCランクにおいても町内のね、佐用であっても三日月であっても、ほとんどそういった回数は、平均化しております。町長が申しましたように、年間を通してですね、そういった公平性を一番に考えて指名等行っております。

以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 是非ね、公平にやるためにもね、やっぱりこういったデータが出た時には、キチット調べていただきたいというふうに思います。

それで、もう1つの公平差を阻害する要因として、ペーパーカンパニーとは言いません。しかし、そういう近いようなね、法人を沢山作って入札参加機会を増やして行くというような事が、もし行われるとしたら、これはやっぱり公平性に大きな問題があるというふうに思います。それで、伺いたいのは、勿論、法人を作るかどうか、登記はね、これは、もう自由な事ですから、それはいいんですけども、佐用町には、この指名をする場合の基準の規定があります。その中に、同居の親族が代表者となり、複数の業者登録を受けて、入札参加者名簿に登録した場合は、格付等級の上位の第一社を指名する。つまり、法人として、別の登記をしていれば、同居であっても、先程町長が、入札に参加、同一入札に参加させる旨の答弁をされていますけども、この佐用町の規定からすれば、先程の答弁は、それは誤りだというふうに思います。それで、再度伺いたいんですけども、この佐用町の規定第4条第9項ですね、第9項の同居の親族云々についてはどうなのか、先程の答弁との関係でね、その答弁お願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、あの、全く同一生計を立ててるような状況であればですね、という事を想定していると思います。それは、そういう規定の中で、町としても、それに対して対応しているというふうに考えております。しかし、まあ、私が、そこで言ってるのは、同族言ってもですね、例えば兄弟の関係があっても、その別々の会社をされたりですね、子どもであっても、別の会社を作られたり、これは、当然、これは1つの事業として、それぞれの責任、人格をもってやっておられるんですから、それは、一緒だというふうには言えないというふうに、そういう答弁をさせていただきました。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 同居ではないという事ですね。じゃあ、それで、伺いたいんですけども、逆を言えばね、同居の場合だったら、なぜ悪いんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 同居というか、同一の生計を立てているという事です。

21 番（鍋島裕文君） なぜ悪い。

町長（庵途典章君） それは、先程、お話のように、1つの同じ事業として会社でやっているのを、ただ入札回数とか、そういう参加だけを目的にされているという事であれば、これは、公平性に欠けるんじゃないかという事で、悪いというふうに考えてると思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） その通りだと思いますね。公平性に欠けると思います。それでね、同居の場合は、そうだけでも、では、ペーパーカンパニーじゃ言いませんよ。人夫や機械が同一というようなケースが、もしあったとしたら、これはやっぱり、これに準ずるほどの公平性に欠けるような問題ではないか。この様に考えるんですけど、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。町長。

町長（庵途典章君） その実態をですね、なかなかそのキチットね、この判断できないっていうのが現状だと思います。ですから、そういうキチット、それぞれの会社で、その資材を持ちですね、登記をされ、しておればね、町としては、それは、それとして扱わないと逆の不公平を生んでしまう可能性もありますので、はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 仮定でね、もしも、同一の人夫、同一の機械、もう同じだというような実態があったとしたら、これはまずいんじゃないかというふうに、先程の公平性の問題ですよ。いう事で聞いているんですけど、その実態があったとしたら、まずいんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵途典章君） それは、今と、ちょっと同じようにですね、同じように同一に扱うというのも、それは公平性に欠けるといふ点もあるんじゃないかというふうに感じますね。はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それと、後、先程の同居の云々という例は、今、あるんですか。佐用町に、それを伺いたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私は、聞いておりませんが、そういう実態は、つかんでおりません。同居というのはね。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ええっと、あるんですけども、財政課長、答えてもらえませんか。

議長（西岡 正君） よろしいですか。町長、財政課長で。

町長（庵逄典章君） 財政課長で、僕、分からん。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 私も、同居でされておるといのは、確認しておりません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 今回、その問題出してないんで、あれなんですけど、夫婦でね、同居されてて、どちらも代表者と別法人のね、という例はあります。それは、確認してください。

ええっと、それでね、時間ないな。

じゃあ、保育行政の関係で伺います。

いや、確認してください。ありますから。

ええっと、先程の保育料の関係ですけども、結論として、当局は、是正をすると。定率減税半減分のね、いう事で、是非、そうやっていただきたいというふうに思います。それで、ちなみに、どれ程問題があるかという事で、再度伺いたいんですけども、是正しなければ、確認するためにね、まあ、平均的な話をされましたけども、定率減税、所得税 20 パーセントが 10 パーセントに昨年されました。それから住民税が 15 パーセントから半分ですから、7.5 パーセントですね、それに基づいて、昨年課税されたわけでありまして、それによりますとね、ええっと、ちょっと聞けるかな。保育料金が、例えば、去年は D 3 階層だったけども、そのままやると、是正せずに、D 4 階層になるというような、そういう人はいませんか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。福祉課参事。

福祉課参事（湯浅政己君） 今のところですけども、一応、22 名の内訳ですね、一応、D 1 階層から D 2 階層に上げられる方が 1 名。それから 2 から 3 が 3 名。3 から 4 が 4 名。4 から 5 が 8 名。5 から 6 が 5 名。6 から 7 が 1 名。計の 22 名でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） はい、分かりました。ありがとうございます。

つまりね、D 3、D 4、D 4、D 5、D 6、D 7と一段ずつ上がるというのは、月額の違いがね、4,700 円、約 5,000 円上がるんですよ。ですから、これは是正されないとなると、少なくとも、22 人の中で、特に 18 人の人は、年間 6 万円のね、約ですけど、6 万円の保育料の引き上げになるという事になります。そういった点では、この実態を見てね、是非、先程の是正は、確実に実施していただきたい。このように思います。それで、延長保育の問題で、再質問いたします。まあ、あの、強い、この間、希望を出されている、私が聞いたのは、幕山保育園の保護者の方でありました。非常に矛盾に感じておられたのはね、延長保育がないために、勿論、上月保育園で預かっていたというのは、ありがたいという事なんです。ありがたいけども、幕山でできずに、上月保育園に行っていると、何を心配されるか言うと、年の若いって言うか、0 歳児や何やらの時は、問題ないんですね。特に心配されるのは、小学校に上がる前の、いわゆる年長組ですね、年長組の子が、例えば、幕山小学校だったら、幕山保育園組と上月保育園から来た子という事になった場合にね、やっぱり子ども間にとっても、色々まずい事が起こるんじゃないか。特に、心配しているのは、いじめの事なんかはね、やっぱり心配されました。そういった声が、私、聞きました。で、そういう声がありますのでね、できるものなら、そういう希望の強い保育園では、延長保育やっぱりすべきじゃないかというふうに、非常に思ったわけです。それで、この間、福祉課長にも、色々、その点を話して来たわけでありまして、先程、町長は、今、延長保育がないのは、旧町別に言ったら、上月と佐用なんですね。まあ、三日月は、勿論 1 園ですから、南光は、もう全保育園が延長保育やってたと。で、合併時に延長保育やってたから、延長保育やってるというのは、実態なんですけども、同じ町民としてね、どうなのかという声も、当然、その中に出てきます。内もやって欲しいという声の中にはね。それで、一定の人数、基準がね、設けてするという事は、やりますけども、例えば、先程の幕山保育園で言えば、今、19 人、来年度希望があって、上月保育園には 4 人、0 歳児が 2 人ですから、0 歳児は無理として、だから 23 人。幕山保育園は、園児数になります。そういう事からすれば、先程 30 人という基準出されましたけども、その辺りのね、概ね 30 人とか 25 人とか、できるだけ、そういった、そこを充実する方向でね、やっぱり、考えていただけないか。元々、全ての町、上月なんかそうですけども、最初は、0 歳児保育にしても、延長保育にしても、中心の上月保育園から久崎保育園というように、広がって来とんですね。やっぱり将来的には、充実していこうという方向で、これは、旧町取り組まれました。あまり少ない場合は、なかなか難しいというのは、分かっておりますけども、しかし、一定数園児数あれば、20 人以上あれば、やっぱり、そういった声に、答えていただく必要があるんじゃないか。だから、先程の 30 人という基準は、一定基準を設けるのは、いいんだけど、おおよその基準としてね、私、やっぱり 20 人程度ぐらいで考えていただけないかというふうに思うんですけど、この辺りは、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　まあ、今、鍋島議員が言われた、園児にとって、本当に子ども達の友達関係ですね、そういうものは、大事にしていかなきゃいけないなという思いは、私もあります。ただ、まあ、非常に人数が少ない中ではですね、どうしても、それだけの体制をとるというのは、非常にまあ、今の状況の中でね、片方では、財政的な事も、やっぱり、当然、色んな事で考えていかなきゃいけないという事ですから、まあ、幕山保育園の場合、少し、逆に増えてるという事も、こう、聞いておりますのでね、そういう体制が、取れて、そのある程度の住み分けというのは、していかないかね、本当に、いかんともあるんです。だから0歳児とかですね、乳幼児とか、障害児とかという形になるとですね、ある程度、充実した事をしようと思えば、交通的には、数分5分ぐらいで、お互いに行けるぐらいな範囲にあるわけですから、まあ、ただ、延長保育という問題については、先程も答弁しましたように、園とも、全体の園の中でも、皆さんに、園長としても考えて、検討したいという事で、答弁させていただいたとおりです。ですから、まあ、今、私、ここでやりますという事は言えませんが、検討はさせていただきます。

〔鍋島君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君）　　30人と言われましたけども、その緩和を、緩和を検討するというふうに、理解させていただきます。是非ね、実施していただきたいというふうに思うんです。でも、あの、先程、山本議員も財政問題指摘してましたけども、保育士2人増えるから、もう佐用町の財政が急ピンチというような計算は、どこ計算してもね、これは出てきません。問題は、やる気があるかどうかの問題なんです。こういう問題はね、佐用町、300億円を超える、地方債残高で大きな、借金を持ってるとこのような事も盛んに言われるけどもね、しかし、その財政の話になりますけども、先程の、起債の関係も良く見てみますと、やっぱり、これはよその町に比べてね、有利な過疎債とか、そういう起債がかなりあるんですね。だから、単純に、佐用町は300億円、1人頭150万円の借金というような形でね、見るというのは、これおかしいです。これは、ちゃんとした、法的に交付税参入が、これ義務付けられていますのでね、そういった事も加味して見ないと、ただ、その金額だけで、財政ピンチ、ピンチというような見方は、僕は、先程の、その点ではね、山本議員の指摘は、私は、町長は考えていただくべきだというふうに思っております。いたずらにピンチをあおって要望を抑えるというのは、やっぱり、これは慎むべきじゃないかなというふうに思います。余計な事言いましたけども、是非、幕山保育園の延長保育、実際は、延長保育やないんですね、時間延長をする保育ですから、是非、柔軟に対応していただきたいというふうに思います。最後に、鶏糞の問題ですけども、かなりこの問題では、連絡会の中で、町長としては、強い立場でね、やっぱり2回もあったんだから、指導せないかんという事を言われました。ちょっと、具体的に聞きたいんですけども、2回目以降前回の議会の時と、どのような点が、強い指導が違ってますか。

議長（西岡　正君）　　はい、お答えください。町長。

町長（庵逄典章君）　　ちょっと、農林課長。

議長（西岡　正君）　　はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） あ、あの、強い指導というふうに、解釈をさせてもらってよろしいですか。1回目の時に、9月にあった時にですね、改善命令、改善計画書出すようにという事で、出て来たのを、再提出させて、1月に出て来た最終的には、1月に出て来ております。それで、基本的には場内から汚水を流さないという基本的な考え方と、それから鶏糞をですね、処理できる能力の羽数に減らすというような事で、その1月には、20万羽を12万羽に減らしていこうというような内容が出て来ております。1月には2万羽減らしたという事で、もらってありまして、後は、3月、5月、7月で2万羽ずつ減らすというような話を聞いております。それで、今回、そういった鶏糞がまた流出したというような事故を踏まえてですね、今まで改善計画書を出すように出してもらったんですけど、再度、現場の状況、それから沈殿槽色んな事を踏まえまして、再度提出するように言っております。最初からすると2回目でありますので、行政としても、強い姿勢を望んでですね、対応していかなあかんという事も、考えておりますので、今後また地域の人と協力しながらですね、対策を講じて行きたいというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 今まで旧上月町時代からね、そういう水質汚濁の問題とか、臭い問題とか、そういった問題も指摘をされて来た経過はあります。しかしね、今の事態は、ちょっと違うんですね。確かに、水質汚濁も良くありません。臭いも良くないです。環境問題としては、今の問題というのは、鳥インフルエンザ、いつ起こるか分からないという、今事態になってますね。で、当然の事ながら、感染した鶏の糞からはね、これ大量のおびただしい量のインフルエンザのウイルスが排泄されるんですね。これが、もし糞が、半ば垂れ流しの状況になってる施設であればね、これは単に10キロ四方をね、そういった規制をするというような問題という問題じゃなくて、もっと深刻なね、問題を生むという事が書いてあるのは、この図書館にあります、鳥インフルエンザの脅威という本があります。できたら、これも読んでください。かなり厳しい深刻な事態を招くという、そういった問題です。そういった問題として、この今回の村上農場の鶏糞問題を、町長、是非ね、位置付けて考えていただきたいと思うんですけども、最後お願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 私は、その事を毎回、前回にもですね、お話をさせていただいたと思います。鶏糞の問題というのは、その一般的な公害とかというような問題じゃないという事の思いで、今回、その改善についてですね、指示をし、それができなければ、強い形で、またこれを実行させていかなきゃいけないという話も、皆さんにもお話をさせていただいたところです。その通りです。

議長（西岡 正君） これで、鍋島裕文君の質問を終わりました。
お諮りします。昼食のため、暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、ご異議なしと認めます。再開は、午後 1 時、13 時といたします。

午前 11 時 56 分 休憩

午後 01 時 00 分 再開

+

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、再開をいたします。
休憩前に引き続きまして、一般質問を行います。
19 番、森本和生君の質問を許可いたします。

〔19 番 森本和生君 登壇〕

19 番（森本和生君） 19 番、森本和生でございます。

私は、4 件につきまして、通告いたしております。2 件につきましても、再三と言いますか、過去何回もやっておるんですけども、先日もある集会に行きますと、先生が、大事な事は、再々言わなあかんどと言われまして、全くその通りだと思っておりますので、大事な事ですので、再度質問、再々質問になると思うんですけども、していきたいと思っております。

1、教育基本法改正についてでございます。教育基本法は、戦後の我が国の教育の基本を確立するために、昭和 22 年に施行されたもので、教育の基本理念、義務教育の無償、教育の機会均等などについて定められており、学校教育法や社会教育法など全ての教育放棄の根本となるものであります。教育基本法の改正の内容については、第 1 章から第 4 章まであるんですけども、第 1 章では教育の目的及び理念、教育の実施に関する基本的な事項を見直す。第 3 章で教育行政のあり方、教育振興基本計画の策定について定められております。第 4 章は法令の制定であります。今、教育基本法をなぜ改正するのか、教育基本法の制定から半世紀以上が経ち、その間、教育水準が向上し生活が豊かになる一方で、都市化や少子高齢化の進展などによって、教育を取り巻く環境は、大きく変わった。近年、子どものモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下などが指摘されており、若者の雇用問題なども深刻化しています。このような中で、教育の根本に遡った改革が求められており、将来に向かって、新しい時代の教育の基本理念を明確にし、国民全体で教育改革を進め、我が国の未来を切り開く教育を実現していくために、教育基本法を改める必要があります。政府では、平成 12 年 3 月に内閣総理大臣の私的諮問機関として設けられた教育改革国民会議から同年 12 月に教育基本法の見直しが提言されました。これを踏まえ、中央教育審議会は、15 年 3 月に、新しい時代に相応しい教育基本法と教育振興基本計画のあり方について、答申を提出されました。教育基本法の改正について、精力的な検討が約 3 年間に亘り行われ、18 年 4 月に最終報告がまとめられ、これらを踏まえ、政府は 18 年 4 月 28 日に教育基本法の全部改正案を閣議決定し国会に提出し、18 年 9 月に開会の第 165 回臨時国会において可決され、同 12 月公布施行されたものであります。基本法が、公布施行された以上、基本法の良しや悪しは別として、本町での教育現場や行政に携わる者が生ずる課題と対応を問うものであります。

県道中三河佐用線、県道 444 号線改良整備促進についてであります。本質問については、17 年 12 月、18 年 6 月議会において地域住民の要望が多くあり、早急に対応すべきだとの必要性を強調して質問していたところであります。町長は、中三河佐用線は、新町の最有力課題として取り上げたいが、地域の要望をキッチリとして、町が計画を持って、県に要望して行く事が大事だ。地域の皆様や議員の皆様にもご協力をいただいた中で、事業が実

現できるように取り組んで行くとの回答でありました。今般、長谷地区並びに三河地区の自治会の協議会が立ち上がり、会長全員による県道中三河佐用線、県道 444 号線改良整備促進について、陳情書が町長、議長に提出をされております。長谷地区はもとより三河地区においては、緊急時の対応、佐用庁舎、佐用駅、インターなど安全で、インター商店街等町の中心部へのアクセスなど安全で安心して暮らせるための効果は計り知れない。この地域住民の熱い願いを強力に県に働ける事は大事である。その後の対応を問うものであります。

3 番目、浸水対策雨水排水路の工事についてであります。18 年 12 月議会において浸水対策雨水排水路工事について、この雨水計画の全体計画、終末の排水溝の計画は、また、特にこの地域は、平成 16 年の台風による浸水で、大きな被害を受けており、その為の今回の計画だ。住民切望の事業で、多額の経費を投じるものだが、工法設計について議会説明もなく、行政サイドの工事をする事に、住民の不信がある。折角住民切望の事業でありながら喜ばれていない。住民説明も充分でないため、住民と行政がつくる、まさに協働のまちづくりとは言えない。協働のまちづくりと言いながら、現実は違っていると 12 月議会で、指摘したところであります。また、町議会では、前は、時間不足で今回の再質問といたしたいと思えます。本事業は、18 年度より 3 年間の事業だが、計画では、16 年の水害で排水不備で浸水をし、排水の余裕のない一箇所雨水を全部集める計画になっております。折角の事業が再び水害の危険性があり、問うものであります。

4 番、町行財政計画についてであります。国では、安部内閣で初となる 2007 年度予算案は、一般会計総額 82 兆 9,088 億円、2006 年度当初比 4 パーセント増で、政策経費の一般歳出は 1.3 パーセント増の 46 兆 9,784 億円。景気拡大に伴う大幅な税収増により新規国債発行を過去最大の 4 兆 5,000 億円削減し、25 兆 4,320 億円に抑えた予算が 3 月 3 日衆議院を可決し、現在参議院で審議中であります。本町の平成 19 年度予算も 3 月 5 日、開会の第 12 回定例議会に提案されておりますが、一般会計で約 127 億円。前年比 6.7 パーセント減の予算だ。新年のまちづくり予算の 2 年目にあたり色々な問題点も見えてきている。中長期的な行財政計画に中長期的な財政計画を問うものであります。

以上です。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、一般質問最後の質問になりました、森本議員からのご質問にお答をさしていただきたいと思えます。

最初の教育基本法についての答弁は、後ほど、教育長の方から答弁をしていただきますので、私の方からは、次の道路関係から答弁を先にさせていただきます。

まず、県道中三河佐用線の改良整備促進の重要性につきましては、去る平成 17 年 12 月議会でも森本議員よりお尋ねがあり、本路線が三河地区など、新町としての、東北部の方から消防署や病院また高等学校・各種店舗等、佐用市街地への最短ルートであり、国道 373 号、中国道あるいは平成 21 年度に供用開始の予定であります姫路鳥取道への最短アクセス道路であることなどから、新佐用町にとりまして重要な路線として改良整備に地域と共に取り組んでいきたいと、お答をしたところでございます。県では本路線を「くらしの道」整備事業として位置づけていただいて、平成 15 年度から平成 24 年度までの 10 年間の調査測量、用地買収に取り組み、待避所の設置又は視距改良事業で整備は、少しずつですが進めているところでありまして、奥長谷集落においては、平成 17 年度に 1 箇所、同じく

平成 18 年度は 2 箇所を整備中でございます。引き続き今後とも通行上、あるいは地域生活を営む上で支障をきたしている他の箇所についても整備促進をお願いをして参りたいと思います。また、本線で通行不能区間であります約 2 キロにつきましては、現時点では、兵庫県として具体的な改良計画はございませんが、去る 1 月には、佐用地区を含めての沿線関係 13 集落の自治会長連署による陳情書が、私と議会議長あてに提出されております。早速、私もこの陳情書を持って、佐用土木事務所所長にこの路線の早期具体的な計画、早期に具体的な計画をしていただきたいという事の必要性を要請したところであります。併せて、地元では「早期開通」の実現には息の長い取り組みが必要との観点から、2 月に各自治会長を会員とする住民主体の「県道中三河佐用線改良促進協議会」が設立されたことは、実現に向けて、第一歩が大きく踏み出されたものと嬉しく思っているところであります。今後は、従前にも増して地域の皆様と連携を深めながら、兵庫県に本線の路線の意義と重要性を訴えていき、県の計画に取り上げていただくよう努力をしまいたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、雨水排水路工事についてでございます。平成 16 年 9 月 29 日の台風 21 号豪雨では、過去の経験からも、あまり予想もしない大雨で、佐用商店街一帯で、床上浸水 50 戸、床下浸水も多数発生をいたしました。直接的な原因は、大山谷川の上流において流木等で氾濫し、国道、JR 周辺を経由し、新町・上町に流れ込んだこと、また常德寺付近で、大山谷川から越水したことや、川原町の中井井堰、取水口付近の堤防を超えたことが大きな原因でありました。文化情報センターの上下流付近は、堤防高以下の水位でありましたが、内水の排除能力不足で滞留し、床上浸水等の被害を受けたというふうな状況になりました。直接的な被害原因の除去対策は、大山谷川の土砂の取り除き、バラベツト擁壁で護岸の嵩上げ、また「中井井堰の取水口」付近での改修工事に対応をいたしております。根本的な問題は、全面的な河川改修、断面の掘り下げ等であり、事業の推進を、整備を強く要望しておりますが、実施までには、非常に時間がかかるのも現実であります。また、全国的に「緊急的対策」で実施しているのが、内水浸水対策事業であり、河川水位が上昇し、自然排除が困難なとき、強制排除出来るポンプ場の設置であります。排水ポンプは、設定水位で自動運転開始し河川へ放流しますが、この効果は、平成 18 年 7 月 19 日の豪雨で、ある程度確認をされております。また、従来からの排水路として、役場裏の用排水路が、秀谷川方面へ流れており、文化情報センター前から吉福橋上流にも、雨水排除計算外の水路があり、洪水時においても、副水路の役割を果たしているというふうに考えております。

商店街の排水路の未整備区間については、県道及び町道の下にボックスカルバートを埋設し、既設水路の復旧と改修等も併せて実施をいたしております。19 年度は、「駅前付近から熊橋時計店前」までは、自由勾配側溝整備、「旧岡野医院前」からは、18 年度施工からの「ボックスカルバート」の延長を、「中町交差点」付近までを計画しており、地元協議が整えば、可能な限り、他の地区にも延長、施工していきたいというふうに考えています。排水路は、将来十分な河川改修が完了すれば、ポンプアップ無しでの自然排水が出来る能力に設計をしてあります。新設の「ボックスカルバート」は、道路下に埋設、下流の水路勾配とほぼ同一にし、一時的・貯留効果と、一気に下流に集中しないよう、既設水路、周辺環境を考慮して、商店街の内水排除が出来るよう計画しております。この規模以上の補助事業での対策は、現状ではできない状況であります。

次に、本町の財政問題であります。大変厳しい状況であります。中長期的な行財政計画についてのご質問であります。

各議員からのご質問に答弁させていただきましたとおり、中長期的な行財政計画にたち、人件費、投資的経費、一般行政経費の見直しを図りながら、財政健全化に向けて取り組みを進めていかなければならないと思っております。それには、行財政改革を着実に進め、

財政の安定化を図りながら、活力ある佐用町の基盤をつくるために、新町建設計画の重要案件の具体化に向けても取り組みが必要であります。

第 1 に地方分権社会にふさわしい組織体制を構築し、また合併協議会における事務事業の未調整事項を早急に整理するとともに、新町の一体感の醸成を図るための施策をソフト・ハード両面から実施しなければなりません。

第 2 には、急速に進展する少子高齢化社会への対応をしていかなければならないわけがあります。

第 3 は、生活圏の拡大への対応と広域的視点に立った施策の推進でございます。

第 4 は、財政安定化への取組でございます。

歳出全般にわたる徹底した見直しを行うことが必要であり、経常的経費の削減、地方債発行におきましても、合併特例債や過疎債等の地方交付税算入が有利なものを優先的に考え、後年度負担、将来の負担比率の抑制により経常収支比率等の改善を図り、自己規律による財政健全化を促すため、新たな再生制度の整備に向けて取り組みを進めながら、財政の健全化に勤めてまいりたいというふうに考えておりますので、色々ご指導いただきますようお願いを申し上げます。

以上、私からの、この場での答弁とさせていただきます。あと、教育長お願いします。

議長（西岡 正君） それでは、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 引き続きまして、教育基本法改正についての答弁をさせていただきます。議員ご承知のように平成 18 年法律第 120 号で改正された教育基本法につきましては、昭和 22 年旧法制定後半世紀以上経過し科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、近々では、命、心の問題等々教育をめぐる状況変化のなかで旧法の普遍的な理念は継承しつつ、時代の要請にこたえ将来に向けて基本の確立を図ろうとするものと認識しております。その改正点の主なものとして、まず前文で公共の精神、豊かな人間性と創造性、伝統の継承などが加えられています。第 1 章の教育の目標及び理念では、新たに 5 項目を掲げ、豊かな情操と道徳心、健やかな身体、能力を伸ばし創造性を培う、自律の精神、男女の平等、公共の精神、社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、更には命を尊び、自然を大切に、環境保全に寄与する態度、伝統と文化の尊重、我が国と郷土を愛する、他国を尊重、国際社会の平和と発展に寄与する態度などが加えられました。また、第 3 条に生涯学習の理念が新設され、第 4 条には、障害のある人に対する教育上必要な支援について、第 2 章教育の実施に関する基本の第 5 条では、義務教育の目的と国と地方公共団体の責任について規定しています。また、第 9 条では教員の養成と研修について、第 10 条では家庭教育について、第 11 条では幼児期の教育について、また第 13 条では学校、家庭、地域住民の連携についてそれぞれ新設しています。第 3 章教育行政、第 16 条の 3 項目を加え国及び地方公共団体の施策について規定しました。第 17 条では、国及び地方公共団体における教育振興基本計画策定について述べています。

法律施行後、特に新たな通知、通達はありません。当然ながら新設された条項については新たな取組みも必要となって来ると考えています。今後は、文部科学省、兵庫県教育委員会の指導を得ながら関係機関とも調整のうえ、前向きに考えて行きたいと思っております。以上であります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） まず 1 番目に、前回、ちょっと時間切れで最後まで質問できなかった、浸水雨水排水路の工事についてという事で、質問していきたいと思います。時間が限られてますので、急いでいきますので、問題は、前からずっとこう、お話ししようような事じゃなしに、この 5 年計画のどこを 3 年計画でやりますよってという事で、町長言われたと思うんですけども、これは、その場所だけやなしに、3 年計画で何ぼ程の総事業費をかける事業なんですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

町長（庵逄典章君） 担当課長。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 昨年、川田議員さんのご質問にお答えしておりますが、約 2 億。ただ、水道管移設とか、そういう格好が、次々出てきますので、もう少し多くなるんじゃないかと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 18、19、20、ちょっと年度別に。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 年度別ですか。ええっと、ちょっとあれですが、ちょっと待ってくださいよ。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） よろしいわ。総額 2 億いう事だったら、まあ単純に割ったって、7,000 万ぐらいの工事になると思うんですけど、町長ね、こんだけの、2 億かける工事で、議会で、議員の者に、まあ言う、そのこういう事でやりますよってというような説明聞いてないんです。この排水路の事について、そやさかいに、1 年に 7,000 万、確かにね、この工事、ここの工事というような形で、年に 3 箇所ぐらいに切って工事は発注されようと思うんですけども、議会承認いらんような形では、地元の業者育成いう事もあるか分かるんですけども、そういう形でやられようと思うんです。そやさかいに、いや、けども、何にしてもね、住民説明で、僕初めて聞くような話で、議会では 1 回も、この話、川田議員

の事だという事言われるんやけども、こういう、まあ言う、排水この図面で行きますよっていう事は、この議会では聞いてないんです。僕、ビックリしたんはね、これ初めての事なんですけども、とりあえず、この事業についての説明、部落説明でした時には、中町の交差点から、ずっと熊橋の時計屋さん、まあ知っての人もあってやと思う。岡野病院があったとこの時計屋さんのとこまでは、排水路は1メートル10のカルバートで行きますよっていう事は、今の排水溝の下に入ると思うた説明しか聞いてないんです。せやけども、その立会いの時に、地域の人が、立会い説明の時に、ここは2つの水路でいきますよと。1つは、1メートル10。1つは、別の今使っておる排水溝の所を、もう1つ通りますよと。2つの排水溝でいきますよっていう事をなんやけど、どないなんやと。部落で聞いた説明と違うがないうて言われて、慌てて、その下水道課に行って、どないなとんやって言うて聞いたら、いや初めから、2つの排水溝でやっていますよって、図面これです言うて見せてもろたんは初めてですわ。そこで。そやから、そないな事じゃなしに、もっとキチットね、この部落説明も議会説明も、しながら、2億からの工事なんで、当然、本間にこれ喜ぶ事なんですわ。ええ事するのにも係わらず、何で、そういう情報提供だけキチットしてね、やっていかなんたら、逆に言うたら、本間に町長、ええ事やってくれるっていう、住民の考え方あるんですわ。水害の起こらんような町つくろうやと。安心、安全な町つくろうやっていうんにも係わらず、そういう事業の運び方するいう事はね、住民不信生まれるし。もう1つだけ言います。これ町長ね、ここにもあるんですけども、国土交通省なんかから出とうね、河川とか、そういう排水溝とか言うんは、特にね、その協働のまちづくり、協働でやろうやと。行政の財産でもない、個人の財産でもない、議会の財産でもない、皆の財産、共有の財産ですわ。その共有の財産を、共有の税金投入してやる事業についてね、皆にお知らせして、皆にそこを理解してもらて、進めて行くいう事をしていかなんたら、ドンドンドン、ドンドンドン、進めていって、住民は知らんは、議会は知らんわっていうような、共有の財産じゃないですよ。そこどうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） この事業ですね、16年の水害以前から、もうずっと色々と地元要望がありですね、森本議員もご存知だと思いますけども、商店街なんかのですね、水路の問題、排水の汚水の問題、そういう問題からも直して欲しいと、取り組んで欲しいという事でした。で、一部はですね、森本議員の家のとこの側、先に、先行して始めましたけども、非常に多大なお金がかかるという事で、下水道事業に伴ってですね、この雨水排水事業をやるという事もお話をさせていただいたと思うんです。後の、ポンプ設置ですね、内水面の排水ポンプの設置、これも文化情報センターを建てたり、こういう中で、ここの排水が非常に悪いという事で、これを設置すると。ただ、そこへ、先に、それを設置して、後、水路の排水路については、計画的にやっていきますと、いう話もさせていただいたと思うんですよね。ですから、その後ね、出来上がった計画なり、具体的に進める中で、担当課としても、そのそういう細かい、きめの細かい説明が怠っていたという面があるんかも知れませんが、それは、確かにあったと思います。でも、基本的には、こういう水路、昔からの排水路っていうようなものも、非常にまあ、途中で掃除がしにくい状態になったり、整備ができてない、そのまま使っています。それを、きちっと何とか、下排水の下水道事業に伴う国庫事業としてですね、取り組んで行くと言う事で、進めているわけですから、これは今後ね、まだまだ、そういう説明ができてない部分については、改めて説明をする必要があればしてやっていかなきゃいけないと思いますけども、事業としては、今言われたように、非常にまあ、今まで皆さんの要望に沿った事業であるというふうに思

っております。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） その事はね、僕も言いながら、ええ事しようという事は、本間に喜んでもらえる事しよんにも係わらずね、そういう事で進められて行くという事はね、本間に僕も辛いんですわ。地元の人に、きちっと了解して、そりゃそうや、これええがい排水もしますよって言うて、私らも言いよんですわ。何とか、そういう水害のないような安心安全のまちづくりを進めて行くんやさかいに、とりあえず協力お願いしますという事ではやって行く、それはええ事なんです。そやけど、やる過程がね、そういう事で、何でこんな事なかなって言うて、喜んでもらえないって言うような事は、本間に町長、本間にマイナスなんですわ。これちょっと新聞あれなんで、これ、自分達のまちは、自分達で守ろうという事、共有の財産なんですわ。共有のもんをね、皆に理解してもらて、喜んでもらう。多大な2億もかける経費を使ってやるんやさかいに、その辺だけね、やってもらうという事は、本間に大事な事なんで、いやもう、よう分かります。僕も、これは進めてきたんですわ。こういう雨水対策のあれはやろうやあっていう事は言ったんやけど、その過程が問題ありますよって言う事だけ言うときます。それから、もう1つ、それから、その計画の中で、きちっと情報聞いておいたら、当然今までの排水流れる水路をね変えて一箇所に持って行くという事は、絶対危険性があります。ほな、その表の水路を動脈です。動脈を裏の、裏言うか、一箇所に集めてくるという事が、何でそういう事があるんか、そこが、今まで、どない言うか、余裕があって、前回の16年の台風の時も、その水位が低かったとか、余裕があったで、そこへ回しますよって言うんだったら、僕も大賛成しますけども、そこも溢れて、一番低い所になっとった所へ、また持って行こうとしよう。ほな、絶対、前よりもひどい水害になります。そやから、そういう事も含めてね、地元の者や議員の者に、きちっと説明してもらとったら、これは、ちょっと余計危険な事になりますよって言う議論もできるんやけども、それをしないさかいに、表通りの商店街の通りにずっと流れて行く排水路を遮断してしめて、裏へ回して行く、裏の、それも余裕のないところへ流して行くという事がね、理解できないんです。ほな、それが、また危険だと。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、これ面的にですな、こう計画して見て行った時に、今、その他所の、今まで他へ流れていた水をね、そこへ集中しているというふうに、捉えられているんですけども、途中の経路については、確かに水路の、この埋設をしたり、そういうものを整理していく中で、1つの経路が違っていたとしてもですな、最終的に、やっぱり集まって来る所って言うのは、やっぱり一番低い所に、ずっと集まってきてます。現在、表側を通った水にしても、役場の裏から、その文化情報センターの所へ、一緒に集まって来ているわけですね。ですから、それは、そのそういう事にして、今度は、そこに排水ポンプも設置するという計画の中で、この計画をつくっていますのでね、その以前、他から、下流の方に流していた水を、そこへ持って行ったという事では、全くありません。水は、量的には、何も、基本的には、変わらない。ただ、それも、今まで、他所から入っていた

水を、それについては、対策をして、前回の災害の時には、そういう河川から、越水した水、他から入ってきた水が、大きな被害をもたらしたわけですから、その対策は、その対策としてやっていかなきゃいけないという事ですから。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） はい、この事ばかり、時間とれんのんです。これ、また補正予算の時でもさしてもらいますけども、今、話出ておるとこは、確かにね、水は、どこから流れて来ても、終末いうとこは、こっちから流れようが、右から流れようが、真ん中から流れようが、集まる所は一緒なんです。そやけど、その途中でね、今まで、余裕のなかった所へ、また流そうとして行く事についておかしいですよって言うとんです。一番最後の、ここの文化センターの、そこの手前では、どっからも、今まで同じ所で来ておったです。そやけども、一番分散して流れてきよったとこを、また集中して流す、そこの部分がありますよいう事を言うとんです。まあ、これ、これぐらいにしときますわ。時間がないんで。それで、次、中三河佐用線なんですけども、これも、一番問題はね、一番に、こういう道というようなもんは、地域住民が熱い思いで熱心にならなならできないんだという事を、それ確かに、そうなんですけれども、今回、地元の人が、熱い気持ちで、そういう協議会作られて、町に陳情し、議会の方に陳情し、いう事で、されたんですけども、今回、議会の方にも、陳情が出ておるんですけども、ただ、この議会で、陳情を、まあ言う、議会で諮ってもらって、採択してする方が、逆にね、町長としては、県の方にも、議会でも認められて、町にも要望来とんやけども、これは、どないどやってもらわなあかんのやっという、強いね、そういうお墨付きのような形で、議会にも認められて、これ、お願いに来とんですよっていうような形で行く方が、話のしようもええって思うんですけども、そこどうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） この路線につきましては、前にもお話しましたように、県の、まだ中長期的な計画の中には、全く計画に上がってない路線ですね、新たに、その計画に取り上げていただかなきゃいけないという、その段階からスタートです。ですから、まあ、その地域の要望という熱意いうものが、非常に大事だという事ですので、それは、議会として、住民代表の議会として、それをくみ上げてしていただければ、それは、それで、私も一緒に、こうして住民総意、また町をあげてお願いをしているという事は、言わせて、言えると思います。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

19 番（森本和生君） 今回、あの、議会の方でね、委員会の方、産業建設の常任委員会の中でも、この3月議会に陳情は受け付けて議案として上がってくるっていうような形でしとんですけども、これは議会各位の皆さんにも、お願いの事なんですけども、とりあえず、議会でも、この路線については、最有力路線として、陳情は、しっかり受け止めて

採択しておくという事を、何とかできないものだろうかというふうに思っておりますので、その点、よろしく願いたいと思います。それから、もう1つ、財政の事なんですけども、財政の事につきましては、各議員が色々と質問出されておりますので、時間もありませんので、1つだけあれしときます。とりあえず財政について、新聞、これも読みよりますと、ああ、そういう事なんかというふうに思った事があります。地方行政の職員の人数について規模によってどれぐらいが一番適切なんかなというふうな事が出ておりました。それで、まあ、全国的なレベルで調査された結果が出ておったんですけども、平均的に、その規模によって、色んな事情はありますけれども、平均的に1,000人当たり職員が何人ほどが平均なんやというふうな形のあれが出ておりました。確かに1,000人当たり、その新聞見ますと、8.12人。1,000人で8.12人。佐用町2万1,500と計算しても、大体174人が平均的な地方行政の職員の平均人数であると。そやけども、佐用を2万1,500人で割りますと、大体19.3人あります。そやからまあ、それも何年間の内にはね、今さっきも、当然話が出ておりましたように、前の職員の人数や色んな事も言われておりました。確かに、1,000人当たり佐用は20人に近い職員という事で、やむを得んともありますし、ほな、これが適正化という事は言えないと思うんですけども、そういう形のスリムな形にしていかなんだら、当然、財政規模も大きくなるばかりというふうな事になって行くと思いますので、その辺、また、研究していただきたいな思います。それから、また、時間が余ったら、こっち回りたいと思いますけども、教育基本法の改正についていう事で、質問をしたいと思います。

これは、こっちの方にしたらよろしいか。

教育長ね、僕が質問しとったんはね、この法律の良し悪しは、僕らが言うあれはないと思うんです。僕らの代表の国会議員さんの人が決定された法律です。決まった以上は、これに従わなんだらあかんというふうな形になって来ると思うんです。これに反発してみたってしょうがないんです。そやけども、この佐用町にとってね、この基本法をどういうふうに、今までとは、違うような形でね、法律が出てきとんやさかいに、取り扱って行くのか、対応はどうするんやという事を聞いておるわけなんで、その点、どうですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長答弁願います。

教育長（勝山 剛君） まあ、教育基本法については、先程述べたとおりで、また議員おっしゃったように、当然国がまた決めて、それを地方に下ろしてくるわけですが、教育現場は、当然、法も遵守し、それに向けて教育をしていくわけですけども、実際、現場は、兵庫県は、兵庫県教育委員会から指導の重点、毎年、指導の重点という、こういうものなんですけれども、学校教育から社会教育まで全て、ここに今年度の重点事項が載っております。これと、本町でも毎年出しております、佐用の教育、これとこれとは、少なからず合致しているわけです。特にこれは全県下、これは町の教育の方向性、これを以って、学校は、学校教育目標を定め、学校経営の概要を、校長を中心に教職員で協議して、年間の教育のあり方を定め、それには、国から出ます、学習指導要領というのがあります。それぞれの各教科の内容、それから特別活動等の内容、そういうものを、総合的に見て、進めて行きますので、大きく、この教育基本法が変わったか、どう言いますかね、この点が変わったから、学校現場はこう変わると、そういうものでは、私はないと捉えています。で、今まで教育を進めて来ると、ここに改めて教育基本法に色々な事が出ておりますけども、総合的に見て、それらは、日々子ども達や地域の状況を見て、少なからず、そういう観点で、教育を進めてきていると、そのように、私は、理解をしております。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 教育長が、この基本法が、現行の基本法とね、今度改正された基本法の違いを、こう言われました。その中でね、こういう新設、新たに入ったような分野についてね、僕、もうちょっとこう言うてもらえるかなという期待をしておったんですわ。新設された事についてはね、今までの基本法とは、違う分野がこれから入ってくると。それには、まあ言う、指導要領によってするんやっていう事は、それは確かにそうです。それから、それは基本となるもんやさかいに、後に教育三法とかいうようなもん、今、審議中の事もありますし、教育、学校教育の色々な形の法律もありますので、それに従ってやるいう事は、よう分かるんですけども、僕も教育基本法が改正されるっていう事をきっかけにね、1 回じっくり、こう基本法読んでみていう事で、ずっとこう、何回も何回も読んでみました。今まで、自分が思った教育のあり方というものよりも、もっともっと緻密にね、キッチリ、基本には書いてあります。そやから、そういう事も含めてね、これからは、本間に教育現場の人、それから行政に携わる者それから地域社会、保護者、いうものの、責任分担いうもんがね、きちっとこれには書いてあります。そやで、そういう形の教育いうもんは、学校の先生に任せておいたらええんやというような、そういう考え方が、基本法の中では、ずっとこうあって、したような戦後につくられた教育基本法だったやつを、今度は、皆で学校教育だけやしに、私学の教育大学の教育、そういうもんも含めて、社会全体、家庭、特に家庭が一番大事なんですけれども、一番には、家庭ですよっていう事も、これにも書いてます。そやさかいに、家庭、社会それから行政の携わる者が、責任分担をして教育していこうやと。ほな、その教育いうもんが、子どもだけの教育じゃないんやと。生涯に亘っての教育もしますよと。障害者の人にも、こういう教育しますよという細かく分散された事を新しく出されとういう事を、そこが、僕は聞きたいなって思うんですけどね。どうですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 議員おっしゃるとおりで、例えば、家庭の第一次の責任を負うというふうなところも、学校では、平素、子どもを通して、保護者や家庭との連携、そういうものをしてきておりますけども、親にも、もう少し、突っ込んでですね、お父さんお母さんまた家族の子どもを見る目、また育てていかなければならないという誇り、そういうものをもう少し、学校としてもですね、強くアピールしていかなければならない点だろうと、私は、そう捉えております。それと、もう 1 つは、幼児教育、小さい子どもからですね、ただ、自然に大きくなるんじゃないかって、今までは、個性をすごく尊重された、で、小さい子ども、また中学生ぐらいの子どもに対してもですね、親が、家の子は個性を大事にしていますから。個性は、私の考えとしては、個性は、変化するものだと思っております。持って生まれたもので、本当に一個人の本当に個性というものがあると思っておりますけれど、しかし、人に迷惑をかけても、これが個性だと言われるような発想では困るわけなんで、その辺の事は、これからも充分重点的に考えて行きたいと思っています。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） ちょっとこう、かみ合わんのんですね。教育長、あの、どない言うたらええんか、一般的な話言う事と、基本的な話いう事をね、基本的なものから、色々なもんが付いてくると思うんですけども、その基本をなすような事が、やっぱり教育のね、現場言うか、学校教育の特に学校教育、生涯教育の現場の一番の、それこそ、教育長は、もう色々な形の事を網羅されたね、優秀な教育長やという事も、僕ら、聞いてますので、その辺の事はね、本間に、どない言うんかな、教育現場は、現場の事で、当然、今度の変った事についてはね、義務教育、学校教育それから教員の事、それから社会教育、それから政治の教育、宗教の教育っていうような事も全部、こう網羅した形が基本理念で出ておる目的、目標というような形で出ておるはずなんですわ。そやで、その事についてね、今度は、きめ細かくね、ずっとこう出て来たいいう事について、目からうろこが落ちるような感じがするとかね、そういう事が、僕、言うてもらえるんかなという感じがしたんやけどね、この法律がええ悪いは別ですよ。色々な考え方があるさかいに、そやさかいに、ええ悪いは別として、今まで、かゆい所に手が届かんような事までも、教育の中でね、きめ細かく基本の中に謳われておる改正ができとるがなという事を、本間に、にじみ出るような事がやね、もう言うてもらえるかなと期待しておったんですけどね。ほんならね、ちょっと角度変えますけども、ゆとり教育いう事でね、今まで、ゆとり教育、ゆとり教育言うて、何年かして来ました。ほな、ゆとり教育いうもんは、良かったんか、悪かったんか、失敗だったんか、その辺、学力が落ちて悪かったとかいう面もあるかも分からん。ほな、それが、ゆとり教育したさかいに悪かったんか、そうではないという事もあると思うんやけども、ゆとり教育は、現実には、どう思われるんですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 私は、ゆとり教育は良かったと思っています。それは、どういう事かと言うと、視野が広がった。いう点であります。けども、細かい所を見ると、学力の低下と言われておりますが、大きな学力の低下は、佐用町では、私は、今のところないと、そのように思っています。方向を変えると学力的に、生きる力という学力と見るならば、私は伸びている点はある。このように考えます。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） ゆとり教育って、僕も感じるんですけども、ゆとりを教育いう事は、学校教育だけで言いますと、ゆとりのある教育っていう事で、土曜日は休みやという様な事も含めてね、ゆとりのあるような事をした。ほな現実には、ほなそれがゆとりになっておったんかって言うたら、そうじゃなしに、塾みたいな所ばかり子どもが行って、学校の先生は7日間の内、5日だけ働いたら、それでええですよと、まあ子どもに接する時間はね、後、色々な研究や色んなんあると思うんやけども、そういうふうな形で、ほな子どもは、それでゆとりで、情操教育とか、色々な形で、こう地域にふれ合いしていうような事で、本間にゆとりと言われるような事ができた、そういう時間を持てたんかという様な事になったら、いや、僕は、疑問持ちます。塾に行くような事ばかり、夜 10 時

頃まで塾へ行ってという事が増えていくってというような事、ほな、それが、果たしてゆとりなんだったんだろうかというような事もあるんですけども、それも、ええ悪いはね、僕らはどうこうじゃなしに、とりあえず、子どもの為に学校教育の場合は、子どもの為に、ほな、この基本、教育基本法で、子どもをどういう大人にしていこうと思うて教育をされるんかという事は、教育に携わるね、学校の先生なんかは、やっぱり、子どもを将来、こういう大人にして、こういう為に勉強を教えておくんやと。こういう、今言う、色んな形のものを教えておくんやとか、というような形のキチットした考え方を持った先生がやられとうとは思わんとんですけども、その点は、どうでしょう。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 非常に、難しい質問だろうと思います。私は、どういう子どもを、どういう大人に思っているかと言われたら、まずは、人を大事にする。そして、思いやりがある。で、将来的には、生きて行く力を身に付けて欲しい。こういうふうに思っています。それぞれ学校では、小学校、中学校でありますと、9歳の差があります。それぞれ視点が違います。1年生段階で、小学校1年生段階であれば、何を、まあ中心に教育をしていくのか。教えて行くのか。中学校3年生であれば、どうなのか。これについては、一概には、言えないと思っています。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 時間がないんでね、もう1つ聞きたいと思います。教育行政という形でね、16条あります。これも新聞に出ておりました。2月28日、最高裁、君が代伴奏命令が合憲であったというような事で、この16条では、教育は不当な支配をする事なく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであると。教育行政は、国と地方公共団体の適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならないという事があります。この中でも、新しくできた文言もありませんけども、それは、行政側のもんだったり、国だったり、色んな人が、教育に、まあ言う不当な支配をしてはいけないというような事を。それから、また、学校の先生が、これにもマニュアルなんか書いてあるんですけども、学校の先生が、教育を教えるんは、自分らの権限やというような形の中でね、それを固持してね、するいう事も、それに当たるんですよってというような事も、書いてあるんですけども、この君が代問題についてもね、こういう判決出てるんですよ。伴奏を命じた校長の職務命令は暴言。東京日野市の私立小学校で校長の職務命令に反し、入学式で君が代のピアノの伴奏を拒んだ音楽教師、都教育委員会の戒告処分取り消しを求めた訴訟の上告審判決で、最高裁第三小法廷は、請求を却下したと。二審、東京高裁判決を支持し、原告の上告を棄却。原告敗訴が確定したってというような記事が出ております。まあ、こういう事も含めてね、佐用では、まあ言う、校長さんの命令に従わないって、この君が代というような事じゃなしに、他の事でも、まあ、言う、これは教育者として、キチットせなあかん事を、こう、色んな事を、教職員の人に言うて、それに従わんってというような事も過去によくあったらと思うんですけども、現在は、そういう事は聞きますか。教育長として。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） いや、現在は、聞いておりません。まあ、君が代、それから国旗の事につきましても、佐用町は、正常に進んでおります。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 時間がないんでね、あれなんですけれども、今も話したように、これは、町長にも言ってもろたらええと思うんですけどもね、今度の改正っていうような事で、国と地方公共団体の適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に教育は進められなければならないというような事を、きちっと書いてます。それで、この中にも、やっぱり家庭が第一、家庭の教育が第一だという事が、一番に書いてます。それから、やっぱり学校の先生の今言うような、シッカリとした考えを持って、子どもに教えてやってもらいたいというような事。それから、特に、行政側の教育の環境を整えてやるというような事も含めて、行政の責任も問われてます。それから、地域も、今までは、あの子は、あないな事しとうけど、知らん顔しとけてっていうような事じゃなしに、地域もキチットした、適正な事を、子ども達、未熟な者には、そういう適切な、責任を持った教育をしてやってくれいというような、事が書いてあるんで、これから、教育長ね、とりあえずPTAの会合とか、色んな事があった時にはね、今まではこうだったんやけども、これからは、基本的には、こいうい家庭教育、学校の教育それから地域の教育、行政の教育いうもんはね、責任分担をキチットしたね、公正で適切な、そういう教育を行わなければならないというような事が明記されて来たんやさかいに、当然、そういう気持ちで、地域の人も携わってくださいとか、家庭もそうですよっていうような事は、事ある毎にね、学校の先生は、特にそうなんですけれども、そういう事も含めてね、指導してやってもらいたい。そういうふう思うんです。
終わります。

議長（西岡 正君） 19 番、森本和生君の発言は終わりました。
これで、通告によります一般質問は終了いたしました。

議長（西岡 正君） 日程第 2 に入ります。
日程第 2 ないし日程第 15 の提案に対する当局の説明は、3 月 5 日に終了いたしておりますので、各議案毎に質疑・討論・採決と続けて参りますので、よろしく願いをいたします。

日程第 2 . 議案第 4 号 にしはりま環境事務組合理約の一部変更について

議長（西岡 正君） 日程第 2、議案第 4 号「にしはりま環境事務組合理約の一部変更について」を議題といたします。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） この度の、にしはりま環境事務組合の変更については、環境事務組合の方でも提案されて、各構成市町で、今度規約が改定されるということで、この度の提案ですけれども、前々から、これは出て来て、その佐用町の、その議会でも説明があって、その、にしはりま環境事務組合の構成市町長で、予めその際、話し合われた時があると思います。どういう経過で、こういうふうな改定がなされたか。その経過だけ、一度お伺いしたいんですけれども。一番初めの方。
市町長会で、どういうふうな話し合いがされたか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まず、今回の改正。定数の問題ですね。

〔金谷君「定数と、それから大きいのは負担割合」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 負担金の問題ですね。

〔金谷君「はい」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 経過というのは、私も話しましたけども、環境事務組合を作って、これ16年に最終的にでていましたけど、それ以前からですね、6町で進めて来て、そういう時にも、長期に亘る計画の中で、特に負担金なんかについては、当初については、平等割り負担と均等割りと人口割りというね、負担についても、通常、皆、共通する経費ということでしてましたけども、小さな町にとっては、ある意味では不利になる均等割りが多かったわけですけども、建設段階においては、これを見直すということを含め、当然、申し合わせをして確認をした上でスタートをしたわけです。それから、定数については、これは合併という問題が、後から出て来た問題でしたね。その中で、こうして最終的に3市2町という形になった中でね、やはり、その中の均衡を保つために考えていこうということ、これは、当然それぞれの町の、市町の議会とか、そういう所の中で、当然、話もあつた中で、この管理者、お互い管理者が、それを踏まえてですね、事前の調整をしたということです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

6番（金谷英志君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。ございませんか。
ないようですので、質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入りますが、討論ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 反対討論ですが、議案第 4 号にしはりま環境事務組合規約の一部変更について反対討論をいたします。

この度の主な改定は、構成各市町の負担割合の変更と、組合議員の定数の削減であります。負担割合については、本町の負担は 25 パーセントから 22.5 パーセントへ軽減されますが、広域議会は、ただでさえ内容が見えにくくなっており、ここで議員の数を減らすことは、益々住民から遊離したものになってしまいます。にしはりま環境事務組合は、まだ、ごみ処理事業全体の協議事項があり、施設建設もこれからであります。構成市町については、旧 11 町の枠組みのままで、佐用町は平等割り 4 町分の負担をします。施設を運営するだけの段階になれば、議員定数の見直しも考えられますが、現段階での議員定数の削減に反対し、討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。

議案第 4 号、にしはりま環境事務組合規約の一部変更について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 . 議案第 5 号 播磨高原広域事務組合規約の変更について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 3、議案第 5 号播磨高原広域事務組合規約の変更について、議題といたします。

これより、質疑に入ります。質疑のある方ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） この議案については、私も広域議会議員でありますので、経過は、承知していますので、ここで確認したいんですけども、この度の改定で、7 条、都市公園、木戸口公園の設置及び管理運営に関する事が入るんですけども、これは、サッカー場の増設という事で、この組合議会でも聞いておるんですけども、佐用町の負担割合についてお聞きしたいんです。このサッカー場を建設する事になって、佐用町の負担がどうなるのか、その点、ちょっと確認したいんですけども。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

町長（庵逄典章君） 担当課長から。

議長（西岡 正君） あっ、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） お尋ねの件でありますけども、基本的には負担はございません。国庫とそれから起債とそれから企業庁からのお金で賄うという事で、構成市町の負担金はありません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。

今、基本的に負担がないと言われたんですけども、別表で 15 条関係の別表で、その経費に掛かる負担割合は、関係町と言うふうにありますし、設置及び管理、これ先程ご答弁の中で、基本的にはないという事なんですけれども、造ってしまった後、ずっと後はどうなるのかという事と、それから、これの建設費の内訳。今、起債とか企業庁の関係言われましたけれども、もっと詳しく知りたいのと、それから、このサッカー場の増設ですけども、その、どの程度の要求があるのか、中々テクノの土地が利用できないので、その利用策なのかなとか、思うんですけども、その辺、どうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 一応、当初の建設におきましての事業費は、先程、担当課長が話ししましたような財源で行います。起債については、交付税参入が、交付税があるという事で、それは、たつの市が受けて、また出して行くという事になります。たつの市が、その幹事町になっているわけですね。はい。後の、その運営につきましては、現在のゴルフ場もサッカー協会ですか、が委託して、一応それで、採算、運営費を賄いながら、運営をして、使用料を取ってですね、運営を賄っております。ただ、私達も、一番まあ、これ長期的にね、将来的に、県が、そういう色々な修繕とかですね、維持管理していく経費、例えば、芝の張り替えとか、そういう事があった時にどうなるんだという事は、当然、話しましたが、その段階では、できるだけ県としても支援はしていくという事しか、今のところね、将来の、そういう事までの全面的な経費が全くないという事までは、確定はできないと思いますけども、ただ、今の現状としてですね、やっぱりサッカーが、かなり今普及して、子ども達の 1 つの大きなスポーツになっています。現在の 1 面だけあるわけですけども、少年サッカーが、なかなか広いサッカー場で、通常、少年サッカーのサイズではありません。他から沢山、来て使ってますね、なかなか地元の方も、少年クラブなんかが使えないというような事も聞いております。で、まあ、このサッカー場については、かなり、そういう新しく造る所は、少年サッカーの 3 面のサイズのものを造るんですけども、この近隣ですね、サッカーをされているクラブなんかからは、かなり要望があった中でですね、この公園、ここは、元々は、そういう公園用地として、考えられていた所でありまして、今回、国庫補助ももらえるという事で、建設をしようという事が、決まったというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） あの、吉井です。

組合議会では、資料が出されていると思うんですけども、それを参考資料としていただけますか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 申し訳ありません。組合では、そういう事で決まっておるんですけども、はい。ちょっと後になりますけども、こういう図面で計画でっていう物は、資料、後ほどになりますけども、この後、配らせていただきます。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） どういう資料があるんですか。図面と、その建設の費用関係なんかもあるんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

〔助役「計画図でよろしいか、計画」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 計画図、まあ、これから実施設計は、これからですけどね、基本的な計画図がございますので、それを渡します。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案についての討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、本案についての採決に入ります。

議案第5号、播磨高原広域事務組合規約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第 4 . 日程第 5 ないし日程第 16 について

議長（西岡 正君） 日程第 4 に移ります。

日程第 4、日程第 5 ないし日程第 16 を一括上程したいと思います。

議案第 42 号 平成 18 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出について。

議案第 43 号 平成 18 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 44 号 平成 18 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 45 号 平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 46 号 平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 47 号 平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について。

議案第 48 号 平成 18 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 49 号 平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 50 号 平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 51 号 平成 18 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 52 号 平成 18 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 53 号 平成 18 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。

これより、議案第 42 号平成 18 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出についての質疑に入ります。

まず歳入よりお願いいたします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） はい、4 番、岡本です。8 ページの個人法人、固定資産税それから軽自動車税の滞納繰越分の合併した当時、そして 18 年当初、そして現在これ言う事で、ちょっと、その中身的に、どういうふうに改善言うんか、説明願います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君） はい、お答えします。これは、この補正は、12月補正、前回12月補正しまして、11月の中旬ぐらいまでの分を取りまとめております。今回は、2月15日に取りまとめて、それぞれ、それ以降に入った物を、計上させていただいております。これは、それから、軽自動車税につきましては、町民税につきましては、未だ納期が、全部終わっておりません。で、滞納繰越分のみをあげさせていただいております。それから、軽自動車税につきましては、もう納期が5月という事で、終わっておりますので、現年分も、精算見込みという事で、あげさせております。滞納繰越分につきましては、先程と同じ経過でございます。で、これ昨年度と比較してですか。

〔岡本義君「件数とか、中身的に」と呼ぶ〕

税務課長（大橋正毅君） 件数は、ちょっと、そこまではね、金額で、あげさせていただいておりますのでね、そこまで、ちょっと、把握は、この時点では、把握しておりません。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

4番（岡本義次君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島君。

21番（鍋島裕文君） じゃあ、9ページお願いします。

1つは、10款25項の所得譲与税、269万3,000円を補正で1億5,000万という事があります。で、これで伺いたいのは、来年度が、所得譲与税廃止されるわけでありませけれども、これは、国庫補助の、例の廃止の関係で、所得譲与という形で、入れられているお金であります。当初予算の時に色々議論されましたけれども、あの廃止と比べてですね、この所得譲与税1億5,000万というのは、妥当な金額かどうか、どのように考えておられるのかを1点目。続いて、地方交付税の関係です。地方交付税が1,700万円補正されて、1号、2号補正、この3号補正、ああ3回の補正で、合計が普通交付税46億7,000万程になります。で、これで伺いたいのは、これで確定だと思いますけれども、基準財政需要額と収入額との関係から見て、これがどうなのか、この2点をお伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 地方交付税につきましてはですね、先程来から出ておりました、合併によります部分、旧町単位での測定いたしております。その中で、これはあくまで、旧町4町の分をまとめ上げた分が、こうなっておったと。そして、今回1,700万余りの補正をさせていただいておりますのは、調整部分という、まああの、交付税でも、最終的に錯誤の戻入部分が1件あります。これは、まあ、交付税算入漏れの部分の調整をする部分が、錯誤の額と。それから国が言います調整、これは、交付税全体、国における交付税全体の中で、調整率で零コンマ幾らというような数値が出て参ります。それを単純に掛けてですね、それが調整率、調整率と言っておる率がございまして。今回の補正させていただいてお

る関係の部分はですね、その調整、掛けておりました調整部分が、全額戻ったという事で、今回 1,732 万 5,000 円を補正させていただいたと。これで、普通交付税は、決定と。後、残りは、特別交付税につきましては、3月に決定されるという予定になっております。それから、地方譲与税、所得譲与税の関係なんですけど、これにつきましては、税源移譲等の関係でですね、今回全体で1億5,000万からの歳入でありますけど、この分については、来年度19年度からなくなるという中で、税上で言いますと、佐用町なんかにおきますと、どうしても所得なんかの関係で、マイナス要素も出て来るんじゃないかなというふうには見込んでおります。今回の19年度、新年度予算の町税の関係で、かなりの金額あげております。そういう中で申しますと、この率だけで申しますと、所得譲与税が減りますと、町にとっては、影響は確かにございます。

以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 地方交付税聞いているのはね、例えば、当初予算の時基準財政需要額と収入額引いたら、普通交付税やないかという質問の中で、いや、それは、中に出ないんですという事、いつも当局言われるんですね。その理由は、いわゆる測定単位の補正係数が定まらんと。まあ、段階補正等ですけども、定まらないから、基準財政需要額が計算できないから、地方交付税が計算できないという事でありまして、そこで伺っているのは、この確定した段階ではね、つまり、基準財政需要額というのは、年度当初では計算できないと言われるけども、だったら、この18年度の場合は、補正係数も何も、全て明らかになって、いつの時点で、キチット財政需要額が出てね、収入額は分かれますから、それで、普通交付税と試算の額で、実際これが入ってきたというような事になるのか、その辺りをお聞きしとるんですわ。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） はい、すいません。あの、議員のおっしゃるとおりですね、もう、その数値が確定したと、そして今回は、確定した上に、まだ調整額、調整率というのがございまして、それで、マイナスになっておった1,000余りが戻って来たという事でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 聞きますがね、年度当初に確定しなければ、基準財政需要額が出ないという、これ当たり前ですよ。偉い違うんだから。係数によっては、それで、いつに補正係数というのは、確定した、これ18年度は確定したのか、この3月に入って確定したんですか。そうじゃないでしょ。その事をお聞きしよんです。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 交付税の関係につきましてはですね、7月に国の方の関係の資料に基づいて、その時点で、積算いたします。ですから、今回、くどいようですが、言わしていただいております調整部分が、その項目に、1つあるという事で、最終的に、この2月に入ってからですね、決定したという状態で、今回の補正させていただいておりますという事です。

〔鍋島君「もう1回いいですか」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、まあいいです。

21番（鍋島裕文君） とにかく、聞きたいのは、年度当初に知りたいんだけど、なかなか出せないと言っているんでね、その調整部分は、もうよろしいですわ。わずかやから。全体の。全体の基準財政需要額、町として補正係数が分かって、確定できるのは、今、言いよったように7月ですか。その事、確認しよんですけど。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） えらいすみません。当初時点では、まだ出て参りません。そういう事で、7月で、7月で、

〔鍋島君「7月ですか」と呼ぶ〕

財政課長（小河正文君） はい。

〔鍋島君「ああそうですか。それは分からんわな」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 10ページの分担金及び負担金ですけど、その中で、農林水産業負担金、にしはりま環境事務組合負担金、まあ450万減額。これは農業ですから、三原ポンプの周辺地域と位置付けた負担金だったと思うんです。これ、やらなかった、その理由は何でしょうか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） いえ、事業は、これ実施しております。まあ、当初概算です。にしはりま環境から予算の設置という事で、金額を先確保して欲しいという話がありましたので、また後、区長さんまた農会長さんと話させてもらって、ほ場整備の管理する池の方に、送水しておるんですけども、その井戸がかれるという事で、近くにほん側に

川があるんですけれども、川から、そこへ水を送ってもらう施設という事ですね、当初450万の、全体では500万なんですけど、50万以内でできるという事ですね、一応地元の了解をしていただきまして、その、それについては、もう工事の方は、発注しております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） それにしても、額がね、えらい、たった50万、これ10分の1で済んだという事が、それがおかしいなと思うて聞いたんですけど。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 当初はですね、河川の護岸をですね、やり直してやるというような計画がありました。しかしまあ、地元の方はですね、そこまでしなくていいというような話もありましたので、そういう軽減させていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

6番（金谷英志君） はい、分かりました。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと待ってください。はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 11ページ、25番の土木使用料、15番の住宅使用と25番の改良住宅の滞納の、この説明と、それから次のページ、12ページの21、衛生使用料の15番の滞納のプラント、コミュニティプラント、この3つの説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、住宅管理課長。

住宅管理課長（田村章憲君） 住宅使用料の減額でございますが、現年度分につきましては、空家並びに7月の前に行っております家賃の見直しによりまして減額になっております。また、滞納繰越分につきましては、徴収ができたという事で、200余りの計上をしております。それから改良住宅につきましては、これにつきましても、空家と7月の見直しによりまして減額という事になっております。それから滞納分につきましては、徴収をしたという事で、これだけの計上をしております。
以上です。

議長（西岡 正君） 後、2つですね。

〔岡本義君「あの」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。

4番（岡本義次君） 件数とか、その中身的には、どんなかったんでしょうか。何件ほどあったのかな。まあ、努力されたいうんは分かるんです。この216万2,000円とか、41万8,000円の件数とか、そんなんは。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

住宅管理課長（田村章憲君） 件数は、ちょっと把握しておりませんが。はい。

議長（西岡 正君） 後、2つどれでしたかね。ちょっと、分かりにくかったんで、私も分かりにくかったんで。

4番（岡本義次君） 12ページのコミュニティプラント。

議長（西岡 正君） 12ページの。

〔下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） コミュニティプラントは、上月の福吉とそれから力万の地区の処理場ですが、使用料、まあ利用者増いう事で、それで、ちょっと少なめに見とったいうところもあるんかも分かりませんが、40万。それから、滞納分につきましては、収入金、滞納分の収納分でございます、現在7万4,000円入っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

4番（岡本義次君） これも1件だけ。この分。

下水道課長（寺本康二君） いや、件数までは調べておりませんが。

4番（岡本義次君） ああ、それぞれまあ、件数も、ちゃんと調べておいてくださいよって、自分ら担当の部署でしょ。中身分からんって、今度でよろしい。また。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） さっきね、何ページだったっけ。

〔「9ページ」と呼ぶ者あり〕

11 番（山本幹雄君） ああ、9ページ、金谷さんの質問の中で、農林水産のにしはりまのん、これ450万減額、これ当初ゼロだったわね。当初予算。ほんで、何か、僕勘違いしとんかも分からん。50万あげたと思うとったんが、何で450万赤にするんかなって、僕、これ最初、勘違いしとったかな。補正。何時、僕が勘違いしておったか、ちょっと聞きたいんです。

農林振興課長（大久保八郎君） 9月補正だったと思うんですが、500万を予算化させていただいております。この分については、にしはりま環境組合の負担金10分の10で負担するという事ですので、いった費用については、にしはりま環境から受け入れの予算を持たせていただいたという事で、当初500万組まさせていただきます。ああ、当初やなしに、9月だったと思います。

〔山本君「9月」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

11 番（山本幹雄君） ほな、僕の勘違い。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 10ページの分担金及び負担金、10総務費負担金の補正マイナス57万についてなんですけれど、高度情報通信網加入負担金という事なんです、これについて、内容説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答え下さい。まちづくり課長ですか。

まちづくり課長（南上 透君） この分担金につきましては、各家庭から加入していただく分担金でありまして、1戸1万円で計算しておる分の、その分の元々住民票等で見ておりますので、それが現実の引き込みの中で、整理して行く中で、57軒分ですか、その分の減額であります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 期日までに加入した場合、1万円、各1戸1万円いう事で、説明受けているんですけど、このマイナス、当初予定していた戸数よりも、57軒分いう事になります。負担が減るっていうのは、これは、もらわない地域の分なのか、そこら辺の、ちょっと事情が知りたかったんですけど。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） この分につきましては、12月も、その財源の関係で、分担金が減額になっておるんですけども、当初あげてますのは、住民票等で想定した額になってまして、実際には、その1軒から引いて、2戸、住民票では2つ分かれておっても、現実に1戸の引き込みで済む場合もありますんで、その辺のとこの整備とそれから、その住民票だけ見てますんで、それ以外の戸数とか出てきますし、住民票がなくても入ってくるのがあったり、色んな事がありますので、その中で12月の財源調整の中で、落ちてますし、それから現在の分は、その今現在で、加入でつかんでおる分に合わせておるという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） いや、加入、どない言うんですか、地域毎で加入金を貰わない地域と言うたらあれなんですけど、そういう地域が出て来たというような事はないんですね。そういった事も聞きたかったんです。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） はい、仕分けをしてませんが、説明は不足したんですけども、そういう分も含んでます。

議長（西岡 正君） はい、他に。

まちづくり課長（南上 透君） いや、これの分、ごめんなさい。この分につきましては、あくまで1戸1万円の分です。すみません。

議長（西岡 正君） 他に、ございますか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） ちょっと、まあ、とりあえず3つね、10ページでね、25の農林のんで、県営経営体育成とう、あれ何か途中で、補正で4,112 ああ違うた。4,120 あげて、途中で補正であげて、今回、補正でゼロにするという部分と、16ページでも総務費10の自

治振興費で12月に上げて、今回ゼロにするんですね。で、その下の25番も同じようなとこやけど、集落営農、これでも何か、6月に500万あげて、今回、またそれがすっかりゼロになる言うて、補正で上げては下げ、上げては下げいうてしとんやけど、これは何なんかなと思うて。ちょっと。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） まず、10ページのですね、農林水産費分担金の県営経営体育成基盤整備事業分担金412万、これにつきましては、補正を上げさせてもらっております。これは、南光地域の東徳久のですね、農道、水路改良工事を指定受けてる地域でございますけれども、地元分担金が412万でしたけれども、土地改良県営事業でございます、農事組合土地改良組織で、ここはありますので、直接ですね、東徳久土地改良区から直接、県の方の事業主体の方に支払されるという事になります。ですから、歳入もそれから歳出の負担金においても、412万、今回補正させていただいております。当初は、町経由で負担するものというふうに思っておったんですが、直接土地改良組織から県の方に負担するという事でございます。それと16ページの25目の農林水産費県費補助金の集落営農育成確保緊急整備事業500万落とさせていただいておりますが、補正で上げさせていただいて、集落営農の東徳久なんですけども、農事組合がですね、機械を購入する予定で予算化させていただいておりますが、県の事業でですね、その下に、水田営農元気アップ事業補助金を上げさせていただいております。補助事業をですね、この県の事業に変更させていただくという事で、上側を全額落とさせてもらって、新たに下側をですね、県の事業に乗って事業を実施させてもらうという事の振替になります。そういう事で、よろしくご理解願いたいと思います。

議長（西岡 正君） ちょっと待ってくださいね。もう1つ。まちづくり課。

まちづくり課長（南上 透君） 事業の内容については、財政の方で上げてもらとんですけれども、自治振興の補助金なんですけれども、この分につきましては、姫新線の分担金に充てるという形で上がっておったんですけれども、協定の関係で、協定期間がずれて参りまして、県の方は、今年度中に協定するんですけれども、支払いができないという事で、町の方では、再度19年で上げなおす為に、この県の補助金で見ましたもんが、落ちたという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） ほな、25番の農林のんが、これが水田元気アップ事業に変わったという事で、ほな、という事は、この水田元気アップ事業というのは、東徳久の事やっていう事でええんですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 25番ってというのは、10ページの25番とは、また違うんですけどね。

〔山本君「16ページですよ」と呼ぶ〕

農林振興課長（大久保八郎君） 16ページの25番ね、

〔山本君「農林水産の集落営農育成のんを、これを何かしたら、水田の元気アップ事業に振り替えてと今言うたと思うたから」と呼ぶ〕

農林振興課長（大久保八郎君） そうそう、補助事業を、変更したという事です。

〔山本君「ほな、場所は同じとこや、東徳久で」と呼ぶ〕

農林振興課長（大久保八郎君） そうです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

11番（山本幹雄君） ちょっと、再度、と言う事は、さっき言うた、まちづくり課長のは、ほなら、これ来年上げるいう事なんやね。はい、分かりました。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 22ページですけども、真ん中どころの佐用町河川障害物除去工事等残土処分投棄料なんですけど、この事業については説明いただいておりますが、今回の4,900万の補正の中身についてお願いします。それから、3点。25ページ、

〔鍋島君「歳入、歳入やで」と呼ぶ〕

20番（吉井秀美君） ああ、歳入ね、ああ、すいません。じゃあ、それお願いします。1点です。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） はい、22ページの佐用川河川障害物除去工事の残土処分の投棄料ですけども、県土木の方がですね、今河川の土砂を処分しております、その処分地については、下秋里のほ場整備を共同施工で地元でされております。それに対する処分料として、町を経由して、それでまあ、負担金としてですね、いった分についての、そのほ場整備関係については、町の方から負担金で、共同施工の方に予算を持たせていただいて

おります。これは、18年度の実績見込みの投棄料という事で補正させていただいておりますが、その後も、その後、18年度確定しましたので、今回補正させていただいております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） どれぐらいの量なんですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 私も、もうひとつ量は分かりませんが、約2ヘクタールのほ場面積がありまして、大体約2メートル程度地上げされるというふうには、ちょっと思っております。その高さも概ねですので、約2ヘクタールを2メートル近く地上げされるという内容です。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 例えば、トラック一杯いくらかとか、そういうような、契約してないんですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 契約言うより、土木とですね、町の方もなるべく多くおられるようにですね、色々とお話もさせていただいておりますので、県も最大限努力していただいとんではないかなと。それで、1トン当たり何ぼとかというような金額、まあ、土木の方も設計額によって算出等されておると思いますので、運搬距離とか、色々あると思います。ですから、まあ、それは、土木の方で算出していただいた金額を、まあ、こちらとしては、予算化させていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ君。

18番（平岡きぬ君） 10ページの高度情報通信網の加入分担金の先程の回答に57軒のマイナスというのは、多賀地域とか、そういう事ではないんですね。ちょっと確認の意味でお願いしたいのと。22ページの雑入の真ん中辺のあるんですけど、指定管理者納付金30万円、このどこから入った分なのか、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） ちょっと、その区分けはないんですけども、元々、その言いました軒数あげてますんで、その 12 月の時に落としてます。それから今回南光三日月地域で申し込みを受けて 1 万円でご加入いただいたものをつかんだ中で差し引きして落とさせていただきました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。もう 1 つ。これの 22 ページの件は、どこですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） これはですね、指定管理者というのは、まあ 9 月から指定管理者の委託、指定管理しておりまして、ふれあいの里上月それから南光ひまわり館。味わいの里。味わいの里三日月からですね、それぞれ納付金、雑入として 10 万円、各施設 10 万円を見込んでおります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 21 ページなんですが、諸収入の中で、町税滞納金ですが、これのとり方は、どういうふうにして、ずっと当初 10 万から増えて来ているわけなんですが、今回も 90 万いう事なんですが、その取り方ですね、どういうふうにされておりますか。

議長（西岡 正君） はい、税務課長ですか。

税務課長（大橋正毅君） これは、取り方と言いましても、これは、法令によってとっていただいております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 法に則って、こうされている訳なんですが、この税の滞納した場合ですね、取立てに行くというか、用紙だけで通達をされるか、通知をされて、こう個人で持って来るというか、振込みされるか、またそれに対して、まだできない人に対して、町としては、職員が行かれるとか、町長が行かれるとか、色んな場合があると思うんですが、そういった詳しい経過を教えてください。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君） 町税につきましては、これは、補正予算とは関係ない事ではないか

と思うんですけど、滞納の、ちょっと待って下さいよ。税務課の方で、滞納整理の基本方針を作りまして、それに則って、納税折衝等で税の徴収をしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） ページ17ページ、15の林業の補助の中です。有害鳥獣の防除という事で60万上がってございますけれど、あの、先だって、まあ猟期が終わったわけなんですけれど、18年度ですね、鹿とか猪に何頭ぐらい捕れた、まあ捕まえる事ができたんかというような事と、それから一番下のですね、45の災害復旧の県の補助金、17ページ、これらについては、中身的にどうであってこうなったんかという事を教えてください。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） まず自治振の有害鳥獣駆除ですけども、昨年、実績が約490頭だったと思います。それで、今年もですね、12月補正で、まだ3月がですね、駆除期間がありますので、実績並みの予算を置かさせていただいておりますので、まあ昨年並みの駆除頭数490頭ぐらいは、近くまでは行くのではないかなというふうに思います。それと、災害復旧の、森林ですか、それとも

4番（岡本義次君） その金額の三角になったん、2つの5,700万と3,500万のん、中身的にどうやってこうなったのか。

農林振興課長（大久保八郎君） 上側の現年発生農林災害復旧補助金につきましては、18年度実施する昨年の7月の災害の関係なんですけども、これにつきましては、概算で上げさせておりましたけれども、今回、精査させていただきまして、歳入歳出とも落とさせていただいております。それと、森林災害につきましても、当初あげさせていただいておりますけれども、これ、風倒木整理、また19年度は造林事業が入ってきます。これもですね、当初、概算予算で置かせていただいております。今回の補正では、県がですね、激甚また指定地被害また普通の被害と、まあ、そういうような、国の補助率が違う内容もありますので、そういった区分させていただいて、精査させていただいた額として、落とさせていただいております。歳出についても、同じように落とさせていただいておりますけれども、これにつきましては、また19年度、主に造林になりますけども、そういった事で、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 18ページ、教育費委託金で子どもと親の相談員委託金、これ、敏森議員に対しての答弁で、ちょっとお聞きしたんです。ちょっと詳しく、もっとお聞きしたいんですけれども。

議長（西岡 正君） はい、教育推進課長。

教育委員会教育推進課長（坪内頼男君） 子どもと親の相談員の委託金ですけれども、これは、全国的に小学校全小学校ですけれども、そこに1名ないし2名の相談員を配置して、いじめ対策という形で、行われているものです。佐用町の方では、いじめ、子どもと親の相談員という事で民生児童委員さんと、主任児童委員さんをお願いして、この3月に、各小学校に行っていて、子ども達と一緒に見ていただいたり、遊んでいただいたり、それから先生という立場じゃなしに、一般の立場で、子ども達を見ていただくと。それと相談にも応じていただくという事で、今、この3月に入ってからで、回数は、まだ2回あるいは3回なんですけれども、学校によっては、行列ができる程、相談に訪れる、子どもだけじゃなしに、親も相談に訪れられているという実態を聞いております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 毎日じゃなしに、定期的に、ほなら、やられるわけですね。その民生委員が、その順番で。

議長（西岡 正君） はい、教育推進課長。

教育委員会教育推進課長（坪内頼男君） 時間的には、この1ヶ月の間に32時間という事で、1日、大体半日4時間程度という事になりますと、8日間ぐらい、で、各学校10校ありますので、今のところ18名程の民生児童委員さんをお願いしてます。それぞれ、学校を受け持っていていただくという事で、1校については、1名ないし2名の相談員さんが、行っていただいて、そういう中で半日程度8日間、対応していただけてます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） これ、小学校、中学校も両方ですか。

議長（西岡 正君） はい、教育推進課長。

教育委員会教育推進課長（坪内頼男君） 小学校だけです。

8番（井上洋文君） はい、了解。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） ええっとね、25 ページの 35 企画で負担金で姫新線の 390 万が減額になっただけ、促進同盟、

議長（西岡 正君） ちょっと待って、歳出ですので、歳入。

11 番（山本幹雄君） ごめん、間違うた、間違うた。僕も勘違いしとった。すみません。取り消します。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 11 ページですから、歳入です。まず民生使用料、11 ページ、外出支援サービス使用料 15 目の 20 節ね。11 ページです。これが 240 万円補正減ですけれども、当初 286 万で 12 月に 68 万円補正して 240 万円引けば 114 万円程になるわけですが、これ内容説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、福祉課参事。

福祉課参事（湯浅政己君） 12 月に補正 68 万円しましたけども、この時は、旧のサービスのマイナス 172 万円とその時に 2 月以降実施しますタクシーサービスとさよさよサービスの関係を 240 万、そこで補正させてもらいましたけども、これは、その 10 ページの負担金であるという事なんで、そこへ振替、落としまして、今回上で、195 万、タクシーとサービスの負担金を、そこへ上げております。振り替えております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 例の、この、さよさよじゃなくって、身体障害者の方の片道 500 のね、社協がやってる、外出支援がありますけれども、あの分ではないんですか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課参事。

福祉課参事（湯浅政己君） その分につきましては、個人残っております。この 240 万は、このタクシーと外出支援の、そのさよさよサービスの分でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 17 ページの県支出金ですが、土木費 30 目の土木と 35 目の消防費の関係ですが、この説明のところに、自治振興事業補助金という事で、どちらも同じ説明なんですけど、この 400 万の増と 300 万の減の内容を教えてください。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。財政課長ですか。はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 土木関係の地域防災の関係ですが、これ、今回説明させていただきました双観橋撤去に係わる部分のものを、この自治振興の事業として県の方にお願いをしておるとい事で、今回 400 万円を計上させていただいております。それから、もう 1 点、消防費の関係ですが、これは地域防災同じ西市防火水槽の設置の部分の減額したという事でございます。

5 番（笹田鈴香君） すみません、もう 1 回、消防の方、ちょっともう 1 回名前を教えてください。

議長（西岡 正君） もう一度、お願いします。消防費補助金の方の、もう一度。

財政課長（小河正文君） 三日月の西市ですか。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

はい、他に。

ないようですから、歳出を。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 今、双観橋の話が出たんですけど、業者が何社入札あって、何ぼで落ちて、入札率なんぼだったん。

議長（西岡 正君） ちょっと未だ、未だでしょ。それは。もうしとん。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、はい。

町長（庵途典章君） 行政報告で報告をさせていただきましたね、980 万で上野組が落札をしております。

議長（西岡 正君） ああ、言いよったな。

〔岡本義君「いや、何社とか、率」と呼ぶ〕

〔町長「率」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 9社の指名入札で行っております。

〔岡本義君「何パーセントでしたか」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） えっ、僕も、もう終わりましたら、もうそれで、一応、詳しい記憶はないですけども、9社か10社の指名入札でしたけれども、また、それは、入札結果を見てください。公表してます。

議長（西岡 正君） はい、ほならよろしいですか。パーセント、よろしいですね。

〔岡本義君「いや、パーセント聞きよんやがな」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） いや、分からないです。今、ここで。

〔岡本義「いや、後でええがな」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） だから、後からね、ちゃんと入札結果を公表してますので、その確認をしていただければいいです。

〔岡本義君「議会で言うてくれたらええやん。見て来いって言うんじゃなくって」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） いやいや、そうじゃなくって、ここでは無いんですから、はい、通常、もういつでも見てもらえるようになってますからね。これまで。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 見たら分かるって、それは充分知ってますよ。そやけど、議会で、我々にも、そういう事も、やっぱり公開する、我々が聞けばですね、公開する義務があると思いますよ。後でええんや。

議長（西岡 正君） ちょっと待ってくださいね。

〔岡本義君「今、分からんのんだったら」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） もし、分かったら、後で報告願います。

他に。

ないようですから、歳出を、歳入を終結いたします。続いて、採決に移りますが、引き続きございますか。

はい、歳出。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） すみません、ちょっと、先、間違えたね。25 ページの、まず、姫新線の電化促進のんでね、390 万の減額ね、ちょっと理由言うんか、ちょっとお願いします。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） この件につきましては、議会の方でご説明をさせていただいておったと思うんですけども、2月8日付けで、基本協定書ができて、それ以降に年度協定の詰めを行う中で、今年度の中の、設計等の費用になるんですけども、その分が年度内の執行ができにくいという状況になりまして、県の方は、繰越の処置をされるんですけども、町の方が執行がない分を置いておく事になりますので、翌年度の方であげさせていただくという措置を取らせていただきました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 35 ページですけども、保育園費、保育園沢山ありますから、人も沢山いるんですけど、時間外勤務手当の400万の減と臨時職員賃金の400万の減の中身教えてください。

議長（西岡 正君） 福祉課ですか。総務課ですか。総務課長。

総務課長（小林隆俊君） それでは、1点目の職員のですね、時間外の400万の減という事でございますけれども、この時間外等をそれぞれの科目に、沢山減額等もさせていただいております。当初、7パーセントという事で、置いておるわけですけども、なぜ減ったかという事ですけども、これら、土日の勤務とかですね、そういう場合におきましては、振替休日なんかも、振替えてさしていただいておりますというような状況の中でですね、全体に時間外というものを削減に努力をしております結果、それぞれの科目で時間外を落とさせていただいております。それと合わせて、臨時職員等におきましてもですね、同じような考え方で、当初予算置いておりましたけれども、そういう事で、減っておりますという状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。ないですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 26 ページですけども、合併体制整備事業、提案説明の中でもあつ

たんですけれども、図書館システム整備委託料、この図書館システムの整備どんな内容か、それで、これする事によって、どういうふうなメリットが出て来るんか、その点、お願いします。

議長（西岡 正君） はい。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（岸井春乗君） 図書館が開館して6年が経過しております。13年4月から開館で、その当初からのコンピュータシステムが、そのままなんです。で、これは、2、3年前から、予算要求をさせていただいておったんですけれども、今回、合併の関係で、補助事業あるという事で、計画あげさせていただきました。図書館の関係のサーバーそれからシステム、勿論そのパソコンの関係、パソコンが11台、サーバー1台とか、それから図書館のインターネット用のウェブサーバーとか、それから、その関係のクライアントの費用等で、交換していただくという事なんです。今使っておるのが、Windowsの98なんです、もう後、対応していただけないという事なんです、今度XPの方で、システムを変えて行くと、更新していただくという内容です。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その図書館内のコンピューターを古くなったから変えるという事で、町内の合併して支所と結ぶとか、その学校と結ぶとか、そういうシステムはないんですね。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（岸井春乗君） それも、願いはしたんですけれども、採用にならなかったというような状況です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） はい、ええっとですね、26ページ、37のまちづくり推進員の中でね、地域づくりセンター長の報酬という事で143万3,000円、三角になっておりますけれども、これらについては、まちづくりセンター長は、ああ、地域づくりセンター長はですね、自治会長と同じような中身的に、こう全部どう言うんですか、一律に学校単位の中でやられとんか、それとも、各戸数によってね、中身的に、変更、この報酬はなっとんか、そこら辺の中身を教えていただきたいん。それから、ページ41ページにくま蜂の処理の、これ84万三角になってございますけれども、これ今年度18年度何件あったんかという事をお

願います。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） センター長の報酬につきましては、一律でございます。協議会単位に1名おられまして13名おられます。この中で、減額等になってますのは、三日月等が、当初3つの中の協議会になるかどうかという事で、それが1つになりましたので、その分の減額と途中からセンター長ができて協議会ができましたので、途中からの報酬の支払になりますので、その辺の減額になってます。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

〔農林振興課長「ちょっと待ってください」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） そしたら、まちづくり課長の説明は、それでよろしいか。

4番（岡本義次君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 当初150件見ておったんですが、18年度、現在では19件だったという事になっております。当初150件はですね、旧町から、前年の実績を当初予算させていただいておったんですが、18年は少なかったという事です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

4番（岡本義次君） はい。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

4番（岡本義次君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 37ページの予防費なんですが、説明の2時間人間ドック委託料200万の減の理由と。その次が農業の土づくりセンター、農業振興費ですね、土づくりセンター指定管理委託料、この150万の減の理由。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 例年同じ当初予算では、700数十万だったと思うんですが、

委託、指定管理しておる農協、JAの方にですね、18年度の決算見込みを出すようにしております。その結果18年度においては、当初予算よりも150万少なくなるという見込みが出ましたので、今回補正で落とさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） 2時間人間ドックの関係ですけども、この分につきましては、当初に人数的に全額補助を120人とそれから半額補助120人を見ておったんですけども、実際1月末までに全額補助が78人と半額補助が34人という事で、人数が減った関係で、減額をさせていただきました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） そしたら、この人間ドックの関係ですけども、他で受けるから止めたという人があると理解してもいいわけですか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） ちょっと、他で受けるという意味が、ちょっと分らんのですけど、どういう事ですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） あの、委託をされるわけなんですけども、その人数が、例えば120人を予定していたのが、こう30人しかなかったという事は、他で、その全然、人間ドックじゃなくって、他で検診を受けるから止めたと、そういう人はないんですか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） 人間ドックにつきましては、町内の3医療機関の方をお願いしております。その分については、あくまで予約制でありますので、他の分とかいう事じゃなしに、あくまでも受診者が少なかったという事でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ええっとまず、47 ページ、橋梁新設改良費で工事請負費、2,489 万 3,000 円の減額という事ですけれども、これ平谷橋の精算と双観橋、この中へ入れてるのかどうか、撤去ですね、それを伺いたいです。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） これにつきましては、平谷橋はですね、ご案内のとおり 17 年度の繰越でございました。それで 17 年度の繰越の分とそれから 18 年現年の分です、約 1 億 7,000 万程あったと思います。それをこないだですね、工事請負でご承認いただきましたように、1 億 3,000 何がしかで終わったという事で、その分が、まずマイナスになりまして、双観橋で 1,200 万計上させていただいた。その差額はですね、マイナスという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 双観橋で計上したん。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 計上と言うんか、その分を残してマイナスとしたんが、2,489 万 3,000 円のマイナスという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） いや、僕、聞きたいのは、双観橋の撤去工事やるんだったら、双観橋の撤去工事で計上しなきゃいけないんじゃないんですか。それ聞きよんやけど。平谷橋の清算だったら、清算。撤去なら撤去いう形で。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） この件もですね、議員の連絡会の時に、私、早急に取りかからせて欲しいと。ただ、予算上はですね、これ本来なら、予算を置いて、今、議決をお願いしなきゃいけないんですけども、今年の自治振も県に今年度分としてお願いしたい。今年中の

事業としてですね、やりたいので、この予算としては、この橋梁費、ここの項目で取り扱わせて欲しいと、そういう事をお願いをしたというふうに思っています。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 分かっとんや。

町長（庵逄典章君） だったら、これで、いいんじゃないんですか。

21 番（鍋島裕文君） それで、項目を作らなくていいのかと聞いておるんや。この橋梁の中に。この財源的には、

町長（庵逄典章君） もう、元々ですね、

〔鍋島君「うん」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） まあ、これ言うたら、コンピューターで、当時のあれを作ってますから、

〔鍋島君「うん」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） まあ、そういう事は、分かっていた中で、説明もして、そういう処理をさせていただいてますのでね、はい。それは、ご理解いただきたいと思います。

21 番（鍋島裕文君） ご理解しとんですわ。しとんや、しとんだけど、予算としてやる場合にはね、名目出す必要があるんじゃないかと言うとるわけ。財源的には聞いてますよ。だから、だって、歳入では、もう自治振興費 400 万入れておるんだから。その点で。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

建設課長（野村正明君） 補足説明させていただきます。平谷橋にかかる減額は、3,647 万 3,000 円でございます。3,647 万 3,000 円の減額、双観橋撤去費が、1,158 万でございます。

先程、言いました 1,200 万につきましては、22 の節のですね、物件移転補償費の 42 万円を足して 1,200 万という事で計上させていただきます。説明不足でございました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 56 ページにですね、学校給食とか給食センター食堂って運営費が上がっておりますけれど、全国的にですね、いわゆる給食費の滞納っていうのが、22 億程あ

ってですね、大変世間では問題になっておりますけれど、佐用町においては、保育園とか小中学校において、そういう問題は、ないんですかという事が1点と。それから、その下の57ページの災害復旧費でですね、工事請負金の15万の5,100万とか、その下の1,600万の三角でございますけれど、これも、やはり精査した上でハッキリ確定したがゆえにですね、こんだけの金が浮いて来たというふうに解釈していいんか、そこらへん。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（山口 清君） それじゃあ、給食費の、これは食材の分としていただいている給食会計、各学校で、それぞれ持っていていただいております。それで、最終的には、それぞれの給食運営委員会の中で、所管していただいておりますけども、今のところ、5世帯が、滞納傾向にあるという事で、それぞれ各学校においてPTA役員を中心に、給食費の徴収に当たっていただいております。

〔岡本義君「金額何ぼぐらいなん。」と呼ぶ〕

教育委員会総務課長（山口 清君） ええっと、36万3,500円です。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 57ページの農林水産施設災害復旧費でございますけれども、これにつきましても、概算でですね、歳出の方もあげさせていただいております。10月に査定受けたりしまして、その後ですね、査定で削られたりと、色々ありますけども、18年度の決算見込みとして、ある程度精査させていただいて大体言う事でお伝えさせていただいております。よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、他に。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番(敏森正勝君) 45ページの林業振興費です。負担金補助及び交付金の下から2番目、被害地造林補助金という事で、7,510万9,000円あがっておるわけなんですけど、これにつきましては、何ヘクターの減額になるのか、どういう意味で7,500万の減額になったのかという事を、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） これにつきましては、歳入は1本でですね、補助金の方受け入れしておりますけれども、森林風倒木の関係でですね、激甚と指定とその他被害のいう国の採択によりまして、国の補助率がそれぞれ違います。当初ですね、県と予算段階では、

そういうような、当初予算させていただいておりましたけれども、その振り分け等がございます。それで 18 年度の実施状況なんです、雑木整理がですね、176.13 ヘクタール。それから跡地造林が 14.93 ヘクタール。跡地造林にですね、鳥獣防護柵というのを行います。これが 37 万 7,200 メーターをやっておりまして、それが、全てその対象になります。その後ですね、後県または町の随伴もあります。そういった面も踏まえまして、その歳出の面では、激甚指定その他等に分けさせてもろて、歳出をやっておりますので、こういった区分分けになっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、他に。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより採決に入ります。
議案第 42 号平成 18 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
ここで暫く休憩をいたします。再開を 15 時 30 分といたします。

午後 03 時 09 分 休憩

午後 03 時 30 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き、休憩前に引き続き審議に入りますが、先程の岡本議員の質問に対して、町当局より答弁があるようでございますので、お願いします。

〔町長「どうも失礼します」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 先程質問がありました、お答えができておりません。
双観橋の入札につきましては、10 社指名を行いまして、落札は 980 万で落札しております。予定価格に対します入札率は、97.42 という事になります。これは、第 1 回目では落ちておりません。先程のお話のように、2 回目の入札です。ただまあ、この設計につきましてはですね、当初何千万もかかるだろうというような中ですね、私も現地を良く見て、やり方を非常にまあ、合理化して最小限の工事できるようにというような工夫をしてやっております。ですから、かなり、その辺はですね、設計なり予定価格当初はかなり厳しくやっているとというふうに、私は、考えております。

はい、以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですね。

なお、高木照雄議員の方から奥さん入院の為、介護の為にですね、休ませていただいたという事で、先程、受け付けておりますので、よろしくをお願いします。

続いて、議案第 43 号平成 18 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出についての質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） ページ 4 ページですね、国民健康保険の 20 番と 25 番それから 15 番の退職被保険者の 20 番と 25 番の説明を願います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 滞納繰越分ですね、数字的には、そこにあげておるとおりなんですけれども、ただ、この数字につきましてはですね、この現年分と繰越分については分けておりますけれども、後の数字につきましてはね、若干また最終的には変わってくると思えます。それでですね、滞納繰越で、前年度末で 7,545 万 2,000 円余りございました。で、1 月の末で、2,239 万 6,000 円余りの入を見ております。それを医療分とかいう割っておりますけれども、この金額も、先程言いましたように、最終的にまた、割り振りします。若干違って来ます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。ないようですから。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、同じ 4 ページで、一般退職者の国保税の、この補正内容ですね、まあ、一般の分は、1,700 万、5 パーセントの減額。退職者は、同じ 1,700 万だけど、約 1 割超える 1 割ほどの増額になってますけど、当初から見て、この補正内容について説明願います。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 4 ページの税の方ですね、

〔鍋島君「そうです」と呼ぶ〕

住民課長（山口良一君） はい、これはですね、先程も言いましたけれど、従来その歳入につきましては、現年度と過年度だけに分けて受け入れしております。最終的に、ここで言いましたら、医療分の限度がいくらと、それから介護分がいくらというより、最終的に割り振りしますので、この数字と言うのは、昨年度の実績に基づいて、パーセントで割り当て

しておりますので、最終的に若干金額変わってきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 8ページなのですが、8ページの雑入で、無資格受診による返納金40万5,000円、これの内訳を教えてください。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） はい、ええっとあの、これは字のとおりですね、無資格という事で、実際にその、例えば社会保険に入っているにもかかわらずという事で、国保を使うという、そういう場合がございます。それは、届けに来られた時に、もう既に資格がないのに、使っているという事で、ちょっと件数は、ハッキリ分かりませんが、そういった方につきましては、後ほど、その負担分はですね、返却してもらおうという事で、その金額をあげております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、他に。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これで本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を省略いたします。
これより、本案について採決に入ります。

議案第43号平成18年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
続いて、議案第44号平成18年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第3号）の提出について、の質疑に入りますが、ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 全体で、8,336万9,000円の減額で、

議長（西岡 正君） ページ数お願いします。

20 番（吉井秀美君） 項目があるので、1つ1つ質問するのが大変なんですけれども。まずは5ページですけど、総務費補助金、介護保険システム改修補助金、これについてお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。ちょっと、はい、3つね。

20 番（吉井秀美君） それから、補助金じゃないです。すいません。それと、そのページの関連ですから9ページで説明をお願いします。介護システム改修委託料336万円。それから、10ページなんですけれども、保険給付費介護サービス等諸費の全項目での一番上は違うんですけれども、減。それから、12ページの15目、介護予防サービス給付費の減。それから、その、

議長（西岡 正君） ちょっと、ちょっと、それまで、そこらでしてください。はい、答弁願います。はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） 一番最初、何ページでした。

〔吉井君「9ページをお願いします」と呼ぶ〕

健康課長（達見一夫君） えっ。

議長（西岡 正君） 9ページ。

健康課長（達見一夫君） 9ページね。9ページの、ああ、300 すみません。

〔吉井君「あの、システムね」と呼ぶ〕

健康課長（達見一夫君） このシステムにつきましては、平成20年度から後期高齢者の医療関係の制度が始まります。これに基づきます介護保険部分の電算システム等の改修という事で、第2表のところで、明許繰越の表をあげております。国の方の都合で本年度国の方から、明許繰越をしてやりなさいという指示の下に336万円あげさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい。

〔吉井君「10ページ」と呼ぶ〕

健康課長（達見一夫君） 10ページですね。はい。10ページの関係につきましては、一応、今までの実績等によりまして、その過不足等を計上させていただいております。まあ、一番、介護サービス等処理の中で、一番大きな減額については、30目の施設介護サービス給付費、これにつきましては、ご存知のように、旧南光町に特別養護老人ホームのはなみずきが本年オープンされたんですけれども、このオープンが年度途中という事と、開所当初の方に、こちらが予想しておった人数よりも入所の方が少なかったという事で、このサ

ース費等が減額になっております。それから、12 ページの関係につきましても、一番大きなのが、15 目の介護予防サービス給付費、これにつきましても、昨日吉井議員の一般質問の中等にもありましたように、18 年度に法律改正によりまして、介護度の段階が変わってまいりました。今まで、要介護 1 のところを要支援 1 にというふうに介護度を分けるという事、その審査の中で、国の方が当初、見込んでおったのが、要介護 1 から要支援 2 の方になる分が 70 パーセント程出るだろうという予定の、そういう計画でした。それが、実際やってみますと、40 パーセント程度という事で、この支援サービス等の人数が国の試算より少なかったという事の減額でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） それでは、引き続いて、15 ページの 10 目の介護予防特定高齢者施策事業費、これの減について。それから、その次のページの 16 ページの 10 目の介護予防ケアマネジメント事業費の実態把握料 335 万円の減。

議長（西岡 正君） はい、答弁してください。

健康課長（達見一夫君） この介護予防支援事業、地域支援事業なんですけど、これも今、申しましたように、当初、予算計上をする時には、国の率では、5 パーセントの特定高齢者が出るだろうという事で、予算計上をさせていただきましたが、実際やりますと 0.17 パーセントですか、そのぐらいの特定高齢者しか出て来なかったという事で、今回、ここで減額補正をさせていただいております。それから、ケアマネジメントの事業に付きましても、もうその実態把握という事で、特定高齢者等の社協等をお願いする部分なんですけども、これにつきましても、今言ったような理由で、それが多く出て来なかったという事で、減額をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。ちょっと待ってくださいよ。吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） それでは、20 ページです。10 目の居宅支援サービス費収入ですけども、これの計画費収入の 444 万 9,000 円の減と、それから、ええっと、その下の歳出の方のサービス事業費の居宅支援サービス事業費の新予防給付ケアマネジメント委託料の 535 万 8,000 円の減について。

議長（西岡 正君） はい、答弁してください。

健康課長（達見一夫君） これにつきましても、特定高齢、すみません。要支援 1、2 の方の介護サービスの計画費、介護予防サービスの計画費という事で、国が思ってた率よりも少

なかったという事で、要支援 1、2 の人の出現率が少なかったという事で、収入につきましても減額。その変わり、歳出の方におきまして、社協と支援事業所の方をお願いして作っていただきます、事業計画。これも同じく少ないという事で、減をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 4 ページ、同じく 30 番の滞納の中身をお願いします。

健康課長（達見一夫君） これにつきましても、1 月末か 12 月末か、ちょっとこの補正予算をつくる時までの実績等を見て減額させていただいております。それで、今、ここにちょっと、そのあの、内訳等がちょっとあり、また後日連絡させていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

4 番（岡本義次君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 先程の吉井議員と関連するんやけど、15 ページの介護予防特定高齢者施策事業、説明では、国の方としては、5 パーセントを見てたんですけど、町が今度やっていたら、0.17 パーセント、非常に低いんですけども、これは、元々、そういうふうになんと言われて、厳しい見方があって、少ないだろうと言われていたんですけども、今後、そういうふうな傾向は続くというふうに見ておられるんですかね。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） お答えいたします。今議員がおっしゃいましたように、この特定高齢者等を特定するのに、国の方からチェックリストという 1 つのリストがあるんですけども、そのチェックの項目が、非常に厳しいという事で、国の方も、今申しましたように、0.17 パーセントとしか、出て来なかったという事で、19 年度、どうも、そのチェックリストなり、それらを見直すようでありますから、今までよりは、ちょっと特定高齢者の出現率の方が出て来るのではないかと考えております。

議長（西岡 正君） はい、他に。

ないようですから、質疑を終結いたします。

これより、本案について討論に入りますが、討論ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。

議案第 44 号に反対の討論をします。先程説明していただきましたが、今補正予算は、2008 年度から 75 歳以上の高齢者と 65 歳から 74 歳までの寝たきり高齢者を現在加入している国民健康保険や組合健保などから、切り離して後期高齢者だけを被保険者とする新たな保険医療制度、これの導入の準備の為の予算が組まれています。後期高齢者医療制度の最大の問題は、後期高齢者の医療給付費が増えれば、後期高齢者の保険料の値上がりにつながるという仕組みになっている事です。その事が、受診抑制につながり、高齢者の命と健康に重大な影響をもたらす事が懸念されます。また、保険料は、介護保険と同様の年金から天引きで徴収されます。従来、後期高齢者は、障害者や被爆者などと同様、短期証、資格証を発行してはならないとされて来ましたが、この制度では、保険料の滞納者は、保険証を取り上げられ、短期証、資格証が発行されます。高齢者の生活と健康を脅かす制度です。また、昨年 4 月の介護保険改悪によりまして、介護予防という名によるサービスの切り下げが行われています。それで国の方が年間 1,500 億円程度の給付費削減効果があるとされておりまして。特定高齢者施策は、65 歳以上の高齢者の 5 パーセント程度が出現すると、国の方は、予定しておりましてけれども、介護予防事業で市町村が実際に行った調査では、対象となる特定高齢者は、0.17 パーセント程度にしかならず、実態に合わない和不評です。このような介護サービス切捨てにつながる会計に反対をいたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。ないようですので。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、1 番、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 今回、提出されております補正予算に賛成の立場で討論を行わせていただきます。あくまで国が定める法律あるいは、これから先示される方針に基づいて佐用町においても、その 1、保険者として責任を持って、これまで事業推進をさせております。今回の補正予算も、それに伴う適正な実行を行う為のものであり、本題に反対するような立場で、この補正予算に反対をするという事は、これあくまで住民サービスを放棄するという、そういう姿勢にしか、私は、捉える事ができません。これ程までに、各事業者、1 事業者として苦勞され、この予算を適正に執行しようとする町の姿勢に反対をする事ができませんので、賛成をし、討論とします。

議長（西岡 正君） はい、他にございませんか。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、本案について採決に入ります。

議案第 44 号平成 18 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案(第 3 号)の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 45 号平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 質疑はないようでございますので、質疑を終結いたします。これより、本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので、討論を終結いたします。これより本案について、採決に入ります。

議案第 45 号平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 46 号平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について、の質疑に入ります。質疑ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 1 つは、3 ページの使用料及び手数料 10、簡易水道使用料の減額 1,308 万 2,000 円。これの説明をお願いいたします。それと、他にもありますが、いいですか。同じページの加入負担金の新規加入ですか、その関係、工事の関係もお願いします。とりあえず、そのこのところ。

議長（西岡 正君） ええ、水道課長。

水道課長（西田建一君） 最初の簡易水道使用料、現年度分で 1,308 万 2,000 円の減額でございます。これにつきましては、町長の方からの補正予算の提案説明の中で、申されておりますように、平成 17 年度の状況の中で、当初予算編成をさせていただいたわけでございます。そういった中で、今、現在の状況を見ますと、約月平均といたしまして、100 万程度の使用料の減額という実態がございましたんで、今回 1,308 万 2,000 円の減額という事で、さしていただく。これの大きな要因といたしましては、使用者の減という事で、社会減。いわゆる死亡それから転出、それに伴います給水戸数というものが大きく関係してあるのではないかなという感じを持っております。それから加入の負担金につきましても、これも、申し上げましたとおり、新たな新規加入の増によりまして 275 万円の追加をいたしたところでございます。人数的に申し上げますと、加入負担金の分につきましては、1 軒

の申し込みが、追加の申し込みがございまして、275万円の追加をさせていただいております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 最初にお答えいただいた、水道使用料の減の要因としては、いわゆる死亡であるとか転出であるとかという自然減だとおっしゃんですけど、1,300万という金額大きいのですが、その要因の転出であるとか、そういう使用しなかったという決算を見込んで、最終的な計上ですけれど、一般家庭だけなんですか。他の要因はないんでしょうか。で、使用料が減額になった要因として、死亡の場合はあれだと思いますが、転出も含めて休止扱いの件数など、そういった実態は、どうなっていますか。よろしく願いします。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） 大きな原因といたしましては、先程申し上げました、一般家庭そういうものも状況も、他大きな要因かと思えます。また、それ以外につきまして、大口につきましてもですね、相当数の水道料金をいただいておりますので、それぞれ、特に特別養護老人ホーム等ですね、非常に水道使用していただいておりますが、そういった施設におきましてもですね、節水等に心がけていただいておりますかというような事で、使用料金等もですね、前年に比べますと、若干減少しておりますと、そういった諸々の要因の中で、約月平均100万円程度の減収。この予算の中で、最終的な現年度分の徴収率といたしまして、約98パーセントという状況の中で、最終的に今回3月補正で調整させていただいたという事で、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、他にございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

18番（平岡きぬ糸君） 一般家庭で水道が使えなくなった時に休止扱いしますという事の取り扱いされていると思うんですけど、実態としては、18年度というか、現時点ではどんな状況になっているのか、お願いしたいという質問をしたんですけど。先程分かりました。

議長（西岡 正君） はい、はい。

水道課長（西田建一君） あの、約350件程度がですね、今現在休止されておるとい状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 同じ、3ページ、10番の15の滞納繰越の25万7,000円と6万8,000円の内訳の説明と、今収入がですね、月に100万余り減ってきてですね、死亡とか、そういう転出考えられるという事でございますけれど、今、最近においてもですね、沢山の方が亡くなったりしておりますんで、そういう基本料金が、当然家が空になればですね、停止という事で、今後ですね、今年だけに係わらずね、こういうような状態で減って行くという事であれば、そこら辺の分析いうんか、課長はどうでしょう。ただ、それだけで、こういう100万余りの金額が毎月減って行くという分析いうんか、そこら辺については、もう少し何か、検討されていますか。検討言うんか、中身的にどんなんかないいう事を、もう少し分かれば教えていただきたい。

議長（西岡 正君） はい。

水道課長（西田建一君） あの、今現在、詳細な分析等は行っておりませんが、まあ、本年度のですね、18年度の決算状況の中でですね、岡本議員ご指摘のように、更にいわゆるゆ休止家庭、そういった状況の中でですね、十分に、この簡易水道だけじゃなしに、上水道も含めた中で、それぞれの実態がどうなっておるのか、そういう分析をした中でですね、今後将来的にはですね、国なり県の指導の中で佐用町として、いわゆる上水道、企業会計の中で、経営やらないけませんよというような指導が、参っておりますので、そういう計画も含めた中で、充分ですね、分析等行ってコストの削減等をですね、含めた中で、充分調査研究していきたいという考えでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他にございませんか。

4番（岡本義次君） いや、その、それから15番が抜けておる。

議長（西岡 正君） ああ、そうですね。

水道課長（西田建一君） これの内容につきましてはですね、当初予算につきましては、50万の予算を計上させていただいて、12月に約60万余り追加をさせていただいて、2月の段階で、約140万程度滞納繰越分として、既に収入がございました。そういった中で、今回、一般的な水道の滞納分として、25万7,000円を追加させていただいております。件数等につきましては、大変申し訳ないんですけども、個々の件数等は、ただ単に金額で調整をさせていただいたという事で、ご了承賜りたいと思います。

議長（西岡 正君） もう1つ下も質問ありましたんで、お願いします。

水道課長（西田建一君） 滞納ですか。

議長（西岡 正君） 6万8,000円の分も言われたんで。

水道課長（西田建一君） これにつきましては、臨時使用料という事で1トン当たり500円で、工事現場等で利用していただいていた、17年度使用分が今回、落ちております。それから、滞納整理できたという事で、計上させていただいたわけでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

4番（岡本義次君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより本案について採決に入ります。
議案第46号平成18年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第3号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
続いて、議案第47号平成18年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第4号）の提出についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） ええっと3ページ、10番の公共下水の施設使用料が700万余り、プラスになっております。この分析ですね。それから下の同じく15番の滞納の説明と。ええっとですね、6ページの13番の委託料で、これまあ、他の説明では、繰越となってございますけれど、これは、どうしてこう、そっちの方へ持っていかれたんかという事ですね。その説明。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 沢山質問いただいたんですけども、まず使用料の700万円。これは、前々から説明しておりますけれども、1つは、従量制、これは水の使用料で、増えて来る問題でございます。それと、新規加入、これ実は、今丁度ピークになってると思うんですけども、17年から18年で、大体210戸接続使用開始されております。そういう形の中で、収入見込み実績を合わせて、毎回補正をさせていただいて、今、今回700万と。それで、最終的に、どうなるかっていう形については、また決算等でさせていただきたいと思っております。それから、滞納繰越10万、繰越ですね。特定環境保全公共下水道の場合は、

当初下水道使用料の滞納分、前年が 97.92 パーセントの収納率で、大体 98 パーセントでありましたけれども、その滞納繰越として 185 万 5,620 円ありまして、その分で、何回か補正させていただいておりますけれども、最終的に 66 万 2,380 円。ちょっと、補正減額より多いんですけれども、そういう形でございます。件数はって言うて言われますと、これ毎月、それぞれの形になりますので、分かりませんが、繰越の段階で 75 人があったん、全般的に、全員から結果として集めて、その積み上げになってると考えております。それから、どこでしたかいね。

議長（西岡 正君） 6 ページ。

下水道課長（寺本康二君） 6 ページ。

議長（西岡 正君） はい、1,200 万の減。

下水道課長（寺本康二君） あっ、1,200 万の減ですか。これは、町長の方から、説明させていただきましたけれども、いただいておりますけれども、まあ、あの、公共下水道の実施設計業務、これ資格とか、その問題があるんですけれども、職員の方でやろうという形の中で、頑張りました。それによる減と入札減であります。以上です。

〔岡本義君「この 1,800 万も。下の」と呼ぶ〕

下水道課長（寺本康二君） あっ、処理場建設工事ですか。

〔岡本義君「両方や」と呼ぶ〕

下水道課長（寺本康二君） あの、処理場建設工事委託料って言うのは、上月の浄化センターの契約減をさせていただいた、18 年度分の委託料でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 3 ページの、今説明あった、公共下水道使用料の関連で、合併後、17 年から 210 戸が公共ます接続という説明がありました。各処理場毎のね、公共ます接続状況は、現状どうなってるのか、この点、伺います。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 申し訳ありません。決算の、前の時に、大体の数を言わせていただいたとおっしゃるんですが、ただ、今、増えておるんは、上月処理区、佐用処理区を中心に、他の所も増えております。それで、佐用処理区の旧町中の方が 60 パーセントぐらいだったんですけれども、大分延びております。ただ、今、何ぼやと言われたら、ちょっと、すんません、申し訳ありません。また、調査します。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） これね、やっぱり大事なんで、この際、全議員にね、接続状況を公共下水に限らず、農集も含めて、キチット、配付願いたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、課長。

下水道課長（寺本康二君） ええっと、あの、配付していけるようにします。ただし、公共ます、空家とか、そういう形の中も、ちょっと未だつかみきれれておりませんので、本当の詳細という事になると、アンケートとか、そういう格好、今、する予定にしておりますけれども、それをしながら、確定して行きたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。あつて、ちょっと待つてくださひね。金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 5 ページの現場監理費ですけれども、これの委託料、補正 4 回目ですけれども、この補正の度に出て来て、補正の度に課長は、一括、今まで、4 町分であったのが、一括発注で安くなつたという事ですけど、この補正の度に出て来るというのは、それ、どういふ理由なんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願ひします。はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 例へば、処理場の関係でございますが、今回の減額というのは、例へば、UV 系とか、窒素リン系とか、そういう形が丁度、定期検査、1 年に 1 回とか、3 年に 1 回の検査を予算計上してあります。それと、それから工場用排水とか、工場排水いふんか、生活雑排水の関係ですが、それから、タオルが詰まつたりとか、色んな格好があるんですが、それらを対策費として、当初、4 町の方を計上してあります。それらが、指導とか、そういう形の中で、減額して行つた事と、それから先程言ひました保守点検、それらを一括して、入札減言うんか、見積減か、そういう形の中で、減額して来てあります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

6 番（金谷英志君） はい、よろしいです。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） ちょっと、私一般質問途中になっておったんですけども、雨水対策についてのね、工事は、この補正予算にはあがってますか。ここの6ページ、工事請負金600何万というような事なんやけども、これは雨水では関係ないですか。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） これは、雨水対策なんですけど、と言うのは、明許繰越の方で2,770万を計上させていただいておりますけれども、これが、その、いわゆる、それ、明許繰越の2,770万を不足する財源として600何万の補正をさせていただいております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） はい、これはどういう工事の内容は、どういうようなんでしょうかね。あの、そういう事もね、これから、ドンドン聞いとかなんだら、どない言うんか、知らん間に、こう過ぎてしまうというような事になってもあかんので、ちょっと、ハッキリちょっと説明してください。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） あの、まあ国の予算割当てですね、これがとにかく県下で余った分を割り当てて、未契約繰越でもいいから、とにかく事業を進めてくれという中で、全体計画の中で、19年度予定分を明許繰越として、そんだけ分を補正追加したという形でございます。

〔町長「工事の何をやるん」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 工事の内容。

〔町長「次、どういう工事を、それでして行く」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 工事の内容は、もう雨水排水対策を、同じ事で、要は、前倒して工事を進めるような格好の工事費をつけたという話でございます。

〔町長「いや、どこの部分をね」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 工事の、ちょっと、ちょっと、

〔町長「この部分をどうしていくかっていう」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） どういう方法で、どうやるのかっていう内容を。

下水道課長（寺本康二君） ええっと、今年 2,770 万としとんが、駅前から郵便局の手前ぐらいになるかね、そこら辺までが、恐らく行くやろうと言うんと、それから、岡野病院から岡野医院さんの前から、ボックスを伸ばして行こうという形でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） ちょっと、質問も途中になったんですけども、課長は、よう分かっておっと思うんで、聞きますけども、直接聞かせていただいたので、事務所の方で、あの、その水路を変えてね、裏の方に今まで、余裕がなかったところに持って来るような工事の工法になっとなんですけども、課長は、その 16 年の台風の時に、どういう状況だったんかというような事も知ってやられとうと思うんやけども、どういう状態だったですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） どういう状況だったかというのは、その床上浸水が 50 戸で、あっ床上浸水が 50 戸で、床上が 120 戸ぐらいでしたでしょうかね。そのぐらいで、あったという事でございます。それで、いわゆる、その基本的な計画が、何時でいたかと言いますと、平成 16 年の 3 月認可申請、その段階で下水道事業認可の中で、全体計画ができております。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 16 年の 3 月にね、その計画ができて、災害が起きたんは、16 年の 9 月に災害が起きておるんです。ほな、16 年の 3 月の計画で、同じような事をしてますよっていう事で、16 年の 9 月に、その半年後に災害が起きたと。ほな、その災害が起きたら、その災害の事を、キッチリ検証して、その設計された 3 月に設計された事を見直して、安全安心のまちづくりの工事をしていかなんたらあかんのんじゃないんですか。それまでの、災害が起きてない前の設計のままで行きますよっていうような事だったら、安全安全できんじゃないですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） まあ、当然寺本課長が、合併後に課長しておりますから、その時のね、現場、状況をつぶさに見たわけじゃないです。それは、当然、ただ、今その前から、

今日も話しましたように、計画については、もう、そういう災害以前から、色々と計画をして、そういう事の想定した中で、排水がしやすいように、また町内のですね、町内の排水路の整備をという事で、考えて来たわけです。で、あの時の災害、私も、当然、現地として、色々と現地の状況見ておりますけども、これは、多くの水が、その川から、それぞれから、上流で溢れて来たという事と、その全体の流れで、一番下流、今、ここで、来ると、水路が集まっている所から溢れて、それから順番に、ずっと、段々と溢れて、上流側に水が増えていったという状況です。だから、途中の所の水も、確かに一杯になってますけども、実際に多くの水が滞留して溜まって来たというのは、そのその排水ができなかったという事です。そういう事に対して、ポンプを、排水ポンプを設置するという事は、これは以前から、そういう事も想定して計画をしたわけです。だから、今回その後に排水ポンプを設置して、それに対して、途中の流れを、全体を良くして行くという事業を今、やってるわけです。ですから、その森本議員は、ずっと、そこへ一番弱い所に水を集めているというのありますけども、それは、確かに全体としては、もう同じように、何も余所から持って来ているわけじゃなくて、今までの水の水路の経路については、大きかったり小さかったりするものについて、まあ、そのできるだけ、それを整備する中で、今排水路作ってますけどもね、それは、そういう水の流れに合うだけの大きさを計算してつくっているわけであって、その部分で、例えば、上流で水がドンドン、ドンドン溢れて、そこで滞留するという、溢れるんだというような状況に、私はならないと思いますし、そういう事が、技術的に設計をされた上で、計画をされているというふうに思っております。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） あの、これは時間制限ありませんのんでね、とことん聞きたいと思っておりますけども、とりあえず、集まって来る水はね、その排水ができなんださかいに、それ、溜まって行って、この文化センターから、ずっと東の方に浸水して行ったという事が1つあります。それから、もう1つは、当然、川のように流れていった、その水路のところにね、また、別に水路が、今、現在ある水路のそこを水路を変えて、また、そこへ持って行くというような工法はね、今、初めて聞いたんですけども、16年の3月にできた設計を、そのまま、通してやるってというような事を、16年の9月にね、災害が起きたら見直さなならあかんでしょう。そういう災害起きたら。その水路は、そういう弱い所に水路を、水の流れを変えて行くというような事はね、僕は、それも全部検証した上で、やられとんやと思ったりしたら、今、聞いたら、3月にできた設計を、そのままやっていますよってという話なんだったら、何の為の、あの災害の事を、キチット踏まえた上でね、雨水対策をして、そこで頭切り替えてやってもらわななら、そのままの3月のままの、今までの事で、災害がなかった時の排水の設計のだったら、途中がどういう状態だったかという事は、当然、町長も知ってやってと思いますけども、そこに余裕があったわけじゃない水路のところに、また持って行こうとしようわけなんです。そやけど、最後に集まる所は、一般質問でも言いましたけども、右から来る水路も真ん中から来る水路も、左から来る水路もひととこに集まって来ますけども、その一番弱いとこに持って行こうとしようという事が、今、初めて分かりました。3月の設計だったさかいに、そのまましよんやという事は。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あ、災害のね、その状況といのは、私も分かってますし、ただ、そういう事を、その3月、その事、想定して、設計をして、その段階では、だから、工事は何もしてません。だから、3月の時点では、認可申請をとって、その工事に向かってやってた。そこに災害が起きたと。ただ、その災害の内容的には、先程、話も何回もしてますけども、その大山谷川から水が、こちらの川の方へ流れずにですね、直接、町の方へ入って来ている。また、中井井堰の中で、あそこが溢れて入ってきたと。そういう事で、なかなか、今までの排水だけでは排水できなかったという事ですね。ですから、今、森本議員も言われるように、最終的には、その文化情報センターの所に、全部集まってくると。それが、一番弱い所に持って来ると言われるのが、森本議員が言われるのは、どの部分か、分からん。私は、多分、あそこの森本議員とこの、ロータリーの所だと思うんですけどね、あそこに水路が集まって来ています。ですから、それは、その水路の大きさを計算して、そういう水が、そういう元に、直接の原因のなったようなものについては、堤防を嵩上げしたり、井堰を改良したりして、そういう事のないようにという事であり、実際にここに降った雨を想定して、その量については、排水が、それが、全体の流れとして、それができるようにという事で、設計が当然してあるわけですから、災害が、あの水害があったから、変更するんだというような事には、私は、ならないと思いますね。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） あのね、集まる所は1つという事、それは何回も言いますけども、1つなんです。その途中にね、余裕がある所に流すんだったらええんですけども、それだったら、信号からずーっと下にね、駅前の側から、ずーっと1本、住民の人とも言われるように、ずーっとその道の下を本管通して行くというような事も1つできます。そやけども、今までの本管も、そこへ、今までと同じ溝の所に集めて来たら、集まる所は一緒なんですわ。そやけども、余裕がある所でないところに、1つ横切っていくさかいに、それ問題できますよっていう話をしよんです。それは、そこ分かってもらわなあかんのです。集まる所は一緒なんですわ。それはよう分かります。集まる所は。それからの排水の事は、今後考えるいう事なんやさかいに、私も、了解しとんです。

〔町長「だから」と呼ぶ〕

19番（森本和生君） そやけど、その途中の

〔町長「途中」と呼ぶ〕

19番（森本和生君） 余裕のないところに、何で、そっちへ水路変えて行くんですかという話し。

町長（庵逄典章君） いや、それは、今、表面的な水については、その水路、今ある水路も使うという事ですし、元々駅前の今広場の方ですね、あそこにおいても、この横の水路も非常に狭い、小さいという事で、なかなか、それを家があって大きくもできませんしね、だから、あそこの水も非常にたえていたわけです。だから、その森本議員が言われるように、じゃあ、表側の商店街の中を歩いて駅前から直接、そこから保健センターの横からね、

結局集まる所は一緒だった、あそこへ持って行くのと、それから岡野医院さんの所を通って、大きなヒューム管で持って来てね、そのマリア幼稚園の前、まあ、そういう形の今の現在の水路にも流す方法と、これは、私は、そんなに大きな、水路、経路の途中ね、色々カルバートボックスの大きさというのは、それぞれ違いますけども、最終的に、一番弱い所というのは、当然一番下流になるわけですから、その途中の所で、そんなに、床上浸水したり、その原因によってね、溢れてしまったというふうには、思ってません。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） あのね、今の水路のどこを、今度流そうとした水路はね、それが余裕があって、16年の時ですよ。余裕があって流れて来たところだったら、そら、そっちへ回したらええって、言います。そやけども、そこは溢れてね、川のように流れていたんですわ。そこへ、また、こっちへ、ずっとその、駅前まで通って流れて来る水路を切って遮断して、その川のように流れたとこの水路に、また持っていこうとしようわけなんです。そやから、そういう設計はね、僕、今、初めて聞いて、初めて分かったけど、3月にできた設計をね、9月の災害の事を、見んとしよったというような事であったら、絶対、これは、問題になりますわ。何で、ここへ、弱い所、水路の余裕のない所に持って来る必要ない。それだったら、真っ直ぐ、太い管を、ずっと信号から、全部ほなら、西坂の菓子屋の側まで持って来たって一緒なんです。それだったら、今まで来よんと同じ水路です。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） どこもね、その余裕があるわけではないと思いますけども、実際にその災害の時も、駅前の所も、ドンドンとあの時にはですね、平面的に、もう水路と言うよりか、もう全体として、水が流れて、その駅前の方の溝、道路についても、川のようになっております。だから、そういうその、そここのとこだけが、弱い所へ持って来たというつもりはありませんし、一番流れの合理的に持って行く、そして、一番整理をして、キチット、その流れやすい水路、そういうものを計画の中で技術的に、現地を良く踏査してつくられて来ていたというふうに、私は、思ってますし、それがその認可を受けるのにね、16年に、当然やって、この下水道事業と一緒に、これから事業を進めて行きますという事で、認可を受けたわけですから、だから、災害によってね、その全く、その状況が、変わった、地形が変わったとか、その条件が変わったというのであれば、それは、設計変更とかというような事もあるんでしょうけども、元々、何も、それが何も変わっている状況ではありません。そういう事を想定して、設計をされています。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） あの、水路のね、今まである水路と、面積言うか、その水の流れる面積でしょ。面積を大きくして、今までより大きい水路をつけて、そっちへ水かわしますよって言うんだったら、話分かります。今までと同じところの水路に、余分にバイパスのような形でつけてきて、今まででも余裕がない所の水路の所へ流そうとしようわけなんで

す。それだったら、もっと大きな水路を集める所につけなんだらあかんでしょう。今まで余裕がない所に流そうとする無理があるっていう話をしよんです。そやさかいに、町長も、その現場もよう見とってやで、よう分かります。あれ水路、もっと大きい水路にしてね、するいう事にしとったら、そりゃ僕何も言いません。そやけども、今までの水路と同じ所へ、また余分に持って来るという事は、絶対また新たな災害が起きます。それは、もう、この工事の説明があってから直ぐ、町長にも住民の人と一緒に、こういう事だったら困るでっていう話も行きました。そやさかいに、そういう事で、考えてもらえるなって思うとったんやけども、そうでない、このまま工事進めて行くっていうような事になったらね、絶対また前よりも酷い災害になると思います。そやさかいに、こういう排水の事とかね、そんなんは、もっともって議論しながら住民の人にも納得いくような事をしていかなんだら、ドンドン、ドンドン進めて行く、ええ事する。本間に皆の要望の事はしてもらえないという事は、よう分かるとんです。そやさかいに、やってもらいたいんやけども、工法についてはね、その災害の事を見んと、そのまま進めて行くっていうような事の話しですわ。3月にしたって、設計の事をするんじやっていうような事だったら。

議長（西岡 正君） どうしましょ。答弁。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、技術的な事でね、ここで私は、その見解の相違みたいになっ
てしまうんですけども、あの、実際に、あの時の災害の事を1つ整理すると、先程言った
ように、川から水が、直接入って来る水については、当然対応はできません。溢れて来て
しまえばね。で、それは、なかなか、全部排出する事はできないし、ただ、あの時に、そ
の水路について、当然洪水の時には、それを止めると、井堰で、今回でもね、水が入って
こないように、そこで、止めるわけです。だから、その水路については、当時のやつは、
それが、その川から、直接本流から水が入って来たから溢れていると。だから、計算の設
計の中でですね、当然、この全体の、そのこの地域に降った雨、山から来る雨、そういう
流域についての、排水は、充分にこれが、そのできるような計算、それは、もう計算の中
で流量と流速と断面によって、その排水断面が決定されてですね、それに伴うもので、当
然認可を、それ以上のものはできないわけですけども、それでやって来ているわけです。
だから、まあ、その現在の所に繋げると言いますか、その所に、それだけの排水が、一
番、それによって排水が、流れるのであればね、それは、それによって大きな災害が起き
るんだという事には、私は、逆にならない。その通り、その設計通り、それは技術的な設
計の中で、されているというしか、私は、今の段階では言えませんね。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

19 番（森本和生君） 今まではね、16年の災害までにはね、51年の災害がありました。
その時には、当然浸水した所もあります。それは、元々橋桁に、違う橋のようなもん、材
木の集まって、堰き止めて、双観橋のような形で、ザーッと水が入ったという事の災害が
51年にありました。そやけども、今、言われるように、川から超える水はしょうがないが

なという話はね、そないな事は通らんとするんですわ。現実には、この文化センターが建つまでは、排水できよったんですわ。今までは、ずっと排水ができて、何も問題がなかったんです。これができたさかいに、排水の心配を一生懸命しようわけなんですわ。そやで、これが建たなんたら、皆誘致して、ええもんが建ったっていうような事で、誘致した、それはええんですわ。そやけど、その誘致した、それはええんですわ。そやけど、その誘致した後のね、フォローだけは、してあげなんたら、皆の財産って、何回も僕言いますけども、共同の財産ですよ。町のもんでも、町長のもんでも、議員のもんでもないんですわ。そやさかいに、皆の財産になる河川というもんをね、共有する財産なんやさかいに、それは、キッチリ安心安全のまちづくりするっていうんだったら、この建物、極端に言う人だったら、めんでまえ、なんて言う人もおるんですわ。そやで、これができたさかいに、浸水しだしたんですわ。それまではないんですよ。51年の災害、今言うように、川から溢れた水はね、1回堰き止め、橋を堰き止めて入った水あります。前の教育会館の前の上町いう所の橋のところに橋桁に上で流れた、橋の桁なんか詰まって、堰を止めて、水が入りました。それから以後はね、ないんです。そやけど、これを作ったために、この後のフォローを皆心配しとんです。そこをシッカリしてもらわなんたら、今日、何かもう、本間に、こういう事を言うつもりはなかったんやけども、16年の3月にできた設計で、そのまま行っとんですいうような事のようなんで、とりあえず、それでは、16年の9月の、あの災害が何を私達に与えてくれた、そういう問題点をキチット検証した上で、再確認して、もう1回設計してもらえとうもんやと思うとったんです。そうじゃないんです。

議長（西岡 正君） ちょっと、暫く休憩します。

19番（森本和生君） 休憩してください。

午後04時30分 休憩

午後04時42分 再開

議長（西岡 正君） それでは、再開いたします。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） 森本和生君。

19番（森本和生君） あの、誤解してもろたら困るんですけども、この事業をね、国の事業を、今せなんたら、延ばしても、それでええんかとかいう、そういう事を言いよんじゃないんですよ。この事業をええ事してもらいよんですわ。住民の要望の事してもらいよんです。そやけども、現状をきちっと踏まえた上でね、そういう工法でやられてないっていう事に問題がありますよっていう話をしよんですわ。そやさかいに、当然、水路のね、大きさについてもね、自分所の事言いよんじゃないんですよ。この水害だけは、当然、被害がなかったり、自分とこの、雨水とか、そういうもんが、ずっと流れて、下へ流れて行く、それ自分所へ流れて行った人は、あんまり関係ないんです。そやけど、そこへずっと集まって来ると、溜まる所の人は、一番心配なんです。そやで、僕、課長、責めよんでも、何でもないんです。課長も話聞くと、何回も何回も水害におうて、床上浸水にもなったっていう話も聞かせてもろてます。そやさかいに、水害のね、辛いいうもんは、一番よう知っとってやと思う。そやで、それをね、住民の人に、自分の辛いいうもんも組んであげてね、

きちっと、その僕が言いようように、その 16 年の 3 月に設計ができて、それをドッと進めて行った、その途中に 9 月に災害があった。そやけども、その災害があった事をね、きちっと検証して、そこの状況を見て、カルバートの大きさ、側溝の大きさ、そういうもんを、もう 1 回、そこでチェックして、再確認して、そこを流そうとする場所がね、設計どおりで、それで、水路を、大きさを、変えんとそのまま行っとうわけなんですわ。下の方は。それで、そういう事も含めて、ひとつ検証した上でね、チェックした上で、そういう余裕のある所へ水を流してもろたら、僕はええと思うんやけども、余裕が無かった所に流そうとしておる無理があるから、それは大きな問題になりますよっていう事を、指摘しようわけなんですわ。そやから、その辺、1 つひとつ、こうね、ポイントだけおさえてもろて、この事業に僕は、反対するとか、そういう事じゃなしに、事業は、ええ事しよんですわ。僕も進めて来たんですわ。雨水対策はやるで、商店街の人も、そういう形で、やりまよっていうような事で、進めて来た事はね、満足してもらえんような事になるんだったら、どこがそうなんやって言うたら、今、初めて聞かせてもろたら、前の設計でやりよるといような事なんだたら、問題があるんと違いますかという事だけで、もうこれ以上時間取るつもりありませんので、まあ、これは、今、言いようように、予算にはね、当然僕も賛成やさかいに、賛成しますけども、その工法だけはね、きちっと余裕のある所に、今まで流れよった所も変えて行くんだたらね、そういう事も、きちっと検証した中でね、進めて行ってもらうという事。それから、まあ、これもね、町長とか課長とか、水害が起きたら、あの時の課長がどうだったとか、あの時の町長がどうだったとかいう住民は、ものすごう、そういう事を思われるんで、本間にええがいやってもろたなど、庵道町長は、さすが、安心安全のまちづくりをしてくれたという事をね、住民に言ってもらえる本当のええ機会なんです。そやさかいに、その事も含めてね、莫大な金使うんやさいかいに、有効ある使い方をしてもらいたい。僕らも、そういう責任持っとんです。そやさかいに、その事だけ言うて、もうこれ以上は言いませんけども、終わります。

議長（西岡 正君） それでは、先程心配されている事については、充分クリアーできるように努力してください。他に、ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 蒸し返すつもりありませんけども、一応、私らも議員なんでね、話聞いてて、まあ、今の指摘ね、結局設計が 51 ミリでされて、設計どおりで、大丈夫だという事で、言われておるんだけど、今の議員の指摘は、その余裕のない所に集めればね、危ないんじゃないかという指摘があるんです。当然の事ながら、時間雨量 50 ミリでね、設計した設計者にね、この今の疑問をぶつけて回答をもらうという事はできないんですか。

議長（西岡 正君） はい、どうですか。下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 基本的に 50 ミリですよ。時間雨量は、そのポンプ云々については、時間雨量 51 ミリってしとんですけれども、排水とか、まあとにかくね、排水路の計算は、既設の所、いらわんとこについては、断面は、きちっとありますよ。で、問題としては、ポンプではき出してなかった、要は、河川に流れなかったという事が、森本議員も一番おっしゃる、と思いますけど、滞留した事。それから、奥から入って来た事が、

一番の原因。大きな1つの原因になってると思うんです。とにかく、流量計算とか、そこら辺にしたって、計算は、ちゃんと改良選択は充分ありますよっていう計算にはなっております。

〔鍋島君「だから、今の言ったこと」と呼ぶ〕

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 僕、さっき聞いた時に、時間雨量 50 ミリで 16 年 9 月の時間雨量が 51 ミリ言うたと思うんです。

議長（西岡 正君） そうです。

11 番（山本幹雄君） そう言うたね。

議長（西岡 正君） うん。

11 番（山本幹雄君） だから、

〔下水道課長「設計、設計」と呼ぶ〕

11 番（山本幹雄君） だから、設計は 50 ミリだろ。だろ。設計で 51 ミリ言うたんかなと思うん。

〔「違う、違う」と呼ぶ者あり〕

11 番（山本幹雄君） ほな、何か、1 ミリ要は足らんのんかなという気がして聞いたんやけど、まあ、それは、あれやから、ただ、小さい事言わんで、51 ミリか 1 ミリか、まあ 1 ミリやけどね、ごっつうしたら。

議長（西岡 正君） 答弁いりますか。

11 番（山本幹雄君） まあ、まあ、いいです。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） ほな、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） あの、意見でも質問でもないんですけど。要望しますけど。あの、今、分からない人が沢山いると思うので、課長ね、関係地域の説明会の時に、カルバートの寸法がどれぐらいで、で、どう流れて行くんだと。で、森本議員が言われるように、どこに集中する。で、課長が、今説明された、それを強制的にポンプでね、排水する。そのこう、頭にイメージができるように、その説明された資料をね、配った方がいいと思うん

です。

〔鍋島君「予算委員会もあるしな」と呼ぶ〕

20 番（吉井秀美君） どうですか。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

下水道課長（寺本康二君） あの、部落説明会に使った資料っていう、今ですか。また、後日
でよろしいですか。

議長（西岡 正君） それじゃなくって、

〔鍋島君「議長、予算委員会に出してもらったら」と呼ぶ〕

下水道課長（寺本康二君） 町長、町長、よろしいですか。

議長（西岡 正君） えっ、資料、できるんですか。

町長（庵逄典章君） 今はできないけども、後からは、できるでしょうね。

議長（西岡 正君） 後からですね。ほな、後日、資料出していただくという事で。
他に、ございますか。
ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより本案についての討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。
これより、本案について採決に入ります。

議案第 47 号平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4
号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されまし
た。

続いて、議案第 48 号平成 18 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）
の提出についての質疑に入ります。質疑のある方。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 1 ページの歳入なんですが、使用料及び手数料ですが、未接続また

接続している人、色々あると思うんですが、100パーセント接続されている所は、どこでしょうか。ありますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） ええっと、農業集落排水事業が10箇所とコミプラが2箇所、12箇所あるんですが、集落的に100パーセントという所は、未だないです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） あの未接続の、どう言うんか、理由があると思うんですけども、そういう理由は、どういう実態で、未接続が多いのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

下水道課長（寺本康二君） 全域全て、ようやく段々分かってきたという状況でございますけれども、当然金銭的な事情それから、元々その宅地、建物がなくなった、その場合、その他、老齢で、それから供用開始して、まだ3年程度の所は、まだ改築の計画があるので、それまで待つて欲しいとか、そういう形なり、色々です。上月でアンケート取った場合も、色んな例が出て来ておりまして、それぞれの中で、勧奨させてもろた経験はあります。

議長（西岡 正君） よろしいか。他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。ああ、すみません。義次君。

4番（岡本義次君） 3ページ、10番の生活排水の処理の10番の現年分の、この500万の利用者増の内訳と15番の滞納の分の説明をお願いします。

議長（西岡 正君） お答えください。

下水道課長（寺本康二君） ええっと、先程似たようなものですが、新規接続が農集の関係で、47件。それから事業所、臨時どう言うんですか、事業所、姫鳥線とか、そこら辺の事業所なんかにも、臨時用水とか、そういう形をお願いする中で、利用料金の増を見ています。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、他に。

〔下水道課長「滞納すみません」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、もう1つね。

下水道課長（寺本康二君） ええっと農集の滞納です。ですね、ええっと、もともと農業集落排水事業で、10戸で31万3,500円のところ、収納が16万1,100円でございます。それで、滞納の収納率が52.23パーセント。それから浄化槽の方は、16万4,500円のところ4万2,200円入っております。
以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、他に。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、本案についての採決に入ります。
議案第48号平成18年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第2号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第49号平成18年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第3号）の提出についての質疑に入りますが、質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ございませんか。ないようですから、質疑を終結いたします。
討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、本案について採決に入ります。
議案第49号平成18年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第3号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
続いて、議案第50号平成18年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第2号）の提出についての質疑に入りますが、ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 5ページなのですが、一般管理費の賃金のところで、臨時の賃金が、これは、辞めたという事を聞いておりますが、その後の状況で応募された方があるかどうか、教えてください。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） それ以後ですね、募集をいたしまして、2月にいたしましたが、なかったという事で、昨日のお答えいたしましたように新聞等にもですね、再募集をいたしておるところでございます。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。
ないようですので、質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これにて、本案に対して、採決に入ります。
議案第50号平成18年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案(第2号)の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
続いて、議案第51号平成18年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案(第2号)の提出についての質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。ございませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより本案について採決に入ります。
議案第51号平成18年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案(第2号)の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長(西岡 正君) 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
続いて、議案第 52 号平成 18 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算案(第 1 号)の提出についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長(西岡 正君) ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長(西岡 正君) ないようですので、討論を終結いたします。
これより本案に対して採決に入ります。
議案第 52 号平成 18 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長(西岡 正君) 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
続いて、議案第 53 号平成 18 年度佐用町水道事業会計補正予算案(第 2 号)の提出についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

21 番(鍋島裕文君) それじゃあ、6 ページ、この今回の補正の内容ですけども、支出の中の修繕費で 133 万 4,000 円、大酒浄水場流量計雷保護対策工事という事ですけども、12 月補正は、落雷の為流量計取替え工事という事で、補正が上がりました。これは、何故一緒にされなかったかっていう点は、疑問に思うんですけど、その辺りの説明願います。

議長(西岡 正君) はい、水道課長。

水道課長(西田建一君) 12 月補正、前回の補正の中で、1 件雷等の

〔町長「こまい声で言いよったら、聞こえへんがな」と呼ぶ〕

水道課長(西田建一君) 雷等の落雷によりまして、流量計等が故障しております。そういった中で、補正をさせていただいていましたけれども、今回、大酒浄水場、保険金等の収入がございましたので、その対策工事という事で、大変遅くなったんですけども、今回補正で対応させていただいたらという事で、提案させていただいております。よろしく願います。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） いや、その、そりゃ、書いてあるとおり、保護対策工事分かるんだけど、12月にね、補正したでしょ。あの、取替え工事。一緒に、そういう場合ね、取替え工事と保護対策工事を何故できなかったかなという事で、疑問に思ったんですけど。

議長（西岡 正君） はい、答弁。

水道課長（西田建一君） まあ、ご指摘のとおり、12月に同じような状況の中でね、やっとならば良かったんですけど、ちょっと私の方の手違いによりまして、できなかったという事で、今回補正をさせていただいて、できるだけ早い条件の中で、対策工事を行いたい。ちょっと、私の方の提案してなかったという事で、ご勘弁いただきたいと思います。

議長（西岡 正君） 審議中でございますが、ここで時間の延長をお諮りしたいと思いません。

本日の会議を延長する事にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

はい、鍋島議員よろしいか。

21 番（鍋島裕文君） 分かりました。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） 関連なんですけど、これ雷が落ちた言うんは、元々どう言うんですか、その避雷的な物を付けておって、また落ちて、また新しく、こうこれを新設言うんか、変えて行くという事で、そこの事について、それから、こういうふうなんは、保険とかいうのは、どんなん。ないんですか。それと、もう1点はですね、7ページの資金的支出の不用額という事で、150万あがってございますけれど、これらについて、もう入札価格との、どう言うんか、その精査いう分であがっておるんですか。

議長（西岡 正君） はい。

水道課長（西田建一君） はい、あの、確かにご指摘のとおりですね、落雷の防止という事で、避雷針そういった対策をやっておりますけれども、中々そういう物が、十分に機能しないという事で、この上水だけではなしにですね、他の簡水等でですね、落雷等によりまして、流量計そういう物が破損しております。で、保険等にも加入をしていますんで、ある程度ですね、こういった対策工事等につきまして保険金等でですね、工事をやっていきたいという事で、中々避雷針だけでは対応できないという現状もございまして。それから、この150

万につきましては、上月地区の中で、消火栓の設置が必要かなという事で、予算が計上しておったんですけれども、今の状況として、今のところ、この3月までで施工する箇所がないという事で、減額をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 今の保険でも、ある程度対処するという事でございますけれど、この度の分については、保険が全然関係なかったんですか。これは。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） 当然ながら、保険金等の収入等が入っておりますので。はい。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君「この中に網羅しという事やな」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、他に。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより本案について採決に入ります。
議案第 53 号平成 18 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りいたします。
委員会等開催のため明日 3 月 9 日から 3 月 25 日まで本会議を休会したいと思います
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、来る3月26日午前10時より再開いたします。
それでは、本日はこれにて散会いたします。大変、ご苦労さんでございました。

午後05時03分 散会
